

第百四十一回国会 院 財政構造改革の推進等に関する特別委員会議録 第六号

平成九年十月二十三日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 甘利 明君

理事 白川 勝彦君

理事 野田 聖子君

理事 中井 治君

理事 児玉 健次君

理事 浅野 勝人君

理事 大野 松茂君

理事 木村 隆秀君

理事 佐藤 勉君

理事 実川 幸夫君

理事 菅 義偉君

理事 田村 憲久君

理事 谷畑 孝君

理事 能勢 和子君

理事 穂積 良行君

理事 目片 信君

理事 山口 泰明君

理事 渡辺 喜美君

理事 赤松 正雄君

理事 太田 昭宏君

理事 左藤 恵君

理事 谷口 隆義君

理事 西川 知雄君

理事 松浪健四郎君

理事 池田 元久君

理事 生方 幸夫君

理事 佐々木憲昭君

理事 東中 光雄君

理事 秋葉 忠利君

理事 濱田 健一君

理事 上田 清司君

出席國務大臣

法務大臣 下福葉耕吉君

外務大臣 小淵 恵三君

大蔵大臣 三塚 博君

文部大臣 町村 信孝君

厚生大臣 小泉純一郎君

農林水産大臣 島村 宜伸君

通商産業大臣 堀内 光雄君

運輸大臣 藤井 孝男君

労働大臣 伊吹 文明君

建設大臣 瓦 力君

自治大臣 上杉 光弘君

国家公安委員会委員長 村岡 兼造君

内閣官房長官 小里 貞利君

内閣官房長官 久間 章生君

内閣官房長官 尾身 幸次君

内閣官房長官 谷垣 禎一君

内閣官房長官 大森 政輔君

内閣官房長官 阪田 雅裕君

内閣官房長官 八木 俊道君

内閣官房長官 佐藤 英彦君

内閣官房長官 西村 正紀君

内閣官房長官 佐藤 謙君

内閣官房長官 藤島 正之君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

内閣官房長官 萩 次郎君

防衛施設庁総務部長 西村 市郎君

防衛施設庁施設部長 首藤 新悟君

防衛施設庁調整部長 塩谷 隆英君

防衛施設庁総務部長 中名生 隆君

防衛施設庁調整部長 新保 生二君

防衛施設庁調整部長 近藤 隆彦君

防衛施設庁調整部長 原田 明夫君

防衛施設庁調整部長 朝海 和夫君

防衛施設庁調整部長 阿南 惟茂君

防衛施設庁調整部長 高野 紀元君

防衛施設庁調整部長 大島 賢三君

防衛施設庁調整部長 竹内 行夫君

防衛施設庁調整部長 溝口善兵衛君

防衛施設庁調整部長 尾原 榮夫君

防衛施設庁調整部長 浦井 洋治君

防衛施設庁調整部長 伏屋 和彦君

防衛施設庁調整部長 長野 應土君

防衛施設庁調整部長 山口 公生君

防衛施設庁調整部長 松橋 晴雄君

防衛施設庁調整部長 小野 元之君

防衛施設庁調整部長 富岡 賢治君

防衛施設庁調整部長 佐々木正峰君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

防衛施設庁調整部長 田中 泰弘君

厚生省保健医療局長 小林 秀資君

厚生省保険局長 高木 俊明君

厚生省年金局長 矢野 朝水君

厚生省年金局長 堤 英隆君

厚生省年金局長 石原 葵君

厚生省年金局長 熊澤 英昭君

厚生省年金局長 山本 徹君

厚生省年金局長 高木 賢君

厚生省年金局長 中須 勇雄君

厚生省年金局長 高木 勇樹君

厚生省年金局長 高木 道大君

厚生省年金局長 江崎 格君

厚生省年金局長 中村 利雄君

厚生省年金局長 小幡 政人君

厚生省年金局長 征矢 紀臣君

厚生省年金局長 小野 邦久君

厚生省年金局長 小野 茂君

厚生省年金局長 五十嵐健之君

厚生省年金局長 木下 博夫君

厚生省年金局長 尾田 栄章君

厚生省年金局長 佐藤 信彦君

厚生省年金局長 小川 忠男君

厚生省年金局長 鳴津 昭君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

厚生省年金局長 二橋 正弘君

委員外の出席者

参考人

(日本銀行理事)

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

山口 泰君

参 考 人 本間 忠世君
(日本銀行理事)
財政構造改革の
推進等に関する
特別委員会調査
室長 大西 勉君

委員の異動
十月二十三日

補欠選任

小野 晋也君

大野 松茂君

佐藤 勉君

津島 雄二君

中野 正志君

西川 公也君

田端 正広君

西川 知雄君

矢島 恒夫君

栗屋 敏信君

同日

補欠選任

金田 英行君

新藤 義孝君

菅 義偉君

田村 憲久君

山口 泰明君

渡辺 博道君

松浪健四郎君

山本 孝史君

辻 第一君

中川 智子君

堀込 征雄君

同日

補欠選任

能勢 和子君

林 幹雄君

松本 純君

東中 光雄君 矢島 恒夫君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

財政構造改革の推進に関する特別措置法案(内閣提出第一号)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法案及び漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件の両案件を一括して議題といたします。この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案件審査のため、本日、参考人として日本銀行理事本間忠世君及び同理事山口泰君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。穂積良行君。

○穂積委員 我が国の財政が危機的な状況にあるというところで、これに対する国としての姿勢をこの法案によって確定することにつきましては、これは、基本的に適切なことであるとして、これに賛成する立場で賛成をさせていただきます。

ともかくにも、国及び地方の長期債務四百七十六兆円、これに加えていわゆる隠れ借金、国鉄債務等ありますが、四十五兆円、合わせて五百二十一兆円という借金をこしらえてしまった。これについてどのように解決を図っていくか。もちろん解決は図らなければならぬ。そこで、この

法案の趣旨等にも書いてありますけれども、健全な財政収支のもとで、効率的で信頼できる行政を進めるようにするというような決意を盛り込んでの法案でございます。

総理がこの委員会におきまして何回か、この改革をしなければならぬという国にあすはないという総理の言葉は、全く私は同感するものでございまして。ただ、この財政構造改革を進める手法なり実施の時期なり、これらについて、いろいろときようは私なりの問題意識を申し上げて、考えを伺いたいと思っております。

橋本内閣の最重要課題であります行財政改革、その中で財政構造改革については、財政構造改革会議を経て閣議決定をされ、そして、今後歳出の改革と削減を具体的に実施する観点から、法律化するべきものを法案として取りまとめるんだという改革会議の決定と閣議決定に即して、この法案が練り上げられたわけでありまして。

私は、こうした国民の痛みを伴う大変な改革につきましましては、その必要性を、この委員会の場で国会を通じて国民に訴え、理解をいただき、そして協力をいただくということではなければならないという意味では、国全体として取り組んでいく体制をつくるための基本的な考え方を整理し、法律にするということにしたことは結構なことだと思っております。

それから、これについては再度私からも、この問題についてだめ押し的に、私は法律にすることは適切だという立場で賛成をさせていただきます。思うわけでございます。

まず、この法律がなければ財政構造改革はできないのかといえは、私は、時の内閣の決意なり、これをやり遂げるための体制づくり等で、法律なしにもやればやれる話だとは思いますが、ただ、このような形で国会を巻き込み、議論をし、法律

をもってその覚悟を確認的に定めるといようなことをした方が、この時期においてこれは財政構造改革が進む、うまくいくということと法律とすることとしたのだと思うのであります。

これは特に法制局長官、前回のこの問題のやりとりをお聞きしますと、憲法の手続審議権、それから財政法が既に掲げている、財政はどうあるべきかということについての基本的な考え方、これらとの対比においてこれはどうなるのか。この法律の位置づけについて、法制局長官としての考え方を再度はつきりしていただきたいということをまず伺います。

○大森政府委員 ただいまお尋ねの前提としての述べられた御意見に全く賛成でございまして、改めて申し上げる必要もないと思いますが、法律的な拘束力の観点から、私どもの考えているところを若干申し上げたいと思っております。

まず、閣議決定と法律とはどう違うのかという点でございまして、閣議決定と申しますのは、内閣としての意思を決定する重たい方式でございまして。しかしながら、閣議で決定いたしました事項は、同じく閣議決定で、内閣限りでいつでもこれを変更することができるといふことでござい

ます。これに對しまして、この法律案が成立いたしますと、予算編成に当たって政府のとるべき基準、方針が、平成十年度から三年ないし六年間にわたる、中長期にわたって国会の意思として示される。したがって、内閣がこの間、みずからの判断のみによって、自由に、法定された方針等を変更して予算を作成することは許されなくなるといふ法律効果と申しますか、拘束力が生じます。

これがこの法律案の大きな意義でございまして。○穂積委員 実はこの構造改革は、橋本内閣の在任期間いつまでか、私は立派な仕事をされる中で長いことやっていただいて結構だと思つてゐるんですけれども、いずれ次の総理も引き継ぐことになると思ひます。

のではないという意味では、とにかく現内閣、閣議決定でこうするということにとどまらず、後々の内閣なり我々をも法律によって拘束するようなものだということとして、これは大変な法律だ。そういう意味では、野党の皆さんの方からは、これは財政構造改革の基本的なものではないかと、基本法と経企庁長官がちょっと口を滑らせたら、基本法じゃないやないかというお話がありました。実はそういう基本法的なものだと私は思っております。

ただ、特に問題になりました、この法案の第三条、国は、これこれの趣旨にのっとり、財政構造改革を推進する責務を有すると条文ができておりますが、私は、これは国にとどまらず、地方公共団体もこの財政構造改革の趣旨に沿って責任を持ってこれに参画していくことが必要だと思っております。そういう意味では、この法案の第三十九条には、見出しには「責務」という言葉がありますが、地方公共団体について責務を有するという条文上の表現はありません。これについて、自治大臣、この法案についての経緯等、御説明いただきたいと思えます。

○上杉國務大臣 お答えいたします。
現下の地方財政は、財政赤字が二・二％に達するなど極めて厳しい状況にございます。国、地方を通ずる財政赤字対GDP比三％以下の目標に向けまして、地方財政の健全化は極めて重要な課題となっております。

したがって、地方公共団体において財政構造改革に取り組むことは当然必要であります。地方自治の観点から、総理もたびたび言われておりますように、上下の関係ではない、横並びだ、こう言われておりますように、個々の地方公共団体の財政運営を法律により直接拘束するような手法はとり得ないことを踏まえ、法案第三十九条において「自主的かつ自立的な健全化を図るものとする」というきりぎりの形で地方公共団体の責務を規定したものでございます。

とらえまして、地方団体に對しましては財政の健全化の趣旨を徹底してまいらる所存でございます。

○櫻井委員 次に、これは大蔵大臣に伺います。この財政構造改革の各項目にわたりまして、当初予算でしっかりとこの改革の趣旨に沿った編成をせよということが書かれておりますが、何回かの質問の中で補正予算との関係が出ました。財政法第二十九条に補正予算を組む場合の要件等は明定されておるわけですが、今後本法案が法律となつた後に予算編成をしても、なおかつこれは補正予算として臨機に對応すべき事態が必ず何回かは出てくる、毎年かどうかは別として、そういうことが予想されるわけでありまして、そこで、この法案におきまして、当初予算について財政構造改革の趣旨に沿った編成をやるということと補正予算については、どういう位置になるかという点について、これは後ほど各論的にまたお伺いしますが、まず、これについて大蔵大臣の見解をいただきたいと思っております。

○三塚國務大臣 当初予算と補正予算の関係でございますが、先ほど来法制局長官からも説明がありましたとおり、また、たびたび総理も私からも申し上げておりますとおり、座視できない財政的な危機が迫っております。後世にツケを残さないという観点で、三％という数値目標も明示をしたわけでありまして、構造的な財政赤字はこでなくさなければなりません。そういう点もこれありまして、健全財政を目指すというのが基本であります。

よって、この財政構造改革推進に関する特別措置法を出させていただきました趣旨は、まさに国民的課題である財政構造改革、単に行政府の意思表示だけではなく、法律として国民の合意のもとに推進しようという強い政治意思の表明であります。

そういう観点から、条文個々を御言及、精査されておられるわけでありまして、その精神の中に、財政法第二十九条は、御承知のとおり、二点書いてあります。法律上または契約上国の義務に属

する経費の不足を補う場合、二点目として、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出を行う場合に限られますと書いてあります。「予算作成後に生じた事由」であります。

よって、財政法の基本からいいますと、当初予算に、一年、年度予算を組んで国会の承認を得て、そして執行をするという議会政治の基本に忠実に取り組んでおるところでございます。

よって、ただいま御指摘ありましたが、二十九条を厳正に守り、対処をしていくということが財政の運営のなかめである。ましてや、集中期間三年プラス三年という赤字公債からの脱却、イコール健全財政を目指す、それも三％以下にいたす努力を政治的責任のもとにやり遂げる、こういうこととありますから、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○櫻井委員 この問題は、実は後ほど、特に農業関係の予算等で補正予算と本予算との関係、いろいろ私なりの見解を持ってまいりますので、話をさせていただきます。

さて、経済企画庁長官にお伺いいたします。このような財政構造改革を進めることによって達成されるべき目標としての、日本国家の社会な経済なり財政構造というものは、将来どのようなことを想定してこれを進めようとしているのかを、これは一つの、こういうふうなことにしたいんだ、こんなことにしたいというふうな、この財政構造改革が達成された場合における国家像なり社会像なり財政構造なりについて、国民にわかりやすいイメージを与えることが必要なんじゃないかと思ひます。

そういう見地からお伺いをいたします。ともかくにも少子化が進んで、これはこのままいくと、労働人口も随分と日本民族では少なくなっていく。そういう中で、人口構成それから労働人口構成、そうしたものの将来の日本の所得水準はどうなっていくか。そして、十年、二十年先、その社会での租税負担率ほどの程度となっていくか。その租税等の負担のもとで豊かな安心で

きる生活を国民が続けていけるかどうか、その辺が、これは国民として、将来安心してこの国に住み続けたいけるかということにかかわつておるわけでありまして。

そのようなことについて、これからの経済成長の見通し、これは当然、先ほど言いました労働人口や何やら幾つかの要因を踏まえた結果が出るわけですから、その経済成長が今後どうなっていくのか。財政構造改革を進めていく中で、これは処置を誤るとかなりの激動する景気変動ということもあり得ないことではない。しかし、それを乗り越えて、どんな姿になつていくんだ。

何年か後には、もう国際化が進んで、産業面でも国際分業が進み、そして日本国の国民経済がひとり立ちできないで、各国の国際関係の中で、国際経済の中で位置づけられるということになつていくであろうと思ふんですが、どんな格好になつていくのか。

そして、間もなく京都で行われる環境関係の会議等で議論もされと思ひますが、環境レベルはどうなつていくのか。環境を保全しようとする、経済成長、特にエネルギー問題などとはどうなるのかということも絡んでおりますが、これら全体を念頭に置きながら、この痛みを伴う、国民に御理解いただきたいながらやらなければならぬ財政構造改革を進めた上での我が国の将来像、それについて経企庁長官、どんなイメージを持っておりますか、国民に説明してください。

○尾身國務大臣 今、櫻井委員のおっしゃいましたこと、大変に我が国の二十一世紀の展望についての根本的な、かつ広範な問題でございます。

私も、この財政改革法案を提案をしている中でまず考へておりますことは、少子・高齢化社会に向かう日本、そしてまた、経済を中心として国際化に向かう状況の中で二十一世紀の将来がどういう展望になるか。私も、経済審議会の構造改革推進部会というのがございまして、そこで、この二五年を目途に一応書いてみたところでござい

ます。

このシナリオ、つまりこのまま財政あるいは社会保障を放置した場合には、国民負担率が七割を超えてしまふ、財政赤字もGDP比で八・九%という数字になってしまふ、それから国際貿易、国際経常収支の面においてもGDP比で一四%にも上る赤字になってしまふ、そういう破局のシナリオを一度描いてみたわけでございます。

そこで、そういうシナリオでなしにもっと健全な、将来に経済の面でもそれから国民生活の面でも展望を持てるような対応をしていくためには、橋本内閣の六つの改革をしっかりとやるのが大事である。特に財政構造改革それから社会保障構造改革、そういうものをしっかりとやっていくことが大事でありますし、それをまた支えるものとしていいますか、そのバックグラウンドとして経済構造改革をしっかりと進めていくことが必要であるというふうに考えている次第でございます。

社会保障の点について申し上げますと、少子・高齢化が進む中で、どうしてもこのままの制度を維持していくと医療保険制度も国民皆保険制度が維持できなくなる、それから年金財政も破綻をすることになるわけであります、そのことを回避しなければならぬ。したがって、負担と給付のバランス関係も、今までのバランス関係をそのまま続けていくわけにまいらないということでございまして、厚生大臣がいつも御答弁をされておられますが、負担と給付の関係について、やはり自己負担も含めまして是正をしていかなければならない。厳しい道でありますけれども、そうしなければならぬと考えている次第でございます。

私は、そういう中で一番大事なことは、個々の国民の皆様が、こういう条件での医療保険制度は未来永劫に続く、こういう条件での年金制度はこれからずっと続く、少子・高齢化社会が来ても続く、ということ、制度の安定性、いいですか、自分の人生設計の中で、将来こういう制度を前提として自分の人生設計をつくっていくには安

心だなというふうに信頼感を持っていたけるような制度。いわゆる給付と負担の関係について、バランスを考えますと今よりも厳しい制度になると私は考えているわけでございますが、しかし、きつちりとした人生設計ができるような、そういう意味でのめどが立つ制度をつくる必要がある、あるというふうに考えている次第でございます。

それからまた、財政面におきましても、ずっといろいろなお話があるわけでございますけれども、むだを省き経費を削減をしていきながら、財政の将来が、一応今三%という目標になっているわけでございますけれども、これまたこの財政で日本経済を支えていく体制が長期的に可能であるという、そういう意味の安心感が持てる、そういう財政を確立していかなければならないと考えている次第でございます。

それを支える経済の状況でございますが、今まではどちらかといいますと、景気対策等につきましても、景気が悪くなったときは直接的な形で国が借金をふやして公共事業をふやしたり、あるいは借金をして減税をしたりして、いわばカンフル注射的な政策で来たわけでございまして、それでうまく経済が軌道に乗って、財政も再び収収がふえて回復するようにならなければいけません、ここ数年続けてきたそういう政策が、もちろん経済の下支えという意味では意味がございまして、なかなかうまくいかず来た。そして他方、財政の赤字は、先ほど来お話しのとおり非常に深刻なものになってきたというところでございまして、

むしろここで発想を転換して、財政については今財政改革法案でやるような体制でいき、同時に、規制を緩和したりあるいは土地を流動化した、あるいは日本の持っている経済的な事業基盤といえますが、企業にとって経済活動をやる基盤を国際水準にまで近づけるということをやります、そして企業が、これは日本企業に限らず外国企業もでございますが、日本という国を生産拠点、事業拠点として選ぶようなそういう国にいた

しまして、そこで雇用をふやし、働く人の数をふやして、そういう人たちの所得も上げる。そしてまた企業利益も上げていただいて、税金をたくさん納めていただいて財政再建をする、そういう方向の、発想の転換をしたシナリオを描いていくことが大事かなと思つていて、次第でございます。

その中には、もちろん産官学の共同研究等を中心とする技術開発等もしていかなければなりませんし、そういう中で技術水準においては世界のトップレベルに行く。そして、民間の活力ある活動によって日本経済が活性化し、それぞれの人が生きがいを持って生活できるような、そして将来の展望をしっかりと立てられるような、長期にわたって安定できる社会保障制度あるいは財政制度というものを確立して、将来に展望が持てる、それぞれの人が人生設計を安心してできるような、そういう将来が、二十一世紀の経済の面での日本の将来のあり方としていいのではないかと

いうふうに考えている次第でございます。○補償委員 何となくわかるような気がするのですが、いずれにしても、将来のこの日本国土で、できれば好みに合った、しかも社会的に意義のある働き口がちゃんとあつて、それで、働いた後は、余暇は十分有意義に楽しめる豊かな生活がこの国に実現していきたい、そのために国が負うべき財政、その構造というものは、そうした将来の社会に合致するようなものとしていくんだ。

今、こういうような各般にわたる改革を進めなければ、それこそ今経企庁長官がお話しになったように、最悪のシナリオ的なことになった大変なことになる。そうならないようにする。言うならば総理が言われる、あすはない、地獄に行かないようにしていかなきゃならぬということだろうと思うのですね。

地獄のきたも金次第ということがありますが、望ましい将来の日本国のために、地獄じやなしに天国なり極楽的な国を目標として、そのためにみんな努力しようじゃないか、今は我慢すべきところ、私は我慢しようじゃないか、こんなふうなことを

国民に訴え、理解をいただかなきゃならぬ。これが基本だと私は思っております。

それじゃ、こうした大変な改革をこれからやろう、平成十年度予算からとにかく取り組んでいこう、こういうことなんですか、時期の問題ですね、タイミングとしてどうだ。

そこで、私は次に、この改革と経済の現況との関係についての質問をさせていただきたいと思ひます。

もうとにかく、日本経済は現在深刻な状況にあつて、各方面から景気対策を緊急に進めるべきであるということが望まれているのは御承知のとおりであります。

その景気対策をどうするかということでありまして、実は私も自民党は、去る十月二十一日に、緊急国民経済対策という対策を党としてはまとめたところであります。お配りいただいたと思ひますが、これについて、これで十分景気対策になるのか、それは一部には間違いないにしても、十分かどうかという議論は、いろいろとこれから論議されると思ひます。

そうした党の意見を取りまとめる前に、これもお配りをさせていただきましたが、私も自民党内の政策研究集団としての番町政策研究所というものがございまして。私はその一員でございまして、去る十月九日に、日本経済活性化のための緊急提案という文書を取りまとめて公表をさせていただきました。これは、かなり激しく日本経済の現況を深刻に受けとめて、とにかく日本経済の先行きが予断を許さない状況にある中で、景気対策を先行しなければならぬんじゃないか、経済がおかしくなつて、改革も何もあつたものではないという状況になつたら大変なことになるんじゃないかという危機感を持って提案をいたしました。

その具体策としては、一方では、これは野党の皆さんの中で既に出ている所得税の特別減税の発動、二兆円ぐらい、これまでやっておつてこの四月から廃止した所得税の特別減税を復活したらど

うだというようなことや、法人税あるいは地方税としての法人事業税を国際レベルになるべく早く引き下げていくことや、さらに、特に景気の足かせとなっている土地及びその関連産業に活を入れて、景気回復を緒につかせるような有効な土地税制対策というようなことを掲げるとともに、これはもう政治的には大問題であります。財政出動によって景気対策をやはりやるべきではないかということで、幾つかの項目を掲げさせていただきました。

緊急に取り組むべき災害復旧事業とか、それから、これはまた後ほど申しますけれども、ウルグアイ・ラウンド対策も景気振興面での効果も含めて考えたらどうか、それから、特に地方都市なり中山間地帯のインフラ整備等の対策を地方の景気振興という点でも考えたかどうか、あるいは福祉なり医療施設について、景気対策の面から緊急にこれを整備するカンフル注射的なことを考えたかどうかとか、いろいろ含めまして、財政出動及び民間資金の活用というようなことを考えたかどうか、こんなことを提案をしたのであります。

また、特に中小企業が深刻な状況にあることにかんがみて、中小企業対策については、中小公庫など政府関係機関を通じての資金供与、これには財政資金の活用も含めて考えたかどうかということなどなどを党内の議論として提示し、その上で、自民党としては、当面、この財政構造改革ということとの関係では景気対策はこういうことではないかという点で、先ほど申しました、お配りした二十一日の当面の対策ということにまとめられたわけでありまして。

これにつきまして、個人のいろいろな意見は持っておりますけれども、とにかくにも、これは大蔵大臣、この景気の現況を踏まえて何かしなければならぬんじゃないかという声に対して、財政構造改革の基本は決めていかなきゃならぬと、気迫を込めた答弁が続けられております。氣迫は尊敬を申し上げますが、経済の実態というものを考えますと、やはりこれは大変な問題だと

思っておりますので、これについて質問をいたします。

そこで、大蔵大臣のお考えを伺う前に、景気の現況についての経企庁長官の所見を改めてまずお伺いいたします。経企庁長官、経企庁長官と言われるけれども、不景気長官というところを言われてはまずいと思っておりますので、そのところをどう見ているか。

実は、余計なことを申すかもしれませんが、東海地震とか関東直下型地震とかそういうことについては、地震計を幾つか設置したりしているいろいろなデータをとつても、いつこれが起こるかというところはなかなかまだ予測がつかないという現況であります。しかし、ごらんなき、台風が来るときには、衛星を通ずる映像等も含めて、その台風の規模それから進路等はかなりの確率に予想できる時代になっております。

ところが、景気については、経済評論家や何や、それを踏まえたマスコミ等のいろいろな見方と、経企庁を中心とする景気についてのデータをとつての予測というものと、実際はどうも、これは政府の立場がありますよ、それはわかるとして、景気の現況についてのとらえ方について乖離があるんじゃないか。その辺、乖離そのままだに目を誤つたら、対策を誤つたらとんでもないことになりかねないという気持ちを含めて、今の景況感についてお話しいただきたい。

二十一日の我が党の緊急の景気対策が出た後の、ここ数日の株価の動きは、余り財界等はこれを評価してない、株価にあらわれる状況からすると、どうも評価されてないという感じがなると。自民党の私がそういうことを言うのはまことにちよつとまずいんではないかと、ちよつとお許しを得て、そのところをきちんとまずお答えいただきたいと思います。

○尾身国務大臣 景気の現状についてでございますが、ここしばらくの間は、実は御存じのとおり、三月までの、消費税引き上げ前の駆け込み需要というものが予想以上に大きいものがございまして、住宅建築の関係、それから消費の関係、それから設備投資につきましても、二〇%の消費税引き上げというところに対応して駆け込みがございまして、そして、四月以降、それに対する反動減、これも予想以上に大きかったわけでございます。四月・六月の数字が、GDP対前期比二・九%マインナスというふうなことでございまして、その余波をまだ七月・九月に多少引きずっていたかなという状況でございます。

ただ、詳細に数字を見ますと、雇用も伸びておりますし賃金所得も伸びているということで、消費者の所得そのものはそこそこ水準になっております。それから、企業収益の方も伸びておりますし、設備の過剰感というのはだんだん低くなつてきております。つまり、余っている設備が少なくなつていくということでありますけれども、したがいまして、設備投資の方も増加するような経済的背景は整つてきています。それから、消費も増加するような経済的背景は整つてきている状況でございます。

しかし、設備投資はそこそこ伸びておりますが、消費がまだ従来どおりの力強さに戻っていないというのには、企業家あるいは消費者の皆様の、経済の先行きに対する信頼感というものが低くなつていくという現状ではないかと考えている次第でございます。私も、民間活力を中心として経済を活性化していく、そのためには、企業の活動する場をほかの国並みに、イコールフットイングするような条件を整えるとか、あるいは規制緩和をするとか、あるいは不良債権のしこりをなくするべく土地の流動化を図る等々の政策をとっていきなさい。

それによつて、二十一世紀に向かって民間企業、民間活力を中心とする経済活動をしっかりとやっていただけるような体制ができたならば、そういう将来に対する展望も開けるといいますか、景況感もよくなつて、全体の数字が順調な回復軌道に乗つてくるんじゃないかというふうに考えている次第でございます。

先ほどからお話しのとおりの、番町政策研究所のレポートも拝見をさせていただいておりまして、その意欲、大変に私、高く評価をさせていただいてるところでございます。また、先日は自民党の緊急国民経済対策もまとめられたところでございます。この自民党の緊急国民経済対策、私は拝見をしております。大変にいいものを出していただいたというふうなことでございまして、これもまた十分踏まえまして、私もとしまして、政府としての対策を取りまとめたいというふうに考えております。

自民党の対策は、いろいろ税制等の面においてまだ数字の確定がしにくい点もございまして、表現そのものがあいまいになつていくように感じておりますけれども、しかし、一つ一つの文章を眼光紙背に徹するという気持ちでございまして、いただきますと、相当有効な対策を打ち出しているなという感じもございまして、それをしっかりとした数字の肉づけをいたしまして、将来展望を開くような方向づけをしていきたいと考えている次第でございます。

○穂積委員 大蔵大臣、今経企庁長官は言葉を選んで、先行きについては非常に慎重なる、しかし決して危機的な話とは言えないというふうな説明しようとしてたの答弁と伺つておたのですが、これについては、責任大臣としての承認は随分と言葉を慎んで発言をされてはいるの承認しておりますけれども、それにもかかわらず、やはり景気対策は勇断をもつて、これはもちろん我が党なり与党の合意の上であります。取り組むという姿勢がないう上では、私には本当に思っているんです。

それにつきまして、この法案をとにかくまず成立させて、財政構造改革の筋道をつけようという意欲は十分承知しておりますけれども、今の点についてどの程度所信をお聞かせいただけるか、お伺いいたします。

○三塚國務大臣 ただいま、穂積委員が中核と

なっております政策研究会の提案、拝見、拝聴いたしました。同時に、緊急国民経済対策という事で自民党が二十一日、政策を発表いたしましたことも御披露のとおりであります。真剣に御議論をされますのは政党政治の基本であります。また、議員間の研究会、これまた大事なことであります。私は、そのことは大事にさせていただいておる一人でございます。

そこで、今回、今経企庁長官言われましたとおり、危機的状況にある日本の財政立て直しということ、特に一言だけ申し上げますと、先進七カ国、日本を除き六カ国、深刻な、政治の命運をかけてと言つてよいほどの財政構造改革に邁進をいたしております。三〇％以下を目指して、今世紀中に達成をしようと。もっと言いますと、九九年一月、統一通貨同盟に参加する基準として明示をし、努力をされておるところであります。

我が国も先進国として信頼をいただき、今日の国際的な立場を、また信頼を勝ち得ておるところでありまして、ひとり我が国がそのことにハンドルの切るということになりますと、国際的に、一体日本はどうなっておるかという強い懸念と批判を受けるのではないのでしょうか。

G7会議におき、たびたび私は、日本経済の再生復活という点について諸改革の断行を説明してまいりました。そして、日本経済のベース、いわゆる基礎的条件ということについても、先進国各位は悲観的には見えておりません。日本の大蔵大臣の言うことに理解を示すという形になっております。この基礎的条件をきつちりとさらに高めてまいりますことが日本経済の復活であらう、このように思っています。

よって、先ほどの論議にありました、本法を提案をし御審議をいただく最大の理由は、二〇〇三年、平成十五年までに国及び地方の財政赤字対GDP比三〇％という、これを明示し、その達成に政治責任すべてをかけてやるということになりました。特例公債の脱却、公債依存度の引き下げというこの二点が、国民生活の安定、持続

的な経済成長をもたらす最大の政策であるということ、国民的な理解を得ますように、国会に法律を提案し、各党それぞれの論議、国会議員お一人お一人の御議論を体し、最終的に院において御決定を賜る、こういうことで取り進めさせていただいております。

そういうことで、与党の有力な幹部のお一人である穂積議員、政策マンでもあられますし、私の言わんとすること、今申し上げたことすべて御理解をいただけるものと考えます。

〇穂積委員 いや実は、経済成長率、今年度一・九％という目標は、まずはもう達成不可能というのが大方の見方になっております。これは〇・九％以下になるんじゃないか。そんなふうなことで、そうした中で財政構造改革初年度を控えて、本当にこの景気対策、それで、先行してとにかく日本の経済を活性化し、この財政構造改革に取り組めるような体質にしていく、そういう体制を組ませるというふうな点について、なお引き続き論議させていただきます。

一つ申し上げますが、この低金利の中で、国際収支、これはG7というよりも対米関係で黒字が増大しているでしよう。こうなりますと、今アメリカは経済活況のピークかという感じがしますが、これに多少陰りが見えて、また日本との関係で、この黒字をどうするんだ、日本で内需拡大、景気対策というふうなことをやってくれないかというところを、大蔵大臣、これはG7というよりも、アメリカからいずれまた求められる局面が来るんじゃないかということまで心配しておるわけですね。

そうしたことも含めまして、これは引き続き、多少これは私から言いつ放しになります。が、ぜひとも、この改革の道筋が立ったところで、次は改革を本当に進めるために、経済の足腰をきちんとさせるというふうなことを同時並行的に、私は先行してと言っているのですが、取り組むという局面が必ず来るんじゃないかということをお願いいたします。この話は一たん区切りをさせていただきます。

その景気対策の一端なんです。税制措置につきましてはちよつと補足させていただきます。

税制措置については、これは実質減税でなければ景気対策に余り効果が上がらない、これは常識だと思ふのですが、実は、所得税の特別減税復活という話は、これは大問題ですけれどもこれ以上申しませんが、法人税に関する国際レベルに向けての引き下げという点に関しては、これまでの御答弁ではレベニュー・ニュートラルということ、課税ベースの拡大等によって元を取るんだ、そういうふうな話になっておりますが、これではないでしょうか。

景気対策のときには、こつちを下げてこつちでちゃんと元を取るといふようなことじや、ごまかすなという話になりかねないと思ふので、これについて補足してちよつと御答弁をお願いいたします。これは、大蔵大臣、どうですか。

〇三塚國務大臣 当委員会におきましても、たびたびの法人税についての御言及がございます。これにつきましましては、課税ベースの拡大、適正化、それによって財源を得て、税収中立、こういうことで行つてまいりたい、こう申し上げておるわけでございます。

全体の税制の論議が、党税調また三党において真剣に審議が進められております。政府税調も、本件について真剣に論議を進めておるところでございます。よって、これから税制の審議の状況を注目しながら、取れんされてまいりますのは十一月、十二月に入つてからであらうと思ふすけれども、その時点における政府の態度というものが決まられてまいると考えますが、いずれにいたしましても、今申し上げました課税ベースの拡大と適正化を行ひまして、それにより得られる財源を法人税の税率の引き下げに充てていく方向でこれからも検討を続けてまいりたい、こう思っております。

〇穂積委員 通産大臣にお伺いいたします。

先ほど申しましたが、景気が一番深刻な業界というのは、やはり中小企業分野ですね。これに對しては本当にどうしてくれんというものが、これは地元に行けば各委員の皆さんもそういうことを求められておると思ふますが、中小企業について、この景気のもとでの温かい政策の手をどう進めるかということは、政治の大きな課題だと思ふます。

そこで、とにかく市中銀行や何やが、これは詳しくは申しませんが、実態は貸し渋り、自分のところの赤字の始末のために大わらわという中で、中小企業金融は非常に問題な状況です。そこで、中小企業金融公庫に問題の財投資金をさらに投入し、これが中小企業に流れるように、財政面でもこれを金利等の面で支えるというように、ことや何や、これは緊急な対策として真剣に考えるべきではないかと思ふます。

中小企業ばかりではありません。環境公庫その他、中小企業関連の政府関係金融機関等を動員してその対策を進めるということが必要だと思ふますが、通産大臣いかがですか。

〇堀内國務大臣 お答えいたします。委員のおっしゃるとおり、中小企業の活力を増すことが一番重要な景気対策になってまいらと思ひますし、今の、特に年末に向かつての融資の問題は深刻な問題があると思ひます。

我が国の経済の回復基調を確実に力強いものにするために、政府としては経済構造改革の前例し等による効果的な経済対策を早急に策定すべく作業を行つておりますが、最近の中小企業の景況につきましましては大変低迷をいたしております。大企業との格差がさらに広がっているという面もありまして、特に資金繰りの面が、先生のおっしゃるとおり大変厳しさを増してきております。民間金融機関の貸し渋り懸念というのが、大分あらからからお話を聞いております。

そういう状態の中におきまして、中小企業の現状を踏まえて、中小企業対策、特に金融対策につきましましては、先ほど先生からお話がありましたよ

うに、自由民主党の発表されました緊急国民経済対策にも盛り込まれているわけであります。金融機関との取引に著しい変化が生じ、資金繰りに支障を来すおそれのある中小業者に対する別枠の資金制度の速やかな創設ということで、自民党からの提案をいただいております。こういうものを十分に検討して、適切に取り組んでまいりたいと思っております。

例えば、中小企業金融公庫におきましては一兆八千億の資金、国民金融公庫におきましては三兆一千五百億の資金、高度化融資事業においても、前年よりもプラスして一千七百二十四億円の資金というようなものを用意いたしております。自民党の御提案による、今までの資金融資の四億八千万どまりであります貸付枠をさらに一億五千万円上乗せする、国民金融公庫におきましては四千八百萬円の枠をさらに三千万円上乗せするというようなこと、さらに、基準金利を利用して、低金利のもとにそれを活用できるようにするというようなことについて、中小企業の金融環境変化への対応のための融資制度の創設という通達を出しまして、これは金融機関当局との調整の上であります。通達を出して、金融機関の貸し渋り等への対応をしっかりとやってまいり覚悟でございます。

○税務委員 さて、各大臣お待たせしておりますけれども、この法案で各所管大臣に大変な責任を負わせることになりました。私も公務員の組織に身を置いた者ですが、これだけ財政構造改革に協力せよ、各省それぞれこういうことでやっていくということを決めるということ、これは毎年毎年、予算編成の際に、自分の所管の分野について一生懸命お国のために予算を確保しようというこれまでのやりようの延長で、さあ、この法律に基づいての縛りのかかった状況で、これしか要求できない、そういうふうな状況になるというのは、これは大変な法律ですね。

しかし、基本は、冒頭から申し上げておりますしお答えもいただいている、この国を破滅の道に行かないようにするんだということで、全閣僚協

力して、所管分野について一生懸命やろうということでのこの法律を決めるのに賛同されていると思うのですが、大丈夫ですか、いろいろな問題がありますよということでお伺いしたいと思っております。

実は、きょうは、厚生大臣は厚生委員会の方へおいでですので、おいでいただいておりますが、何回かこの委員会、とにかく社会保障分野で大変な問題を抱えている、しかし、これはもう真正面から取り組まなければならないという決意を表明されました。私は、この人こそこういう問題について本気で取り組んでいただけたんだなという印象を持って、しっかりとやっていただきたいと思っております。しかし、一言申し上げますけれども、それであればこそ、この橋本内閣において、厚生省所管の問題について一生懸命取り組む地位を持ち続けてやってもらいたいというふうな気持ちだけ申し上げて、いらっしやいせんから、この話は終わらせていただきます。

次に建設大臣、公共投資分野について、これも実は大問題があるわけですね。例の国際公約となっております公共投資総額、十カ年計画六百三十兆円、これはどの程度かこれまで消化してきたとしても、まだまだ、目標年度は三年延長になったと聞いておりますけれども、二〇〇七年度に向けてこの公約を果たしていく上では予算の確保に大変な努力を要する、そういうことですね。

ところが、初年度七割削減ということから始めて、これに取り組まなければならないということとなんですが、実は御承知のとおり、私も含めて、まだまだ地方の道路整備は、これは十年、二十年前に比べれば随分よくなったけれども、まだまだ、早く道路をよくしてくれ、河川整備を進めてくれ、その他下水道も早く進めてくれというふうなことなど、地域のインフラ整備などを含めまして、公共事業への期待は非常に強いという状況にあります。

そういう中で、建設大臣、所管分野の道路、河川それから下水道その他、こうした公共事業につ

いての、この法案に基づく、これが法律となった場合に、この公共事業費の確保について、さきの国際公約との関係も含めてどのような覚悟でられるか、お話しいただきたい。

○瓦国務大臣 穂積委員にお答えいたします。

委員よく御承知のように、我が国の住宅、社会資本整備でございますが、これは欧米諸国に比べまして大変おくれてございます。これは日本列島全般を見渡してみまして、安心できる国土に仕上げなければなりませんし、時代に即応した体制というものを十分考えていかなければならぬわけでありまして。

殊に我が国は本格的な高齢化社会を迎えるわけでもございまして、これらのことを考えますと、二十一世紀には早々の期にでもその社会資本整備の概成を得たい、こういう目標を立てながら努力しておるわけでございますが、また一方におきまして、総理、大蔵大臣からのたびたびの御指摘もありますように、危機的な財政状況を踏まえて、財政基盤をしっかりとせたい、これが目下の重要な課題でございますので、政府方針に沿って私どもも協力していかなければならぬわけでありまして。

よって、十年度の公共事業予算につきまして、御案内のとおり非常に厳しいものがございます。よって、これらの事業をより一層重点化、効率化、こういったことが必要でございますので、平成十年度概算要求に当たりましては、一つといたしまして、経済構造改革関連の社会資本について、物流の効率化、中心市街地の活性化などに資するもの、これの対象といたしますと、今委員御指摘の高規格幹線道路網の整備、さらに地域高規格道路の整備というのは要請が強まっております。予算が厳しい中でございまして、マイナス七％にしなければならぬ、こういう状況であります。それだけ五％増、九％増を予定して考えておるわけでありまして。

また、高度情報通信社会に向けた情報ハイウ

エーの構築支援、こういう問題もございまして、これらにつきましても、厳しい中でございまして、一二％増の概算の要求をいたしてまいりたいと思っております。

加えて、生活関連の社会資本について、真に整備がおくれている分野、地方でございまして、町村の下水道整備、これはまだ十分ではございません。加えて、高齢者向けの公共住宅の供給も、地方におきましてもこれは深刻な問題でございまして、これらの問題につきましては重点化の例としては六％増、また、高齢者向け公共住宅の供給につきましては三・八％増、こういうめどを立てながら努力をしたいと思っております。

加えて、生命財産を危険から守る施策、こういったことが、昨今の災害等を踏まえますと、強い国土に仕上げていかなければならぬわけでありまして、緊急土砂災害防止対策、これを思い切つて九五％増を考え、河川、海岸堤防の耐震化などにつきましても三四％、加えて防災と緊急洪水対策とか、こうした問題も、予算の厳しい中でございまして、積み上げをして思い切つて重点化を図ってまいりたい、こう考えておるわけでございます。

たびたび議論になります、六月三日に閣議決定されました「財政構造改革の推進について」、これに沿いながらも、地域経済への配慮、こうしたことを踏まえまして、国土の均衡ある発展と整備水準について、地域間の格差の是正という観点に留意いたしまして、厳し中でございまして、今度の要求をしてまいりたい、こういうことで取り組んでおるところであります。

○穂積委員 建設大臣、退席されて結構でございます。

運輸大臣、最近、長野新幹線ができて、あの地域の皆さん、大変もう喜んでいらっしゃいますね。私も、随分前に東北新幹線ができて、もうその便益たるや、大変ありがたいと思っております。

そこで、できたところはいいのですけれども、これから早く新幹線通してくれという、いわゆる整備新幹線の問題がございます。その地方の期待を考えた場合、この改革との関係で、運輸大臣、この高速交通体系、今新幹線の例を出しましたけれども、どんなふうにこの改革との関係で仕事をされていくつもりか、お伺いいたします。

○藤井国務大臣 お答えいたします。

今、穂積委員、長野新幹線、北陸新幹線の長野までのことに触れましたけれども、十月一日、高崎から長野までの新幹線が開通いたしました。

実は、先般、参議院の予算委員会でも同様趣旨の御質問がございまして、そのときにも申し上げたのでございますけれども、実は九月三十日の夜、私は、在来線の特急あさみ号で上野から長野まで参りまして、翌日朝五時半から開通式のセレモニーがありまして、それに出席をさせていただきました。

九月三十日の日は三時間ほどかかりまして長野まで着いたわけですが、翌日朝、出発式を終えまして、その後の新幹線でまた東京へ戻ってまいりましたが、そのときは、今度は新幹線の特急あさみ号に乗ったわけでありまして、長野から東京まで、それが一時間二十分ちよつとで東京駅まで来た。前の晩は三時間余かかりまして、翌日の朝は半以下の時間で東京へ着くことができた。

これは今委員御指摘のとおり、地域の皆さん方の大変な喜びというのは私も肌で感じましたし、また実際私が、在来線とまた新幹線との、前日、そして当日ということでも乗りまして、その違い、そして、それから受ける、何と申しましょつか、いかに新幹線、高速交通網の体系を整備していかなきやならないか。

まあ、長野という、大変失礼かもしれませんが、私から見まして、東京から見ますと大変遠いところだなというイメージがありましたけれども、そのイメージが全く覆され、むしろ長野県の方に置きましては、東京は通勤圏というような

キャッチフレーズまで出ておるところであります。

そういう意味からしますと、やはりこうした高速交通網、さらには大量輸送機関としての整備を着実に進めていかなければならないと思っております。

したがって、既に着手しております三線四区間、今までは三線五区間と言いましたけれども、今申し上げました長野までの新幹線が既に供用開始になりましたので三線四区間ですが、この点につきましては着実に整備を進めてまいりたいと思っております。

そしてまた、新規着工分につきましては、これからどういふふうによつていくか。新規着工といえますと、今言った三線四区間以外の未着工区間、これの要望も大変強いわけでありまして、この点につきましては、我々は整備を進めていく考え方には変わりございませんけれども、昨年十二月の政府・与党での合意に基づきまして、ことしの夏七月から政府・与党整備新幹線検討委員会が開かれ、そこにおいて今検討が行われているところでございます。

その中では、収支採算性の問題、あるいはまたJRの貸付料等の負担、また並行在来線をどうするかについてのそれぞれの自治体の了承等々のいろいろな条件がございます。そうした条件をクリアしなければなりませんし、また同時に、今委員御指摘のとおり財政改革という、こういうときでありますから、その財政改革の流れに矛盾しないような形で適切に対処をしていきたい。

しかし、いずれにしましても、やはり運輸省といたしましては、着実にこの整備新幹線、それぞれの地域の期待は大きいわけですから、そういった困難な課題をクリアしながら進めていきたい、こういう考え方でおります。

○穂積委員 運輸大臣、もう結構でございます。文部大臣にお伺いいたします。教育こそ我が国の将来の命運にもかかわる問題であるということは、申すまでもないと思っております。

ります。ところが、この法案に明示されておりますように、義務教育費や私立学校助成の見直し、抑制などなど、これについては文部大臣、冒頭に申しました教育は国の基本ではないかということ踏まえて、どんなふうにお感じになっておられるか、お伺いします。

○町村国務大臣 穂積委員御指摘のとおり、まさに教育というのは国家の基盤である。二十一世紀の日本を支える人づくり、そのような意味で、まさに御指摘のとおりであると思っております。それだけに、今次橋本六次改革の中で教育改革の持つ意味というのは大変大きい、こう思っており、その身を推進すべく努力しているところでございます。

そういうさなかに、現下の財政構造改革という大きな縛りがかかってきたことは、ある意味では大変つらい面も率直に言つてあるわけでありまして、ただ、政府全体が挙げてこの財政構造改革に取り組むという中で、文部省だけは例外でありましてということもなかなか言うわけにもまいりません。

ただ、それでも、例えば科学技術振興費は五%増という、唯一と言つてもいい政策的な例外を決めたにいたしておりますから、そういう中で、大学を初めとするそうした研究の充実強化ということには最大限意を用いてまいりたい、こう思っております。さらに、私学あるいは義務教育、確かに制約は加わっておりますが、その中で、またさらに重点化を図つたり創意工夫をして、現下進めております教育改革に支障がないように、ということとで最大限の努力をさせていただきたい、かように考えております。

○穂積委員 文部大臣、ありがとうございます。科学技術の振興ということについては、現経企庁長官、前から一生懸命努力もされてきました。この科学技術振興の分野などは、やはり予算として重点的に配分すべき分野というふうに私は考

えておるのですが、この改革案のもとで、どのようなお考えで今後所管事項に取り組まれるのか、決意のほどをお伺いします。

○谷垣国務大臣 今、穂積委員が御指摘のように、二十一世紀にも日本が元氣であるためには、今、橋本内閣は六つの改革ということで、いろいろな動脈硬化を解かなければいけないということをやつておるわけですが、それを超えて科学技術がしっかりとれているということが、二十一世紀の日本が元氣であるための基礎条件であらうと思っております。

それで、この国会でも議員立法で科学技術基本法をおつくりいただきました。それを受けて去年の七月二日に科学技術基本計画をつくりまして、閣議決定をいたしました。科学技術創造立国を目指しているわけでありまして、それに沿ひまして、経済フロンティアの拡大、あるいは高度な社会経済基盤の整備、それから新しい産業を創出していく、こういうことに対応できる独創的な、あるいは革新的な技術の育成に努めている、そういう研究開発を推し進めているところでございます。これがやはり、現下進めている経済の構造改革にも資するところが大きくあるだろう、こういうふう

に考えております。今御指摘のように、財政構造改革の中で、確かに全体的に厳しいときでありますから、我々も科学技術ばかり言つておるわけにいかぬということもございまして、科学技術振興費に関しては、先ほど文部大臣もお触れになりましたけれども、全体を抑制されている中で五%、平成十年度も前年度の五%でやつていくというところで重点的に取り扱つていただいているわけでありまして。今後の課題としては、やはり研究開発の適切な評価を行つて、研究開発資金の重点的あるいは効率的な配分に努めていくということが大事なのではないか、こう思っております。いずれにせよ、委員の御指摘のように科学技術振興ということは極めて大事でありますので、全力を挙げて取り組むたいと思っております。

○種積委員 一言申し添えますけれども、科学技術の課題の一つとして、これは環境問題にも絡みますけれども、今後の人類社会で、グリーンエネルギー、原子力、さらには核融合エネルギーの活用ということがなければ人類の未来はないというくらいに気持ちで、この分野は、これは文部大臣にもかわりますけれども、基礎研究、それから応用研究、まあ動機や「もんじゅ」の話がありましたけれども、これはしっかりと取り組んでいただきたいということを申し添えておきます。ありがとうございました。

次は、農林水産大臣関係のことについて、実は、私は、大蔵大臣及び農林水産大臣に幾つか、これは質問というよりは要請をさせていただきたいと思っております。

とにかく、二十一世紀に向けて、日本の農業を崩壊させるわけにはいかない。大変難しい状況にあるのは御承知のとおりであります。そういうことで、農林水産行政の各分野にわたって財政面できちんと支えていくということは、農家各位にとって安心していくのかということも含めて、国の姿勢はきちんとしていかなければならないと思うわけであります。

けさも八時から、北海道・東北農業対策協議会に呼び出されまして、現在の稲作経営の面している諸問題について要請を受けてきました。米の過剰というのは、これは別途、時間があればいろいろ議論もしたいところなんです。とにかく問題は、例のウルグアイ・ラウンドの合意に伴って、我が国の稲作は非常な問題を抱えているわけであります。

これについて、国内農業の経営体質の強化、あるいは地域活性化を緊急に推進するために緊急に要する経費として、ウルグアイ・ラウンド関連対策予算、これは平成六年十月の決定に基づいてずっと毎年議定してきたところであります。これはいづれ、ウルグアイ・ラウンド関係予算の総体のうち、これまで七割くらいは補正予算で対応してきた。最初のころに申しましたけれども、財

政法第二十九条に基づき、これに適合する支出として予算措置を講じてきたというの事実であります。

実は、そうしたこれまでの延長の上に、各市町村レベルで、ことしも補正予算が組んでもらえるのだから、それを受けて自分たちの地域の必要な事業はやらせてもらいたい、来年の十月の出来秋ごろまでにはこういう仕事もしたいというようなことを、それぞれもくろんでおります。そういう状況のもとで、ことし補正予算でウルグアイ・ラウンド関係予算を追加してもらえないということになると、これは非常に大きな問題になると思えます。私どもはこれを座視できない、こんなふうな気持ちで自民党内でも議論をいたしております。

そういうことですので、財政構造改革との関係は十分わきまをながらも、財政当局におかれては、こうしたこれまでの経緯と、それから現実の地方の実態、この関係事業の重要性ということにかんがみて、これは今後相談するということになつていくのですね。そういう中で、農家の皆さんなどに安心してもらえるような姿勢を農政にいたしてはとお願いしたいという姿勢を示していただきたいと思います。こんなふうに思う次第であります。

特にこれはお答えはいたさないでも結構です。今、大蔵大臣が主計局長をなさされたもので、主計局長、かつての同僚であります。しっかりとこの点は頭に入れて財政面で措置を覚悟してください。覚悟しない政治的に大変な問題になりますから、これは、以上申し上げておきます。

それでは最後に、実は、これまでのこの委員会審議で全然取り上げられていなかったが、漁港整備計画について承認を求めている案件がこの委員会にかかっております。これについて、私からとにかく触れさせていきたいと思います。

漁港整備計画というのは、いろいろな国の計画の中で唯一国会承認事項となっております。これは議員立法だったということもあって、漁港の整備

備に関しては国会にもきちんとして変更等についてはお話をし、御承認をいただくということになっていくのだと思うのです。

問題のその漁港整備であります。いつとき、非常に公共事業のむだ遣い何だという非難されたこともありましたが、それは実態を知らない人が言っていたという感じもあるのですけれども、引き続き漁港整備は、その地域それぞれの要望を十分聞き届けて、必要なものはちゃんとやっていくという姿勢でいくべきだと私は思います。が、この辺、これまでどんな状況になつていくか、進捗状況。そして、これについてはまたいろいろと難癖をつけられないように、重点的に採択すべきところからきちんとしていってまいります。効率的に公共投資を使っておりますというふうなことをちゃんと説明できなければならぬと思うのですが、これについて農林水産大臣、いかがでございますでしょうか。

○島村國務大臣 種積議員御高承のとおり、漁港法は昭和二十五年に議員立法によって制定されたものであります。当時の我が国は食糧難に直面しておりました。国民の食糧確保の見地から、水産業の振興を図ることが大きな課題でありました。このため、漁業生産の基盤であり、かつ水産物の流通拠点である漁港の整備計画を定めるに当たっては、国民の代表で構成される立法院の意思を問う機会を特に設けることとされ、漁港整備の重要性にかんがみ、現在に至っているものと考えられます。

なお、そうした特別の事情から、他の公共事業長期計画と異なり、どこにどのような施設をつくるかが特に重視され、漁港整備計画には、計画事業費ではなく、漁港の名称及び施設を定め、これを国会承認の対象としているものと考えられます。以上です。

○種積委員 時間が参りまして、実は、通産大臣には先ほど中小企業対策についてお答えをいただきましたので、これで省略させていただきます。

し、自治大臣には、先ほど御質問申し上げた中で、要するに地方公共団体も国と対応してきちんとしてこの財政構造改革に取り組んでいく、こういうことでぜひともリーダシップを今後御発揮いただきたいということを申し上げ、また法制局長官、国法についてのきちんとした見解は、今後ともやっぱり元締めとしてウオッチしていただくことを希望して、私の質問を終わらせていただきます。

○中山(成)委員長代理 この際、渡辺喜美君から関連質疑の申し出があります。種積君の持ち時間の範囲内でこれを許します。渡辺喜美君。

○渡辺(喜)委員 日本のあすを担う我が自民党一期生を代表して、質問をさせていただきます。大臣には、連日御苦勞さまでございます。大臣にはお聞きいたしませんので、ゆっくりにお休みをいただきたいと思っております。

我々は、今、この二十世紀の最後の三年間に当たって、大変な過渡期にあると思っております。中長期的な構造改革と同時に従来型のシステムを変化させていく、そういう中で、とりわけ経済運営のかじ取りというのは非常に難しいという気がいたします。恐らく過去の経験というものが通用しない、そういう場面が非常に多いのではないかと気がいたします。

構造改革は、何が何でもこれはやり遂げなければいけません。しかし、目先の経済運営にとつて即効薬になるものは、残念ながら余り多くはないという現実もござります。例えば、二〇〇一年からは金融ビッグバンがスタートをする。しかし、我々は今、戦時体制の中で確立をされた護送船団方式という、市場原理とはちよつと異質の金融システムの最終局面にあるわけです。したがって、そういう中でどのようにこの経済のかじ取りをやっていくか、これは本当に大変だという気がいたします。

政治というのは八割の合理性と二割の非合理性だと、うちのおやじがよく言っておったのでありますけれども、八割は原理原則に基づいて何をな

すべきかということを決めなければいけない。しかし、二割は、これは非合理性の部分はどうしてもついて回る。まあ一進一退というようなこともあるんじゃないでしょうか。

したがって、財政構造改革法は、これは八割の合理性の世界でありますから、これは何が何でも今国会で早期に成立をさせなければいけないと考えております。それがなければ、我が日本の未来はない。これを放置しておけば、三塚大臣や尾身長官が再三おっしゃっておられるように、この国がとんでもない破綻を来してしまふ。今せっかく価値のある福沢諭吉先生が紙くずになってしまふかもしれない、そういうことだっているんですよ。ですから、我々は、断固としてこれを通す、そういう原理原則に立ちます。

それと同時に、この財政改革をなし遂げるためには、どうしても景気を失速させてはいけないんです。当たり前の話です。景気が失速して、とんでもない真性不況になってしまったら、税収が上からないわけですから、とてもじゃないが、二〇〇三年、国と地方の借金のGDP対比三〇％なんということは、これはもう絵にかいたもちになっちゃうんですね。ですから、このかじ取りはもう非常に難しい。八割の合理性と二割の非合理性であります。

とにかく、今長期金利が、再三この委員会でも出ているように一・七％台の前半にあるということとです。これは解釈によつては、日本経済がこれから十年近くの間、名目成長率が一・七％ぐらいにとどまるかもしれない、そういう解釈も成り立ち得るわけですね。大蔵省の仮定計算でも、一・七五から三・五％、こういう成長率を思い描いているわけですね、それよりも悪い数字になるかもしれない、そういう予感もあるわけですね。

結局、民間の金融機関が、お金を貸すよりも国債を買った方が安全だ、こういうお金がどさんど国債市場に回ってくるわけですから、なおさら長期金利が下がっていくわけですね。よく官庁エコノミストの方々は、最近、民間がリスクを

とらなくなったんじゃないか、こうおっしゃるわけですよ。民間にしてみれば、あんた方に言われたくはないよ、こういうことかもしれないよ。こんな民間にだれがしたんだ、そういうこともあるかもしれないですね。

結局、こういったクレジットランチとか貸し渋りというのは、早い話が、来年四月から強制リストラが待っているわけですから、これはもういや応なしに資産の圧縮に走らざるを得ぬという現実もあるわけですね。

そこで、目先のかじ取りとして、日本銀行がやっている短期金融市場の金融調節、手形を買ったり売ったり、T・Bの買い入れとか、いろんなことでもやってやっておられるわけでありまして、も、けさの新聞を見たら、異例の二回目のC・P・オペ、コマースハルペーパーというものを、おとといオペをやつたのに、また再開した、こんな記事が出ておりました。

目先の短期金利の調節というのは、私は、極めて大事な金融政策になると思うんですよ。平成七年の四月くらいでしょうか、いわゆる短期金利の低目誘導によって、公定歩合よりも短期金利を低目に誘導し始めたことがありましたね。とんでもない円高になって、九月に公定歩合をどんと〇・五％に下げて、さらに公定歩合よりも低く金利を誘導してきた、そういうことをやってきたわけですね。

今、短期金利なんというのは毎日変動するわけでありまして、思い切つて〇・二五％ぐらいいまだ短期金利を下げちゃつたらどうなんという人もいないわけじゃないのです。どうですか、このあたり、どういう方針でこの目先の、年末にかけての金融調節をおやりになろうとしているか、御説明をいただきたいと思ひます。

○山口参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘の短期金融市場における日本銀行の金融調節でございますけれども、御指摘のとおり、日銀では、時にはT・Bを使いましたり、時にはコマースハルペーパーを使つたりとい

うようなこと、いろいろな利用可能な金融調節の手段を総動員しながら、適切に資金を市場に供給してまいりたいと思つておりました。たまたまこれから年末の資金の繁忙期に差ししかかつていくものでございまして、先ほど御指摘いただきましたように、再三いろいろな手段を使いながら、資金の不足が起きないように努めてまいりたい、こう思つております。

それから、もう一つ御指摘の短期金融市場の金利でございますが、九五年の九月、平成七年の九月に公定歩合を〇・五％に下げましたときから、おっしゃつたとおり、短期の市場金利を公定歩合よりも幾分下目のところに誘導するというようなことで、金融緩和効果が浸透していくように努めてまいっております。私どもは、当面、この調節の方針を維持してまいりたいと思ひます。

これは当然、現在の景気についての判断が前提になっておりまして、きのうはたまたま総裁が記者会見がございましたので、そこでも申し上げているのでございますが、確かに我が国の景気はこのところ減速傾向が明らかになってきておりますが、幸い設備投資の堅調あるいは輸出の堅調といううなことに支えられまして、景気回復の基盤がすつかり崩れませんでしたわけではないという、こういう判断でございます。そういう判断のもとに、ただいま申し上げましたような、公定歩合をやや下回るところに市場金利を誘導する、こういう政策をとらせていただいております。

○渡辺(書)委員 アメリカが金利でも上げてくれれば、多少円安になってほつと一息つくのかもしれないですね。でも、これはアメリカ頼りというわけにもいきませんからね。ですから、我が国の金融政策をどうするかというところは、せっかく前国会で日銀法が通つたわけですから、これはもうきちんとして責任を持つてやつてもらわなければ困ります。それと同時に、国会に対する説明責任もきちんとしてもらつたという習慣をぜひつけていただきたいと思ひます。

それで、再三出ている話でもありますけれども、どうも余計なお荷物がと言つては失礼かもしれませんが、もう一つ我が国経済に乗つてきたのだですね。それは、要するにアジアの通貨危機ですよ。これは、もうかなり深刻な話になつていくのではないかなという気が私はしております。

アジア向けの輸出というのは、日本の全輸出額の四三％ぐらいいなすね。当然、ASEANの通貨が安くなるといふことになれば、日本のアジアからの輸入はふえていくのですね。そうすると、これは例えば電機とか精密とか、そういったメーカーでも、特に中小のところはかなり深刻な打撃を受けていくわけですね。一方、日本の輸出の方は非常にアレーキがかかってくるわけですよ。恐らくこういうのが、乗数効果も考えるとかなり日本の経済成長にマイナスに働いていくということが考えられるわけですね。

それと同時に、アジア向けの融資とかあるいはアジアの市場で運用しているお金が含み損を抱える、あるいは不良債権化するということになってきますと、これは日本の景気後退局面にさらにそういうものが上乗せになってくるわけですから、かなり気を配つてこの問題を考えるかなければいかぬという気がいたします。

最近また、日本の金融システムの中でも、関西方面の銀行、何とかいう銀行が潰滅して、新設するということと、その預金保険法の改正案が今国会にかかっているわけでありまして、今こういつた金融の方と、それから、二けた台の株価のゼネコンというのが幾つかあるのですね。こういうのがもし左前になつちやつたというときには、これは今表に出ていない数字が上乗せになってくるわけですね。

というのは、例えば、工事は完成したけれどもまだお金をいただけない、そういうものが上乗せになつて一気に表にこれは出てくるわけですから、そうすると、そういうところがばたばたと、ばたばたとばたばたぐらいいですか、といくと、数兆円のオーダーでの債務超過の合計額になる、

そんな試算もあるのです。要するに、これは雇用にとつても非常に悪い影響が出てくるわけですから、今まで製造業が吐き出してきた雇用を建設業で吸収してきた現実がありますからね。

さらに悪いことには、メーバンクがそれぞれくつついてるわけでは、そのメーバンクの方にかついているものが影響を及ぼさないと考えるかどうか。よく日銀はシステムリスクという言葉を使うのですけれども、要するに日本語で言つたら、これは金融の連鎖不安です。ですから、こういうものは何があつても回避するのだという強い意思を、やはり金融当局は示していく必要があるというふうに私は思つておるのです。

そこで、きのうも預金保険機構の松田理事長が記者会見をやつておられて、金融機関からかき集める預金保険料の値上げはなくてもいいのじやないかというふうなことを言つておられるのです。が、一体、今預金保険機構には幾らあつて、もしそれが足りなくなつたらどうするのですか。

○本間参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、日本の金融システムの置かれた現在の状況というものは、私も大変厳しいものがあるというふうに認識をしております。特に、まさに今御指摘のとおり関西での金融機関の問題もございまして、金融機関の中で、やはりバブルの後遺症に伴います、これからさらに対応していかなければならない問題に對してしっかりと対応すべきは当然でございますが、さらに、まさに御指摘いただきましたセネコンを初めといたします、これから金融機関のバランスシートにさらに問題を投げかける可能性のあり得る、そこについても十分なる目をもつてこれからしっかりと見て、問題が仮に生ずるような場合には、まさにシステムリスクが大きくこの国に飛び散ることのないように、最大限の努力をすべきものだと思つております。

お尋ねは、しかし仮にそういう問題が生じてしまったときに、セーフティネットと申しますか、日本の今の金融システムでそれをつかり受

けとめ切れるか、こういうことが基本に先生の中におありになると思ひます。

これは、預金保険もその中で一つの大きな役割を担つておるものでございまして、預金保険は、御承知のとおり基本は保険料、民間金融機関から拠出されます保険料をもつて運営されております。現在は預金高の〇・〇八四%というものを毎年積みながら、それも、これまた御承知のとおり一般保険料と、それからペイオフコストを上回る特別保険料、両方で今運営されておるわけでございまして、これまでのところはもちろんその中で運営されておりますが、お尋ねのように仮に、それが今の枠組みの中で十分対応できるかどうか、こういうところが確かに一つあるかと思ひます。

ただ、昨年この保険料率を大幅に改定をいたしまして、これで現在では対応していくということが基本的な重要だと思つておりまして、とりあえずの対応をいたしまして、仮に今のファンドが十分でない場合には、日本銀行が、一般勘定それから特別勘定それぞれに對しまして一兆円ずつの貸し出し、預金保険機構から見ますと借り入れができることになつております。

これはいわばつなぎの金でございまして、そういうことも活用しながら、現在もそういうことも入れて運営をいたしておりますけれども、そういうこと全体を総合しまして、しっかりと対応していくべきものだと思つておることを申し上げます。

○渡辺(喜)委員 それで実際足りなくなることはないですか、大丈夫ですか。

○本間参考人 これは、今後発生する金融機関の破綻というものがどういふものであるかというところはなかなか予測しがたいわけでございまして、私もこれは、この現在の枠組みの中で基本的には対応すべきものだと思つておることを申し上げます。

○渡辺(喜)委員 とにかく、お金というのは人間の体の血液と同じことですからね。この流れがとまるとかめぐりが悪くなるということだけは、絶対にこれは避けなければいけません。ぜひ大蔵大臣におかれまして、強い意思を持って日本の金融

システムを守つていくんだということを、何らかの機会に国民に表明していただきたいというふうに思ひます。

もう時間がなくなつてしまひましたので……自民党が緊急対策というのを申しました。これは、とにかく借金以外にできることは何でもやろうという強い与党の意思のあらわれだといふふうにお考えいただきたいと思ひます。できれば六十五点ぐらいかなという気がいたしておりますけれども。

それは要するに、規制緩和とか中小企業対策は断定期調で書いてあるのですが、土地の流動化とか有効利用の促進、住宅対策なんというのは努力するとか検討するとかいふ表現で書いてあるものから、やはり六十五点ぐらいになつちやうかなという気がするわけであります。でも、土地を動かすといふことは非常に大事なことであつて、土地税制について、とにかく自民党が出したことは全部これは丸のみしてもらうといふことでやつていただきたといふふうに思ひます。

地価税も廃止しないしは凍結、凍結でも結構です。個人の長期譲渡の重課、これは廃止。法人の長期並びに超短期、それから私は短期重課も、これも廃止。特定事業用資産の買いかえ特例は、一〇〇%まで上げるということですね。それから法人の借入金金利の損金不算入、六十二年につくつたこんな制度はもう撤廃をする。

それから定期借地権、これも非常に大事なことでして、定期借地権、もっとこれをふやしていけば、もっと優良な住宅がたくさんできるよになるわけですから、例えばこれの阻害要因になっている相続税の評価、これは八掛けなんですね。こういうものを思い切つてとんと下げる、そういうようなことです。

それから、平成の初めぐらいにローンを組んで家を買つた人たちがたくさんいるわけですよ。日本経済を支えてきた中産階級がリストラに遭つてしまつて、今や極貧階級に転落してしまつた人もあるわけですね。極貧階級まで行かなくても、大変

な含み損を抱えて、子供が大きくなつて部屋が足りなくなつてしまつた、そういう人が買いかえもできないでいるわけですから、こんなものは、今みたいな一年間しか所得から引くのはだめだといふのではなくて、三年ぐらい引いてあげるよといふことをやれば、世の中非常に明るくなつていくんですよ。どうですか、主税局。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生から御指摘がございまして、多に、自民党の緊急国民経済対策、税制について多数の指摘事項がございまして、

税制につきましては、財政構造改革との整合性をどう図つていくかというほかに、先ほど八割の合理性のお話がございまして、やはり公平をどう考えるかという税の原則の問題がございまして、税の体系の問題もございまして、そういう意味からの十分な吟味、議論が必要であらう、こういうふうにして思つております。

いずれにいたしましても、政府、党の、税制調査会における平成十年度税制改正の審議の中で検討が行われていくことになるだらうというふうに思つております。

土地税制につきましては、まさに、今の理論的な問題のほか、土地の有効利用あるいは土地取引の活性化を促進する方策を検討する中で議論をしていきたい、こういうふうにして考えております。

○中山(成)委員 長代理退席、委員長着席。○渡辺(喜)委員 とにかく、世の中お金がないわけじゃないんですよ。お金ははつきり言つて余つていふんですよ。要するに、お金がめぐりまわっていないことなんですね。確かに、今、所得税を払つておられないような低所得者が一番困つておる。そういうときにはどうやって世の中の景気をよくするか。

結局、世の中には常識には反するけれども真実であるといふことがあるんですね。低所得者が困つていふ、そういうときにはどうしたらいいか。お金を持っている人に、借金してでもお金を使つてもらふ、資産を持っている人に、借金をして

でも資産を有効に活用してもらう。つまり、金持ち優遇、資産家優遇をやれとのおやじが言つて怒られたんですけれども、そういう逆転の発想が大事なことです。

それで、こういうことはある意味では制と簡単にできるんです。例えば、住宅税制も税額控除というやり方でやっている。主税局流に言えば、年間五千億円までやっているんだ、こういうことを言うわけですよ。しかし、では、例えば一億円借りてちよっといい家をつくってもらう、そういうときに、例えば金利三%でお金を借りる。すると三百万ですね。三百万分を所得から引いてあげるといふようなことをやれば、かなりこれはインセンティブが通ってくるんですよ。例えば子供の扶養控除が今三十八万です。三百万という子供八人分ぐらいですから、なかなか子供八人をつくるのは容易じゃないですからね。

だから、そういう単純な発想でお金をもっと使ってもらふということが、私は非常に大事なことでだといふふうに思ふんです。どうですか、主税局。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

住宅ローンについて、利子を所得控除に移せば高額所得者はその分有利になるのといふお話でございました。

今、主税局が減収額のことを言うと先に言われてしまいました。現在の住宅取得促進税制、減収額六千六百十億円と、最も租税特別措置の中で大きな規模になっているわけです。したがって、その結果どうなっているかといふと、中低所得者の方に非常に有利な制度になっておりまして、例えば、年収七百八十万円までの方が一定の金額を借り入れますと、所得税を払わなくてもいいといふような仕組みになっているわけでございます。

先生のような、この仕組みを六千六百億円の中でそういうふうに変えるといふふうにはいたしませんと、そういう下の方が非常に薄いものになつてしまふ。果たしてそのようないふについて

どう考えるか。逆転の発想とおっしゃられました。その辺の税制上の慎重な議論が必要ではないかといふふうに思っております。

○渡辺(喜)委員 にかく、早くこの財政法を国会で通す。そして財政法を通すときに……(発言する者あり)ちよっと待つて。財政法が成立するのは恐らく十一月ぐらいになるのではありませんか。その一カ月の間に景気がとんとことんと落ちていくかもしれません。ですから、それは、財政法が通つたら景気判断を変えてもいいんだ、そのぐらいの見通しを私は持つておくべきであらうといふふうに思ひます。ですから……

○中川委員長 渡辺君に申します。時間が参りました。

○渡辺(喜)委員 はい、わかりました。財政法が通つたら、どんとまとめて景気対策をやります。よろしくお願いします。終わります。

○中川委員長 これにて穂積君、渡辺君の質疑は終了いたしました。午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時二分開議

○中川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安倍基雄君。

○安倍(基)委員 今まで我が党の若い人々、新進気鋭の新進党の委員がいろいろ質問してきました。あらかた論点は出てきたと思ひますけれども、私は私なりに、自民党の長老の中には、おれは球拾いするぞと言つていた人が、最近では球拾いだけではなくなつていろいろな活動をしているようにございすけれども、私は落ち穂拾いといふか、若干の重複もあるかと思ひますけれども、今まで余り取り上げられなかったことを中心にやりたいと思ひます。

この法案を見ますと、それなりのメリットはある。というのは、要するにそれぞれの支出についてキヤップをつけて、それは中には非常に厳しい関係だつたら薬価基準あたりを見直さなきゃいかぬとか、いろいろな制度的なことを変えていかないとこのキヤップのもとでおさまらない、そういう意味でそれなりのメリットはある。ただ、しかし、やはり一番大きな問題点は、経済に対する観点といふのが本当にどの程度行われているのかというところが一番の問題であると思ひます。

今までの論議の中に、これから数年間手足を縛つてもいいんだろ、デフレ予算でやつてもいいんだろ、という議論もございました。手足を縛るという面からの観点は一つの大きな問題でございすけれども、ただ、この法案がどの程度経済に対するインパクトを考えているのかという点について私は非常に疑問を持っております。

この前提として、二〇〇三年に赤字をGDPの三%にするといふことを言つておりますけれども、そのためには、支出のみならず、要するに税収がどのくらい伸びるかといふことに大きくかわつておるわけですね。その税収がどのくらい伸びるかといふことの基礎には、経済の成長率がどのくらいかといふことがかかっている。一・七五から三・五%といふか、そういうところまで幅を持って考えていますけれども、人ごとのように、一・七%あるいは三・五%というやうな、まるで成長率が自然に決まるやうな形で、この予算そのものが成長率にどう影響するかといふことが全く勘案されてない。

この点、これは経済企画庁に聞きたいと思ひますけれども、これから現実的にどのくらいの成長率になるのだろうか、その間にデフレ予算がどう影響するのだろうかといふことについて、単に、このくらいの成長率だつたらこのくらいの赤字がでるとか、このくらいだつたらこうだといふやうないわば仮定的な試算ではなくて、本当にどの程度の成長率を考えているのか。その成長率のた

めに、例えば規制緩和をすれば高い成長率にできるんかといふやうなことではなくて、このデフレ予算がどの程度それにかかわつていくのかという点についての御説明を願ひたいと思ひます。

○尾身国務大臣 今後の成長率の見通し及び財政状況の関連についての御質問だと思ひますが、構造改革のための経済社会計画といふのが一応いけば経済計画とも言えるものでございまして、この計画期間中、一九九六年から二〇〇〇年度まででございまして、年率で実質三%、名目で三・五%の成長を見込んでおるわけでございます。

これは、前提条件といひます。政策の前提といふのが考え方の中に織り込まれておまして、それは、物流とか電気通信、金融サービス等の分野におきまして高コスト構造の是正、活性化の促進等、この計画に盛り込まれた改革が進展すれば、その結果として今の成長率が達成できるといふことでございまして、言ふなれば、私もどが考えております経済構造改革がきちと進むならばといふことでその成長率になっていると考えております。

それから、もしこの計画に盛り込まれた構造改革が進展しない場合には、一・七五、一カ四分の三の成長になるといふふうに見込まれているといふことでございまして、そういう意味で、この構造改革のための経済社会計画におきましては、いわゆる構造改革を進めることが前提でその数字を見込んでおるというふうに考えております。

私も、説明を何回かしておりますが、中長期的な経済成長を確保するためには、民間活力を最大限に生かして、その活力が十分生かせるやうな経済構造改革を進めることによりましてこれを実現するといふふうに考えているわけでございます。

それで、この計画期間中の財政運営につきましては、歳出面においては、制度の根本にまでさかのぼった見直しや、施策の優先順位の厳しい選択を行うといふ徹底した洗い直しを行うことによつ

て、財政改革を強力に推進するというのがこの計画の中の基本的な考え方ではないか、というふうな意味では、まさにこの財政改革法案もその線に沿ったものであるというふうに理解をしております。

○安倍(基)委員 時間も短いので、余り長々と答弁されると、質問時間がなくなってしまうかもしれません。まあ、単なる規制緩和で三・五%いくなんて到底考えられない。しかもこの、いわば財政のインパクトをどの程度勘案したのか、そういうところの御説明が全くないわけですね。でございませう、我々いろいろエコノミストに聞いても、そんなに高い成長でいくわけがないと。そういった点、今度の法案は非常に抽象的だ。例えば、情報産業をどうするか、規制緩和をどうのこのする、それで三・五%成長ができるかと本当に思っているのか、私は非常に疑問です。でございませう、もう一度お聞きしますけれども、本当にこのデフレ財政の状況を勘案した上のものであるかどうか。

しかも、今私が触れたのは、通常、今までは財政が出動できなくなったら金融でいわばカバーしていたわけですね。現在は確かに低金利でありませうけれども、しかし反面、非常に金融は逆に貸し渋りというかタイトである。タイトというふうな言葉はまずいかもしれませんけれども。

○尾身国務大臣 財政構造改革と経済の関係でございませうが、財政構造改革は、定性的に申し上げますと、短期的には、需要面から景気に対して必ずしもプラスの影響を与えないということは言わざるを得ないと思いますが、中長期的には、国民負担率の上昇を抑える、あるいは公的部門の簡素合理化を進めることによりまして、経済の活性化に資するものと考えております。

私も、そういう中で規制緩和、あるいは先ほどのお話の、貸し渋り現象と言われているような、いわゆるクレジットクランチの問題もございませうから、そういう意味におきまして、不良債権の処理を進める、そのために土地の流動化を進め、土地の有効利用を促進することによって、民間活力が十二分に発揮できるような体制を整える、そういう考え方でおります。

いざばば発想を転換して、財政に安易に頼ることなく、民間の活力を十二分に生かすような体制をつくり上げて、そして、そのことによりましてむしろ経済を活性化して、ひいては税収もふえるという筋書きでいきたい、また、それがいけるといふふうに考えているわけでございます。

○安倍(基)委員 抽象論はどうでもいいんですけども、具体的にこの財政でいったときにどうなっていくかというシミュレーション的なものがあるんですか、ないんですか。ただ一言、イエス、ノーでお答えください。

○尾身国務大臣 私どもの計算では、いろいろな規制緩和をしつかりやることによりまして、規制緩和効果はそういう意味の構造改革によりまして、年率〇・九%のプラスの成長が見込み得る。そういう意味では、規制緩和の促進とかそういう政策は、成長に非常にプラスにきいてくるというふうに考えております。

この二つを考えたときに、規制緩和をしても、こんな高い成長率ができるわけがないと私は思います。その点をもう一度お願いいたします。

○安倍(基)委員 どうもかみ合わないんですけれども、つまずき、このいわばデフレ的な財政の方向で、それをもとにしたある程度のシミュレーション的なものがあるのかなのか。その一言でいいんですから。

○尾身国務大臣 先ほど申し上げました規制緩和とかあるいは土地の流動化とか、そういうものを前提といたしまして、民間の活力を十分発揮することによりまして、三・五%、名目で三・五%の成長は実現できるものと考えている次第でございます。

○安倍(基)委員 いずれにせよ、ちょっと水かけ論になるけれども、この問題は、本当の意味で企画庁は確信を持って言えるのかどうか、本当に疑問に思っているんですよ。しかも、財政と金融両方とも、財政もデフレ、金融は本来これだけの低金利だからいくはすんだけれどもそうはいかない。クレジットクランチがある。この二つを考えたときに、この法案というのが本当にその現実を見据えた法案であるのかどうか、非常に疑問であるのです。

この点は、確かに各省の要求をいざばばキャップで抑え込もうという意図はわかるんだけれども、経済的な感覚がほとんどない。この点ちょっと、大蔵大臣、どうお考えか。簡単に、一言二言でいいです。

○三塚国務大臣 本件は、経企庁長官が何回も答えましたとおり、その政府の成長率見通しに向けて、ありとあらゆる努力を積み重ねていかなければならない、ここが一つあります。

金融の貸し渋りいかにいうことであります。これは不良債権解消のため各金融機関の努力が実りつつあり、解消しつつあります。こういうことであり、政府金融機関は、午前中の論議にありませうに、党の政策の提言等もこれあり、また経企庁長官中心に取りまとめられておることの中、景気の下支えが特に中小企業等についてなされませうという検討が行われております。

○安倍(基)委員 いずれにせよ、どうも答弁も余りはいきなりで非常にあれなんですけれども、基本的には、もう少しやはり経済の実態を見たと上で論議していただきたいです。この法案というの、そういうところが非常にまた欠けておる。しかも、財政そのものがどういう影響を経済

に与えるかという点についての観点が非常に抜けておる。この点は指摘したいと思えます。それと関連いたしまして、今クレジットクランチの関係で、早期は正措置、これは二年前から大体来年の四月にやるといふ話になっておる。各地を回りまして、それを延ばしてくれとか弾力的な運用をしてくれとか、そういう要望が随分強いです。これだけ金利が低くて金があふれている。そうすると、本当はスムーズにいけばはずなの、もういざばば通常の資金だつて入ってこない。

やはり一番の問題というのは、不良債権はそのままにして、為替の自由化、いわば金融ビッグバンと踏み出したことが比較的大きな原因だと思ふ。そこに財政の、いわばデフレ予算が出てくる。でございませうから、この早期は正措置についてどう考えているのか。

それから、何といひますか、弾力的運用ということ余り大げさに言えないかもしれないけれども、この早期は正措置をつくったとき、果たしてこのデフレ予算を考えたのかどうか。その二点をしっかりと聞ききたいと思ひます。

○三塚国務大臣 早期は正措置は、往時の苦しい体験、反省の中で、金融機関が本来の使命を達成すべく全力を尽くし、絶えず信託状態をキープすべきであらうというところで基準を決めたことは、安倍先生おわかりのとおりであります。

そういう中で、これを緩和するかどうかということにつきましては、既に四月一日とその実施年を決めておるところでございませうから、そのために、各金融機関は不良債権の解消について努力をいたしております。経営方針についても、リストラを取り進めておるところでありますので、途中でかじを切ることは混乱だけが予想されますので、ですから、辛抱を重ね、その基準に従い全力を尽くしていただく、大変御苦労ですが、頑張ればおのずから展望開ける、こういうことであります。

○安倍(基)委員 要するに、この早期は正措置を決めるときに、果たして今回のデフレ予算的なものを想定していたのかどうか、その点です。

○三塚國務大臣 これは、経済の成長は、御案内のとおり、毎年度明示をしながら努力をいたしておることに尽きるわけであります。

○安倍(基)委員 ちよつと意味が、要するに、この早期は正措置を決めたときに、このデフレ予算の早期を想定していたかどうか、それを聞いています。

○三塚國務大臣 デフレ予算ということではなく、成長率を、名目成長率、実質成長率、御案内のとおりであります。そして、税収を見積もり、歳出を編成いたすということでありますから、その目標を忠実に守り達成するという総合政策はありますけれども、デフレ的要素というのは、その中で、どういった表現をしたらいいのですかね、デフレ的要素という一概であります、まさにデフレを想定しておればそれに対応するものをするべきだ、こうなるわけでありますが、今、名目成長三・五%、実質一・九というの、まさにそのことをなし遂げるによりまして、その前提は財政構造改革でありますが、健全体に確実に近づいていく足取りになります。こういうことで理解をいただければと思います。

○安倍(基)委員 今度の、いわば頭を、キャップをやるというのは、ともかく支出をどんどんと詰めるわけですよ、簡単に言えば、ということとは、これは必ず経済成長はマイナスの方向に働くわけですよ。でございますから、通常そういった財政のときには金融をもっと緩やかにしていかないと、かぬ要素がある。

金融は、実際上金利は下がっておるんだけれども、今のクレジットランチがあるわけですよ。これは早期は正措置の導入が決まっちゃっているから、そのために、本当に財政の面では要するにデフレ的な効果を持つんだけれども、それは金融でカバーできない。本来、もしこれからデフレ予算をやるんだしたら、要するにクレジットランチを生むような措置というのはもう少し時期を考えるべきだった、そういうことを言っているのですよ。どうも理解が十分されていないようです。

○三塚國務大臣 これは、経済の成長は、御案内のとおり、毎年度明示をしながら努力をいたしておることに尽きるわけであります。

れども。

○尾身國務大臣 早期は正措置を決めたのは、たしかしばらく前だと思います。この財政改革法案を出すというのを決めましたのは、こしに入ってからだと思っておりますが、財政再建の必要性はかねがね言われていたところでございます。このいう財政改革法案という形でやるのか、あるいは財政そのものを立て直すという形でやるのかというところについては決まっていなかったと思っておりますが、しかし、その方向で財政運営をやるということは、早期は正措置の問題とそんなに違わない時期に決まっていたことだろうというふうに考えております。

したがって、早期は正措置が、クレジットランチというような形になるのかどうか。現在金利も下がっているわけでございますが、資金需要がそうないというようないろいろの問題になつてくる状況の中で、私ども、金融機関の資金供給に対する態度が、健全な事業、健全な企業の活動まで損なうようなことのないように、関係方面に十分働きかけ、対策を講じてまいりたいと考えています。

○安倍(基)委員 いずれにせよ、財政と金融がうまく連動していくべきところが、どうも金利だけは下がっているけれども金詰まりがして、金がなかなか流れてこない、そこにデフレ予算が来る、そういうダブルパンチがあるのですよね。これは、必ず経済成長率にマイナスの影響を及ぼしている。これから本当に三・五%でいけるかなんというのとは、全然話だ。

でございますから、この予算を計上する上において、本当の意味で、いわば経済成長がどの辺にいくのかということと踏まえて、シミュレーションができないのなら、ないわけにございませうけれども、これだけの大きな法案を出すならば、それがどういった影響を及ぼすかということとをきちんと企画庁あたりがつかまえた上で提案してほしいと思います。

もう三十分近くなりますので、二番目の問題点を出します。

第二の問題点。これは、各省庁がキャップのもとで一生懸命やっている。確かに、今までの説明によりまして、例えば厚生大臣も、これだけの、本来はもっとも支出がふえるべきところを頭打ちにしている、要するに基準基準でも考えていかねばならぬ、そういうことになる。文部省の方、これはいろいろ、私学助成も要するに頭打ちになる。そういう状況ですけれども、問題は、やはり公共事業が一番問題だと思ふんです。

私は、資料として、私が七年前に書いた論文を皆さんにお見せいたします。いささか古い論文でございませうけれども、これは、アメリカとの間でいけば公共投資の額を決めたというとき、私は落選中でした。採用したけれども、「エコノミスト」に投稿したら採用してくれた。その中で言っておりますのは、建設国債であれば後代に資産が残るからという議論は表面的なものにすぎない、その償還は最終的には大部分が税金に依存する、こう七年前に言ったわけですから、まさにそれが現実になってきた。

今回の法案でも、いわゆる建設公債というものに対しては十分な注意を払われていない。それとともに、公共事業は期間を延長するということですけれども、基本計画そのものについては十分触れていない。

私のお聞きしたいのは、各省庁がこれだけいろいろ、いわば自分の部門について制度から変えてでも減らしているというときに、公共事業は基本計画を要するの、変えないのか。この点についてはいささかお答え願いたいと思う。

○三塚國務大臣 安倍委員にお答えいたします。基本計画について、このたびの財政事情を踏まえて変えるのか、変えないのか、かような御質問でございませう。

お、自然災害等々がございませうから、国民に対しましては安心、安全、そういったものを考えつつ、今日までの開発、整備に加えてマネジメント、こういったものも要求される中でございませう。加えて言いますれば、高齢化社会も到来する。

よって、社会資本整備の推進を図ることは極めて重要でございまして、なお財政状況は近年極めて深刻な課題になっておりますから、このことを背景にしまして、公共事業関係の長期計画につきましては、御案内のとおり、計画期間を二年間延長する、こういう措置を講ずることによりまして、その投資規模の実質的縮減を図っております。五年間で取り組んでいく計画を二年間延長して、それらの課題を消化してまいりたい、こういう姿勢に立っております。

○安倍(基)委員 社会資本整備が言われているといいますが、例えば下水道などというものは、その問題は、本来、下水道などというものは、そこに住んでいる人々が負担すべきものなんですね。社会資本、社会資本と言葉はいいけれども、本来は、その利益を受ける人間が負担すべき問題なんです。

私は、この論文で書いたんですけれども、かつて、もう十年近く前の大蔵委員会、東京都で四谷から新宿までの拡幅工事をやる、どのくらいかかったかと聞きましたら、三千億円くらいかかったと。それは、国道だから三分の二は国が負担する、という言い方をしているんですね。私は、むしろそれは、そこで受益をするところの人々が負担すべきじゃないかと。すべてこういいたくはない、今の下水道なんかも本来はその地域の住民が負担すべきものだ。それを、公共、公共という名のもとに国の予算を投げ込む、そこに大きな問題点がある。

だから、公共事業というのは、まず第一に、これは本当に効率的なものであるのかどうか、役に立つものであるのかどうか、二番目には、受益者

と負担者との関係はきちつとなつてゐるか、その二つが問題である。ところが、日本の場合に、公共事業というのは税金をほとんど投げ込んでゐる。私は、これが一番国の財政を大きく危うくしている原因であると思う。一方において、例えば医療費なんかもどんどん減らさないういかぬとか、そういう状況で、もう本当にいろいろな面が削られてきてゐる。

ところが、この公共事業というのは、名前のために幻惑されてゐる。私は、今の日本の財政の危機は、本当の意味の効率的な公共事業がされてゐないと。効率的な公共事業とは何かというと、それは、民間投資を誘発する公共投資であり、本当に経済のボトルネックを解消するのが本当の意味での公共事業です。ところが、現在の公共事業というのは、公共という名前がつくと、もうこれは社会資本整備がおくれているなとかかんとかという話で、ウルグアイ予算もそうなんですけれども、半分聖域になつておる。

でございまして、これだけいろんな各部門で削りに削らうというときに、公共事業だけ、年を延ばすだけだ、最終目標は同じだと。とんでもない話だ。公共事業の中で経済効果の少ないものは見直して、むしろ削つていかなうかやいかぬ。本当に大切なものは、むしろ促進してでも仕上げていかなうか。そういう観点が全く抜けているわけです。

私は、この点、実は総理がいたら、ちよつと総理にお聞きしたいと思ふんですけれども、官房長官も、この点どう考へるか。

これとともに、この公共事業が割合と大手を振つて歩く基礎は、建設公債は赤字公債と別だと、赤字公債のことばかり主言に言つてゐる。今度の案は若干建設公債も含めた国債の縮減のプログラムが出ておられますけれども、本来は、私どもの委員も質問しましたけれども、十年前から、建設公債と赤字公債との区別をなくせと、さつき読み上げたように、で、今度の法律は、やはり建設公債と赤字公債は別なんだという逃げ道をつくつて

いる。それがまた公共事業を半分聖域にしていると思ひます。

この点について、これは官房長官が総理にかつてお答え願ひたい。

○村岡國務大臣 安倍先生、先ほど、私は落ち穂拾ひだと御謙遜されましたけれども、絶えず話し合つて、造詣の深い、本当に一言言つてゐる先生だと私思つております。

今、公共事業の話が出ました。建設大臣からお話がありました。私、考へてゐることを申し上げるならば、先進諸国家に比べまして、急速に日本は上昇して、その間景気のいいときもあつた。しかし、急峻でありまして、川にいたしましても道路にいたしましても、社会資本の整備が足りない。なおかつ、いろいろな災害が起こります。昨年でしたか、蒲原沢とか、あるいはまたトンネルの崩落とかいろいろ大変な状況がございまして、したがひまして、整備するところは整備しなきゃいけない。

同時に、批判されておりますことは、これは直していかねばならない、こういうふうと思つておりますが、何かすべて公共事業が悪だという立場は私はとりません。十兆円近くあるわけでございますけれども、これは今、来年度、この特別措置法によつて七%下げていく、そして必要のないものは十分に見直していく、こういうことでございまして。一方で、社会保障が、かつて始めたときから見ると十倍にもなつておる、こんな状況もあります。

それで、今のお尋ねの建設公債と特例公債、区別を見直すつもりはないか、こういうことでございしますが、私といたしましては、官房長官ですからなかなか難しい。調整役でございまして、総理のかわり、こう言ひましたけれども、負担の世代間公平と見合いの資産が残るということで、公共事業に限つて建設公債の発行を認める、こういう考えで来たと思ひます。この考え方も、今も妥当なものとして私考へておりますが、それだから安易にどんどん出せというのではない、こういうふう

に思つてゐるところであります。

以上でございします。

○安倍(基)委員 いずれにしても、やはり公共事業の持つ経済効果、これをもつとシビアに考へなくては行けないのですよ、はつきり言つて。本当に必要な公共事業を行う。それによつて民間投資も誘発できる、そういう種類の公共事業であればそれなりの意味がある。さつき私がちよつと例を挙げた下水道とかなんとかいふのは、その土地の人間が、それを享受する人間が負担すればいいのであつて、それを公共と言ふことそのものが問題なんです。

ですから、私は、地方分権という問題がこれに絡まつてくるわけですが、地方が自分たちだけでやるとなれば、おのずと自分たちの生活に一番必要な部分になるわけです。国全体は、もう少し本当に国全体のものにお金を投げ込めばいいのであつて、それは、この前のトンネルの崩落なんかがありましたけれども、お金があるからこそこそあれだけの道をつくり、トンネルもつくれるわけですから、それがもし、もともと本当にお金があれば、むしろ移動をするというか移住することだつてあり得るんですよ。

だから、これは本当に金持ち時代の発想でやりますから、この点について、まあ余り長くなりませんから、私がここでお話しているのは、いわば公共事業というのはそれなりのシビアな査定を必要とするということ、それで、建設公債と赤字公債というのはそれなりの、要するに、ほかの国では必ずしもそういうことやっていないんですよ。だから、本当に収益を生むものあるいは経済効果のあるもの、そこに限ることにならうと、建設公債という言葉があると、どうしてもそういう聖域になりやすいのです。

ちよつとまだほかに聞くこともいろいろありますから、では、一言、長くなつちや困ります。

○村岡國務大臣 先生のお話、経済効果のことばかり言われておりますね。しかし、これ、下水道のことを話して、東京なんか一〇〇%近くできて

いるんですね。それには国からも相当金が出てゐるわけでありまして。今、十何%、二十何%というところもあるわけがございしますね。それから、ほとんど経済効果のあるところにお金を出せば、そこは一極集中になり、必要のないところに出さなければ、我々の地域みたいな、安倍先生のところは裕福であらうと思ひますが、とてもできないですね。

この部面もひとつお考へをいただいて、外国は三百年四百年かかつてきた、日本はわずか二、三十年だ。しかし、批判されていることは私どもも氣をつけていかなければならぬ、こういうふうと思つております。以上でございします。

○安倍(基)委員 もう少し時間が長ければいろいろ議論したいのですけれども、次の問題に移りたいと思ひます。建設大臣、もういいです、大体わかつてゐるから。

ただ、問題は、私の言うのは、例えば東京の下水道なんかでも、本来は東京の人間だけで負担すべき問題なんです。それを国が相当金をつぎ込んでやらうから不公平が起こる。もともとは、彼らは自分の施設は自分で賄うべきだったんですよ。そこら辺に問題があるわけです。だから、やはり負担者と受益者とのつながりというのを常に考へないと、公共事業という美名のもとに税金が流れ込む。いかに国からお金を持つてくるかの問題になる。これは、時間もございせんから、もう結構です。次に行きましよう。

それから、今度は、保険の問題です。私は、これだけキャップがふさぐと、本人にやはりいろいろな寄せになる。そこで、やはりこれからいろいろな医療関係の、あるいは年金関係のお金がかかつてくる。一つの傾向として、本来税金的なものが保険料という名目で徴収されるようになるというのが、一つの大問題だと思ふのです。

私は、介護保険のときに十分議論に参加しましたけれども、保険というものは、私は保険のことを二年間課長補佐でやりましたけれども、保険の場合には保険事故というものが大体あつて、

その確率が大体あるわけです。確率に基づいて保険料が決まるわけです。介護保険の場合には、介護を要するという確率は果たして十分計算できるのか。自動車だったら、自動車事故の確率がある。それによって保険料がまた決まってくる。生命保険の場合には、どのくらい死ぬかという率があつて、決まってくる。介護の場合には、認定ですから、病氣とはちよつと意味が違ふ。でございまして、私が恐れているのは、本来はこれはむしろ、たしか議論の過程で小泉大臣が、これを税金で取るとなかなか問題もある。で保険料でやると本会議で答弁をしたことは、私記憶しています。私が一番心配しているのは、保険料という名のもとに国民負担がどんどんふえる。介護保険の場合、四十歳以上が全部払うわけですから、強制的に払うわけですから、片つ方の支出の方は、一つの基準があるにしても、各市町村の認定による。本當の意味の保険事故かどうか。保険とするに値するかどうか。逆に言えば、これだったら、むしろ税金で取つて、給付するという方がみんながはつきりわかるのじゃないか。保険料という名のもとに個人負担がどんどんふえていく、そこが問題だ。

介護保険、今参議院でやっていますけれども、私は、その大きな問題点、これは本来強制徴収ですから、税金に近い。それが保険料という、国会を通じない、保険料の査定というところでもって決まってしまう。今度の財政改革の方は、キャップ、頭から抑えろと、そちらの方へどんどん膨れていくという問題点がある。そこを指摘したいと思っています。

○小泉国務大臣 保険でやるべきか、税でやるべきかということなんです。日本としては、今まで年金にしても医療にしても、保険、税、組み合わせてやってまいりました。ドイツにおいても介護は保険を導入しております。

というのは少ないと思いますが、今二百万人を超えて、介護を要する人は毎年十万人ずつふえるというところが見込まれる。となりますと、だれもが要介護状態にはなり得る可能性を持っているということから、今回介護保険制度を導入することにして、今御審議いただいているわけです。基本的に、保険でやるべきか税でやるべきかの問題というものは、古くて新しい問題だと思うのであります。というのは、昭和二十五年度に社会保障制度に関する勧告というのが出ています。それは、簡単ですからちよつと読み上げますが、国民が困窮におちいる原因は種々であるから、国家が国民の生活を保障する方法ももとより多岐であるけれども、それがために国民の自主的責任の観念を害することがあつてはならない。その意味においては、社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を離れせしめること、この社会保障制度でなければならぬ。これは、昭和二十五年度の社会保障制度の勧告であります。戦後五年、現在に比べれば国民ははるかに貧しかった。社会保障制度も全然整備されていなかった。経済も弱かった。にもかかわらず、社会保障制度の中心をなすものは社会保障制度でなければならぬということを勧告しているわけです。豊かになつて、平成七年度、社会保障の財源について、今後、高齢者の介護など立ち遅れの著しい分野への配分を大幅に高めるべきである。この場合、増大する負担については、自立と連帯の精神にのっとり、国民だれもが応分の負担をしていくことが必要である。社会保障は、その保険料の負担が全体として給付に結びついていることからその負担について、国民の同意を得やすく、また給付がその負担に基づく権利として確定されていることなど、多くの利点をもっているため、今後とも我

が国の社会保障制度の中核としての位置を占めていかなければならない。したがつて、増大する社会保障の財源として社会保障料負担が中心となるのは当然である。これは、平成七年度の勧告であります。

豊かになつても貧しいときも、社会保障制度の方が適當であろう、妥當であろう。しかも、保険だけでやろうというんじゃないのです。税を半分、保険を半分ということでやるのでありますから、私はむしろ、じゃ、今、公的介護保険必要だといつて、やれといつて、じゃ、税金でやれといつて、どこの税目を増税するかという、これは増税項目ありませんね、所得税にしても、法人税にしても、消費税においても。だから私は、保険の方が適當ではないかと思ひます。

○安倍(基)委員 答弁を短くしてほしいんですけども。

いずれにせよ、要するに、今度キャップをかぶせるというのが、いろいろな面で国費の投入を減らす、それが保険料という形で国民負担の方へ来る。保険料というのは、自分が出した分と給付される分、これは一つの関連があるわけです。しかもそれは、危険率というか、大体支払うときの一つの率がありますから、それなりの計算ができるんです。

でございまして、介護のように、認定によつて、適當と言つては悪いけれども、どのくらい出てくるかわからぬようなものについて、これを保険という構成でやつていいのかわからないという基本問題があるのです。この点の議論が十分されていなかったんじゃないかと私は思ひますので、改めてこの点を指摘したいと思ひます。

時間も過ぎました。いろいろほかのあれもあるんですけども、關係によつては、質問が来ないので困つておる方がおるようですけれども、それは別として。

もう一つ、最近の証券・金融不祥事について、私は実はある投稿をしたのです。皆さんにお配りしてありますが、これは朝日の「論壇」に出そう

と思つたら「論壇」が採用してくれなかったもので、どういふ気持ちかわかりませんけれども。それで、私は産経に出しました。

私がこゝで言つたのは、今非常に、もう毎日、だれが起訴される、だれが起訴されるという話があります。ただ、私がこゝで言ひましたのは、本来商法の改正というものは、総会屋を排除する、それは暴力団に金が流れるのをとめるためだというのが、商法の改正の本旨だと思ひます。それは間違ひございませんね。いいですか。結構ですね。

そこで、私がお聞きしたいのは、今までいろいろな人が殺された。住友銀行の名古屋支店長が殺された、阪和銀行の役員が殺された、富士フイルムの専務が殺された、証券会社の社員も殺された。

こういった、企業のトップに近い者の犯罪について、これが検挙されて、きちつと処断された例はあるかどうか。調べてみましたら、富士フイルムの専務については検挙した、あとは未検挙だ、迷宮入りだ、こゝう言ふんです。これは大問題なんです。酒鬼薔薇聖斗さんというのはみんな全力を注いで検挙しましたけれども、それ以上の、企業のトップあるいは金融のトップを殺した、それは迷宮入りだというのは重大問題なんです。

こゝういふものを目にしますと、企業のトップたちが、一種の保険料でもって、暴力団、総会屋とつながるといふことを知つておつても、要するに金を流すということになりやすい。どこがもとでどこが末かと、本末をもう少しわきまえねばいかぬ。

でございまして、確かに、証券会社が損失補てんした、けしからぬ、けしからぬ。庶民の見方からすれば、むちゃくちゃに高額なものです。我々はあいつのが、まあ留飲が下がると言つては悪いけれども、庶民は留飲を下げているところもあると思ひます。しかし、ある意味からいふと、彼らは社会的弱

者なんです。つまり、彼らは自己防衛のために
払っているところも随分あるのです。これをほっ
ておいて、商法違反だ、商法違反だと手を振り上
げる。これが本場の姿勢としていいんだらうか。
これは、本場に法務はどう考えているのか。

私は、この点について総理に総括のときに聞こ
うと思つておつたので、私は総括に出ませんでし
たから、落ち穂拾いでですから、だけれども、また
総理の意見も聞きたいと思うが、まず法務大臣の
見解をお聞きして、それからその後官房長官、総
理にかわつてと言つては悪いけれども。

どうも社会の風潮がすぐに、法というのは法理
というものがあつたであつて、こういつた殺人事
件が全く迷宮入りのまま、お金を總會屋に払つた
ら商法違反ですよ、商法違反ですよと振りかざ
す。ある意味からいって、経済の活力というか
それを相当さといひでいるんですよ。しかも、金融
ビッグバンというのが迫ってくる。そこでもつて
内部の交代だけ、外部ばかり目にして、商品の開
発とか、新しいことが手おくれになるのです。

檢察は、果たしてその辺を十分本心に、これは
本末がおかしくないかというのを考えているの
かどうか。法務大臣、お答えください。

○下村國務大臣 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、いろいろなこの種の事件
の犯人が現在まで検挙されていらないというこ
とは、まことに残念なことでございます。檢察當局
といたしまして、犯人の検挙及び犯人の適正な
処罰に向けまして、警察當局と緊密な連絡をとり
つつ、厳正に対処するものと思ひます。

しかし、だからといって、總會屋の今いろいろ
報道されているような行為を、仕方がないんだと
いうわけには断じていけません、このように思ひま
す。いわゆる總會屋という言葉が言われているわ
けですけれども、株主總會等々を利用いたしまし
て、反社会的な行為によつて利得を得ようとし
る、そういうふうな存在はいかなる事態があつて
も許すわけにはいかないというふうに私も思
ひます。

会社の中には、總會屋に對しまして毅然とした
態度をとられまして、最初はなかなか苦しいよう
てございませうけれども、そういうふうな形で定着
いたしますと、全然總會屋が寄つてこないといふ
ふうな会社も多数あるわけでございます。ところ
が、片や、特に企業、企業といつても企業のトップ
の方々とそういう總會屋との間に取引が始ま
る、癒着が行われるといふふうなことになるつて、
ずるずる引きずり込まれていくというのが現実で
あらうと思つてございませう。

ですから、私も思ひましたのは、今お話に
ございまして、昭和五十六年に商法改正が
行われまして、五十七年から施行されておしま
す。そういうことで、一時總會屋の動きが低下し
たなどといふふうなことも見受けられました。現在
でも約一千名足らずの總會屋の存在を私も把握
いたしておるわけでございます。そういうふう
なことのためには、やはり企業が毅然とした態度
で終始される、徹底される。ずるずるなつておる
と引きずり込まれるといふふうな実態があるわけ
でございます。

そこで、私も思ひましたしましては、昭和五十七
年から施行されました商法が十分機能しているか
どうか、抑止的な機能を十分果たしてないん
じやないだろうかといふふうな点で、今回、罰則
の強化でございませうと、あるいは新しく、要求
すること自体を犯罪としてとらえまして、商法の
改正をお願いいたしてゐるわけでございます。

いづれにいたしまして、總會屋自体の存在とい
うものは認められないわけでございますから、
私も、関係當局と一致協力いたしまして、厳
正に厳重に対処してまいりたい、そしてその根絶
を期したい、こういうことでございませう。

○安倍(基)委員 現実問題として、本心に警察も
しくは司法がそういう連中をガードしてやらな
かつたら、ガードしないでおいて、毅然たる態度
をとればいいとおっしゃるけれども、その中には
殺される人間もいるわけですよ、あの案件が果た
して全く同じかどうかわかりませうけれども。

ガードしなければ、それは、自己防衛のためにそ
ういふことはあり得ますよ。

ですから、確かに私も、今の利益供与事件につ
いて手心を加えろとは言ひません。しかし、本来
は、警察は、あるいは司法は、彼らをガードする
責任があるんじゃないか、その責任を十分果たさ
ずして片方のことはかり言つてもだめだ、まずそ
れをちゃんとしてくれといふことを考えています
けれども、いかがですか。

○村岡國務大臣 先生、総理の代理で悪いね、こ
う言ひましたけれども、本心に私も、専門の方で
ないから、どう答えていいか。

しかし、今先生の論文を読ませていただきました
。警察當局は果たさなければならぬものをし
る、これは全くそのとおりだと思ひます。しか
し、これはなかなか、今までの事件を見ますと、
暴力団とか總會屋、いろんなところに、言つてく
れなければ警察當局もガードのしようがないん
です。

ところが、これは私の考えで、全く個人的な考
えですが、うんとこれは慣習的にあつたと思ひま
すね。こういう不幸な事件を機会に、何といふ
か、今までもあつたと思ひます、いろいろ今、つ
け届けたり何かした人、できたら言つてくださ
い、そうすれば、その罪といふか何といふか、そ
れは免除しようよと、いわば徳政令みたいな
ことがあつたんですが、それは大分前であつたと
私は記憶しております。しかし、それがなかなか
言ひ出せない、警察當局もガードできない。私
は、これは、思ひ切つても一回そういうことを
して、二度とこんなことが、根絶するようにしな
きやいかぬ、こう思つておるところです。

それからもう一つ、ビッグバンの話でございま
す。
体力の弱い金融関係、しっかり十分固めてから
やつたら、延ばしたらどうかという御意見かと思
ひますが、それでは、この国際化、それに、外国
の金融も何も来る、取引状況も来る、そのまま
だもう二年三年抑えておいて、とんとん後退する

のはいかがかなという私の感じてございませう。
代理で、わからなくて申しわけございませう。
以上でございませう。

○安倍(基)委員 この問題、どちらがもとでど
ちらが末か、法律ではどこへやるかといふことをや
はり十分考えにやいかぬ。第一の問題ですね。
ビッグバンの問題も、基本的には、やはり不良
債権処理といふのをとつとつと迅速にやらなく
ちゃいけなかつた。ところが、本来は金融機関で
ない、つまり預金者を持つていない、金融機関か
らお金を借りて貸したといふ会社に要するに公費
導入といふ問題が起つた。そのために、本場の
意味の、いわば預金を持つてゐる金融機関に對す
る公費導入の道が途絶えたといふ面が大失敗なん
です。そういうことがやはり不良債権の処理を
遅くした。

そのときにビッグバンをやつたといふことで大
問題になつて、もう一つは、ビッグバンのために
こういう早期は正措置をやる。それはそれなりに
意味があるのだけれども、そこに來て、新しいデ
フレ算的なものをほんと打ち上げてくる、そう
いふ食い違い。食い違いが重なつてゐるわけす
ね。その点をもつとよく認識しなければならぬ
と私は思ひます。そこに、この法案をこの時期に
提出する問題点がある。

だから、冒頭でお話ししましたように、それぞ
れの省庁がむだ遣ひを抑えていこうといふことを
決意することそのものは悪いことではない、た
だ、この時期とタイミングと周囲の環境がある、
そこを考へてもらいたいといふことです。
あといろいろ、省庁と権限関係、行革の問題も
ありますけれども、私の時間が一時間しかござい
ませんので、また残された時間でやろうかと思
ひます。

○中川委員長 これにて安倍君の質疑は終了いた
しました。
次に、一川保夫君。

○一川委員 新進党の一川保夫でございます。
この法案の審議が始まつて割と時間がかつて

いる割には、どうもこの法律の趣旨なり中身が十分理解できないところが非常に多いわけです。ただはつきりしているのは、量的な縮減目標だけははつきりしておりますけれども、それ以外のものについて、どうも考え方が明確でないというのは、非常に残念でならないわけです。

特に、各分野の財政構造改革の方針を定めるというような規定がよく出てくるわけですが、現時点で、その構造改革の方向づけが十分なされていないというふうに私は思っております。そういう面では、この量的削減目標だけが先行しているという面では、一般の国民の方々なり、また各地方自治体の方々も、この法案のねらいなりその背景というものについて、まだ十分な理解がされていないのではないかと、このような感じを私は持っております。

ただ、一方で、この財政再建ということは、今日緊急的な課題であることは間違いないわけですが、いまして、財政の特に歳出面で厳しく抑制していくという考え方は理解できるところでございましてけれども、その財政支出を厳しく抑制していくと言えども、当然ながら、各施策の本質めいたものが本来は見えてくるはずだというふうには思います。またこれからの政府としての取り組み方針といったものを、こういった量的な縮減とあわせて、しっかりと国民の方々に説明していただきたいというのが私のお願いでもございます。

そういう面でも、まず大蔵大臣にお聞きしたいと思いますが、この法律の目的に、この集中改革期間における主要経費に対する量的な縮減目標というものが明記されているわけですが、政府は毎年、次年度予算の政府の予算原案を閣議にかけられる段階で、一定の仮定のもとに、財政の中期的な見通しといったようなものをこれまで示していたというふうに私は記憶しております。

そういう面でも、今回のこの集中改革期間、三カ年あるわけですが、この集中改革期間を終える平成十二年、この段階の財政の中期

展望といったものを、大蔵省としては、それを繰り上げてでも、今の段階で、ある程度その展望を国民に明らかにすべきじゃないかというふうに私は考えるわけですが、特にそのあたりに対する基本的なお考え、大蔵大臣のまず御所見を伺いたいと思います。

○三塚國務大臣 財政の中期展望、一・七五の成長の場合、三・五の名目成長の場合ということ、十五年度まで提出をいたしております。委員にまだこれ配られておりませんか。後ほどお届けします。

それで、これに基づきまして、集中三カ年の期間における財政運営の基本、歳入と歳出の問題、それに伴って不足分は御案内のとおり公債費をもつてこれをみて、全体で一〇〇とする、こういうことであります。

御指摘のように、財政赤字三％というものを達成しよう、赤字公債依存型の体質からの脱却を六年度に達成しよう、相並行いたしまして、諸改革を断行することによって経済の活力を本来の姿に取り戻すということによって活性化を図る、こういう基本命題でございまして。よって、この展望については、特徴的なことは、従前の方式でやりましますと、要調整額が二・一から二・九出ますね、こういう指摘をいたした、今後の事務の重要性についての御認識をいただくということになりました。

一言で申し上げますと、今申し上げましたGDP比の三％達成ということについて、試算の公債額が実現できた場合の仮定計算として示したものと御理解いただきたいと思っております。それによりまして、集中改革期間終了時、十二年度になります。国及び地方財政赤字対GDP比は、名目GDP成長率三・五％の場合は三・九％、名目成長率一・七五の場合は四％と試算をされておるところであります。

○一川委員 先ほど安倍委員の方からも、この法案の考え方でこれからの財政なり経済が運営されたい場合に、日本の経済がどういふ姿になるかというふうな御質問もあつたと思っておりますけれども、そ

ういうことに対する明快な答弁もなかったわけですね。

仮定を幾つか置いた中で一つの試算というのは当然成り立つというふうに思いますけれども、こういう基本的な法律案をつくって、これから国会で通そうとするこの段階において、やはりもう少しシビアな財政の見通しといったようなもの、私は、経済の見通しとあわせて、もう少し具体的に国民の皆さん方にわかりやすく説明できる状況にぜひしていただきたい、そのように思っております。

では次に、この特別委員会の主管大臣でもございます農林水産大臣、余り質問が出ていないような気がしますので、私の方から二、三お伺いしたいというふうに思います。

御案内のとおり、我が国の農業の重要性なりそういうことは、この特別委員会でも、きょう午前中にも若干触れられたと思っておりますけれども、非常に今現在、我が国農業そのものが脆弱な体質を持てきているというふうに私は理解いたしております。

それは、御案内のとおり、非常に国際化の波を受ける中で、我が国の農業もそれなりに体質改善には努めてきたのだらうとは思いますが、現実に、御案内のとおり、自給率が四〇％程度まで下がってしまったという問題とか、あるいは農業に従事されている方が相当高齢化を来してきているという問題もございまして。

また一方で、農村地域の、特に山間地域での過疎化現象とかあるいは高齢化現象、そういう中で担い手が非常に少なくなってきた。農村地域に住んでいる、特に農業に意欲を持った方々でも、農業に対する将来展望というものをなかなか持ち得ないという中で、非常に先行き不安な面がたふさふあるわけです。

ただ、そういう中であって、一方でまた、我が国の主食である米が非常に過剰な状態にあるというところも現実問題でございまして、要は、農家の方々は、何をつくるかということでは非常に皆

さん悩んでいらつしやるというのが今の現状だというふうに思います。

そういう農業なり農村を取り巻く厳しい状況の中で、このたびの財政構造改革という中で、農業関係の予算も当然ながら聖域なしで見直しがかかるわけですが、そういう面では、予算すべてについて見直しをかけるというのは、当然といえば当然だと思っております。

このたび島村大臣が御就任になったということは、私はある面では非常に心強く思っている面があるのですけれども、ある人に言わせると、いや、島村大臣は都会の御出身だから、余り農林水産のことを理解できないんじゃないかということ、思いますけれども、ただ私は、これからの農林施策というのは、国民全体のコンセンサスというのが非常に大事だと思っております。単なる農業関係者と農家に住んでいる方々の理解で、農業政策というものをはなかなに進められない、そのように思います。

そういう中で、私は、大臣が都会の御出身であるという面では、都会の方々に對しても、また消費者の皆さん方とか、あるいは経済界、一般の皆さん方に、この農業の施策の役割なり重要性なり、そういったところをしっかりとまた理解させるといふ面では、非常に適任の大臣ではないかというふうに一方では思っておりますので、どうかその期待にこたえていただいで、精いっぱい頑張ってくださいと思います。

そういう中で、私は、今回のこういった厳しい財政改革という中で、これからの農林水産を基本的などういふ形で推進されようとしておられるのか、まず、そのあたりの考え方を基本的にお伺いしたいと思います。

○島村國務大臣 冒頭、都会の私が農林水産大臣となつたことについて、御理解をいただいたように思います。大変ありがたいと思っております。前にも私、一度申し上げたことがあるのですが、私は十四年前に、農林水産省の政務次官を志

願いたしまして、幸い認められて、約一年間農林水産行政に携わりました。その際、私は素人のごさいますから、全国を回って、できるだけいろいろな方々の意見を聞くことに努めました。

そして同時に、当時はタブーとされていた減反政策について、実際に米をつくっている方々といろいろな話をしたところでありましたが、これは、ある意味では三方百両得の考えなんだ。

一つは、お米をつくりたい放題つくって、まずからうが何だろうがたぐさんつくって、それを国に売りつけるという仕組みの中では、やはりお米はだんだんだんだん人気を失う。ただでさえ手間暇かかる。そういう意味で、お米の消費がどんどん減って、調べてみたら、十年間で一四・七%も減って、定規で引いたように毎年落ち込んでいます。これはやはり農家の将来のために得策でない。したがって、適量生産をお願いして、常においしいお米を食べていただくということ、よりおいしいお米をつくるということにお努めいただくことが、農家の将来のために必要なんじゃないか。

同時にまた、消費者の側からすれば、おいしいお米をつくっていただければ、やはり米食というもの、日本人の主食として十分定着し得るものだと考える。

また、国家の立場からいえば、保管にも大変お金がかかるし、古米、古々米、古々々米となつてくると、劣化が激しくて、海外へ輸出したり、あるいは家畜のえさにさばくというようになると、これは財政上も負担が大き過ぎるというようなことを訴えて、大変理解をしていただいた記憶がございます。

そういう意味で、いわば農業といえざるすべてのものが含まれますけれども、その一番主体をなす例えは米の政策につきましても、最近では随分さま変わりしたなと感じておりますが、農業の指導者、あるいはその代表する組織の方々の受けとめ方も、むしろ、こちらがいっぱしりをたたかせるような、そういう前向きな御提言もいただいている

るところでございますから、これから、特に一川先生は専門家でいらっしゃるの、皆さんの御意見等も伺いながら、謙虚に、そして誠実にこの仕事に取り組んでいきたい、基本的にそう考えております。

○一川委員 それで、今回のこの法律の中をちょっと見させていただくわけですが、農林水産関係の条文の中で、特に担い手に集中して施策を展開すべきだという趣旨のことが集約して書かれております。

担い手の問題は、農政にとって大変大事なことであることは間違いないわけですが、担い手に関すること、農林水産省の施策の中で、担い手に集中する施策として重点的に取り組んでおられる施策というのは、どういふ施策で取り組んでおられるのか、そのあたりをまずお聞きしたいと思っております。

（委員長退席、中山成委員長代理着席）

○島村国務大臣 財政法二十三条には、担い手への施策の集中等による予算の重点化、効率化が規定されておりますが、農林水産政策の主要課題であります国民食糧の安定供給や経営体の体質強化等を推進していく上で、農林水産業の担い手の育成や経営改善等のための施策の周知を図り、政策効果をより高めていくことが重要であると考えております。

このため、来年度の農林水産予算の概算要求に当たっては、中核的担い手となる認定農業者に対する支援策の強化のための新たな低利資金の創設、農業農村整備事業のうち担い手育成に資する事業への重点的配分等により、予算の重点化、効率化を図っていき、こう考えております。

○一川委員 今御説明がありました施策が動いているというところなんですけれども、基本的には、私は、担い手対策というの、担い手として今頑張っている方々、それから、これから担い手を目指そうとする方々に対して、やはり我が国の農業というものが先行き非常に明るい展望があるということをしっかりと示すということが、最もその根底にあるのではないかと思います。

そういう中で、先ほども言いましたけれども、国民全体から期待されているということが目に見えてこない、やはり自信と誇りを持って農業になかなか取り組めないというのが今の実態だろうというふうに思いますので、そのあたりの基本的な考え方でぜひ施策を展開していただきたい、そのように思います。

それから、ウルグアイ・ラウンド対策というところがここ数年ずっと議論されてきております。これがまた、一方で非常に厳しい評価を受けている中で、この対策そのものを、中身を含めて見直しをかけたかどうかということに今現在なっていると思っております。

これは、御案内のとおり、当初、六年間ですが、そういうことでスタートした対策だということに思いますけれども、それが今現在、二年延長するという中で検討されておまして、それが今回のこの集中改革期間と一部重複していく格好になるわけですね。そういったときに、当然、このUR対策と称するものの中身を、今のいろいろな情勢の中でいろいろと批判を受けているものを点検しながら見直すということは、これはまた非常に大事なことであります。

財政をこれから集中改革するというこの三カ年の中で、このウルグアイ・ラウンド対策というものも非常に厳しい状況に置かれていると思っておりますけれども、この対策そのものにどういふ形でこれから取り組んでいかれようとしているのか、そのあたりの基本的なお考えを確認しておきたいと思っております。

○島村国務大臣 現在の厳しい財政状況に照らしまして、ウルグアイ・ラウンドの対策費といえども例外ではないわけですが、ウルグアイ・ラウンドの農業合意を受け入れるということ、それは、にわかにはまさに国際化の波をかぶるということでございますから、国際化の中で農業が将来的にきちんとした展望を持ち、かつ自信と誇りを持って農業従事者が仕事に取り組んでいた、そういうためには、やはりそれなりのきち

んとした対応が必要だと思っております。

例えば、生産性の向上とか農村地域の活性化のためにいろいろな配慮をめぐらすとかいうことが必要でございますが、いろいろな御批判等を受けないために、最近、かつての公共事業として非公的事業六対四であったものを、五対五に改めまして、公共事業については二年延長という形の中で中身を改めたところでございます。

これらについては、これからの予算編成、年末に向けていろいろ検討されることでございますが、私はこの省の責任者として、最善を尽くして理解を得、また予算を、かち取り、そして農業者のために施策を講じていきたい、こう考えております。

○一川委員 このUR対策というものの、農業に直接かかわる方々は非常に関心を持っている対策でございますし、また一方、国民全体としまして、この対策の行方ということについても当然関心があるわけでございますので、国民全体に十分理解ができるような、そういう施策の推進方をぜひお願いしたい、そのように思っております。

今回のこの法律に当然かかわってまいりますけれども、漁港整備計画の期間延長という話題が既に出ていたわけですが、きょうもちょっと話題が出たと思っておりますけれども、この漁港の整備の問題は、漁港を抱えているその地域にとつては大変重大な施設でございますし、しかも、漁港そのものというのは、そんなに背後地が広いところである施設でもございませんし、その地域にとつては、海岸線の中の割と平場の狭い、漁村としては、立地条件としては相当厳しいところにすべて立地しております。

そういう中で、漁港整備を中心にして、漁村の整備というのは非常に重要な問題だと思いますが、漁港整備の長期計画が今現在動いております。これは第九次だったですか。この計画の現時点までの進捗状況、そのあたりをまずお聞かせ願いたいと思っております。

○島田政府委員 現在は、第九次漁港整備長期計

画の四年目でございまして、拠点漁港の整備でありますとか、漁港漁村の生活環境施設の整備などに重点を置きまして、計画的にまた効率的な実施を行っているところでございます。

平成九年度の事業費は約三千六百四十億となっております。これによりまして、第九次漁港整備長期計画、これは一般公共事業それから地方単独費それから調整費というのがございまして、それらを含めました計画規模は全体で三兆円でございます。三兆円に對しまして、平成九年度までの進捗率が五二・五％になっております。

○一川委員 今現在ようやく半分程度だということでもございまして、そういう面では、これからの漁港整備というものは、相当やはり単年度予算の段階ではめり張りをつけて取り組まなければならぬ、そういう状況にきているというふうに思います。

これからの漁港整備の取り組み方針といいますが、重点化、効率化ということが全体の中では言われておりますけれども、基本的にはどういいう方を取り組んでいかれるのか、そのあたりの考え方を聞かせていただきたいと思います。

○島田政府委員 昨年、国連海洋法条約の批准を受けて、日本も新海洋秩序、言うなれば、我が国二百海里内資源の高度利用ということが非常に重要となってきております。これに伴いまして、沿岸漁業、養殖漁業のウェットが高まってきておりまして、これらの情勢変化を踏まえた漁港整備が必要となってきております。さらに、活力ある漁港漁村の形成でありますとか、美しい海辺環境の保全という新しいニーズもございまして、これらの要望を踏まえた漁港整備の必要性が増してきているという状況にございます。

第九次漁港整備長期計画では、これらの課題を基本的な課題といたしまして、その達成のために、基本的な施設の整備でございまして、漁港漁村の環境整備などを計画的にまた効率的に推進していくということを今やっているところでございます。

います。

○一川委員 相当重点的に、また各地域のいろいろな意向を踏まえて、めり張りのきいた事業の推進方をやっていただかないと、なかなか計画期間内にしっかりと整備が継続しないのではないかと、そういう感じがいたしますので、そのあたりのことを十分配慮していただきたい、そのように思います。

特に漁業関係では、私も日本海に位置しておりますけれども、ことしの重油流出事故という大変痛ましい事故がありまして、大変な被害をこうむっておりますし、今依然として一種の風評被害的なものがまだ残っております。そういう面では、漁業者にとっても、いつ何となくという、人災か自然災かわかりませんが、そういうものが襲ってくるかわからないという御時世でもございまして。

また一方、今、特に日本海側の漁業者にとつて関心のある九州方面もそうですが、日中、日韓のいろいろな漁業交渉の問題というのが、これまた漁港とも非常に関係があると思えますけれども、そういう漁業交渉というのが今完全にまだまとまっていないというふうにお聞きしております。これまでの日中、日韓のそういう漁業協定にかかわる交渉の進展度合いというのですか、これまでの交渉の状況、そのあたりをまず御説明願いたいと思います。

○島村国務大臣 お答えいたします。日中間につきましては、先般の橋本総理訪中直前、九月三日でございまして、新協定について実質合意を見たところでございます。恐らく李鵬首相訪日の際に正式調印の運びになるのかな、こんなふうな受けとめております。

他方、日韓間におきましては、水域の問題などまだ難しい問題が残されておまして、合意に至っておりませんが、早期に妥結するため鋭意努力中でございます。

○一川委員 農水大臣、今の、日中の交渉は、一応暫定的な姿であるが、ある程度目鼻が立っているというところなんですか、日韓についてはまだ十分見通しが立っていないような印象を受けただけですね。

このあたり、ある程度何か目標を持って交渉されているというふうには私に思うので、関係の漁業者の方々というのはこの問題については大変今興奮している状況だと思っております。そのあたりの、いつごろをめどにこういう交渉を妥結したいということでも臨んでおられるのか。そういうことも含めて、これからの決意のところをもうちょっとしっかりと聞かせ願いたいと思います。

○島村国務大臣 十分御承知で御質問と思っておりますが、ある程度、水域問題で大変な対立が正直言っております。これについては、与党側から大変厳しい意見も寄せられているところでございまして、我々はあくまで円満妥結に向けて努力をしているところであります。

ただ、将来に向かって悔いを残すような結論に結びつくことは断じて許されませんので、これからは、将来をきちんと見据えて、皆さん、漁業者の方も納得していただけるようなものにしていきたい、こう考えております。

○一川委員 では、次の話題に移らせていただきます。

公共投資の話題がこの特別委員会でもよく議題に出るわけですが、これは、財政全体の中で公共投資の占める割合が非常に大きいということも含めて、また、それぞれの地域では、公共事業を中心にしたこういった公共投資に対する非常に大きな期待もありますし、また一方では、公共事業は何をしているというふうな批判もあるわけですから、そういう面では非常に関心のあるところ、そういう施策だということに私は思います。

この公共投資について、今回いろいろな質疑があるわけですが、この法案の中で重点化なり効率化ということも明記されているわけですが、余り御答弁の中でもはつきりとしたもの

が出てこないということなんですか、特に、こういった財政を厳しく抑制しながら公共事業をこれから実施するということがなれば、従来いろいろな批判を受けていましたように、例えば、各省庁の公共投資のシェアが固定化されているんじゃないかと、あるいは各事業間のシェアが非常に硬直化しているというような批判が従来からあるわけですね。

こういう問題に対する対応も含めて、この厳しい折にやはりしっかりと見直すところは見直しをかけて、本当に今それぞれの地域で必要な事業をしつかりと期待にこたえて実施していくという、めり張りのきいた、そういう重点化ということが今求められているというふうな基本的には私に思うわけですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○瓦国務大臣 一川委員にお答えをいたします。

御質問の冒頭に、大変厳しい財政事情である、この財政事情を克服しなきゃならぬという御認識もちようだをいたしておりますし、加えて、社会資本の整備の重要性も今ほどお聞きをいたしております。その中で、めり張りのきいた対策を立てていかなきゃならぬ、こういうことに視点を置いての御質問でございまして。

おっしゃるとおり、目下厳しい財政事情のもとにありまして、これからどう進めていかなければならないかということでもあります。今までは右肩上がり経済情勢もよく、財政もそれなりにやってきたわけですが、御案内のとおり状況でありますから、少しはやはり塩気が要るような時代に入つたと思っております。これは塩漬けにしてはいけませんので、塩気をきかせながら、どうやって工夫をしていくかというふうな時代に入つたかと思っております。

それと、公共事業の重点化、効率化、透明化、これは避けて通ることのできない課題でございまして、具体的には、重点化につきまして、国と地方の確な役割分担を進めつつ、経済構造改革関連や地域格差の是正に資するものなどへ思い切った

配分を行う、新規事業箇所を厳選することが必要である、こういう視点に立っております。

重点化の例をとって、今、見えがたいというお話がございましたが、財政が厳しい折でございまして、やはり地方から、高規格幹線道路網の整備であるとかあるいは地域高規格道路の整備であるとか、加えて言えば、高度情報化時代でありますから、通信社会に向けた情報ハイウエーの構築等があると思うわけであります。これらには、厳しい財政の中でございしますが、要求いたしましては、これらにウエートを置きながら重点化を進めてまいりたいと考えておるわけであります。加えて、生活関連で申し上げますと、町村の下水道整備がございしておりますが、これに対しても配慮しなければならず、加えて、高齢者向けの公共住宅の供給につきましても手だてを講じていかなくてはならぬ、こう考えております。

昨年以來やはり大きな災害もございまして、なお、国土の脆弱性からいまして、安全な国土づくり、地域づくり、こう考えてまいりますと、緊急土砂災害防止対策、これらにつきましても、思い切った九五%増で要求しなければならぬ、こういうぐあいに考えておるところであります。

なお、さらに新規採掘箇所につきましても、これを厳選しながら、抑制の例として申し上げますれば、下水道等につきましても、平成九年度は百三十万所でありましたものを、十年度におきましては百万所に絞り込んで、効率的に予算を使つてまいりたい、こういうようなことを検討いたしておるわけであります。

また、効率化につきましては、省庁間の連携を密接にする、類似事業間の調整を図る。今委員御指摘のとおりでございしますが、公共工事コストの削減対策に関する行動指針に基づきまして、コスト削減を可能な限り図つてまいりたい。これらにつきましても、建設省といたしましては、それぞれ、四省間の次官による公共事業の実施に関する連絡会議等設けまして、既に農林水産省と話し合いをいたしましたり、また厚生省等も話し合つ

て、これらを効率的に進めなければならぬ、こういうことで取り組んでおるわけであります。

透明化の問題であります。やはりこれは、費用対効果分析の活用、公表を行うことによりまして、箇所やスケジュール等を明らかにして整備プログラムを策定する、公表に取り組んでまいることによりまして、それぞれ地域の方々とも理解も得たり、これらの仕事を円滑に進めるような方策を講じてまいりたい、こう考えておるわけであります。

○一川委員 この委員会でもよく話題になる中で、公共投資の長期計画がいろいろ話題になっております。大蔵大臣に、ちよつと確認の意味でもう一回お尋ねしたいわけですが、公共投資を七%マイナスにするということが明記されておるわけですね。この七%という数字がどうやって出てきたかというところの根拠みたいなものが、どうも何か我々十分理解できないところがあるわけですから、数字は明確に書かれておるわけですね。

また一方、公共投資の事業量は変更することなく長期計画は期間を延長するとか、中身のことは余り見直しをしない期間だけ延長するということや、なことが言われておるわけですが、そういう面では、公共投資を重点化、効率化と一方で言つておきながら、どうも、公共事業の中身の見直しということはないという面では非常に残念なんです。

どうですか、大蔵大臣、この七%の根拠をもうちよつとわかりやすく教えていただけないでしょうか。

○三塚国務大臣 この七%でございしますが、その前に、十年度公共投資予算について、我が国の一般政府総固定資本形成のGDPに占める比率が諸外国に比べて格段に大きいことはおわかりのとおりであります。特に、景気対策のために公共投資の大幅な追加が行われました近年において、さらにその比率が高まってきたことも、御案内のとおりでございします。こういう背景を踏まえながら、今後に対応す

る。その対応の趣旨は、財政的な危機状況からの回避することにより、前段申し上げております二点の重要目標、三%、赤字公債依存の体質からの脱却を六年後に達成する、こういうことを目標に掲げておるわけでございまして、公共投資の水準を、集中期間につきましては、おおむね景気対策のための大幅な追加が行われてまいりました以前の国民経済に見合った適正な水準まで引き下げることを目指すことが必要だという観点で、一般歳出が九年度比マイナスとすることといたしました。さらに、総合的に勘案をいたす観点から、政府・与党財政構造会議におけるぎりぎりの調整を行ひまして、九年度比七%を上回らないこととすると決めました。

でございします。

○一川委員 ちよつと、私は十分理解できないのですけれども、非常に単純な計算をすれば、五カ年計画を二年延長して七カ年計画にすれば、おおむね三割程度は削減になるわけですね。それは、単年度予算でも、三割ぐらいのものが自動的に減つてもその消化はできるということになろうと思うのですけれども、その三割減という話と、歳出の七%を落とすという話なり、そういうものがどういふふうに関連してくるのかというところが十分わからない。そのあたりを、また別の機会にお尋ねしたいと思ひますので、十分御検討をお願いしたい、そのように思ひます。

○一川委員 それ以上の答弁はなかなか難しいと思ひますけれども、私はちよつと、十分理解できないところは、五カ年計画は、今回すべての長期計画は対象になっていませんけれども、五カ年計画を二年間延長すると言つていますね。それを単純に計算しますと、おおむね三割ぐらゐが削減になると思ふのです。そうした場合に、今回、期間を延長する公共投資長期計画に盛り込まれている公共事業と、期間延長の対象になっていない公共事業というのがあると思うのです。ないのですか。

今回のこの法案の中でも、地方財政の健全化というところがうたわれております。御案内のとおり、地方財政というものは、我が国の行政の最終的な歳出という面からすれば、全体の三分の二ぐらゐを地方段階で支出していくというような枠組みになっております。

大蔵大臣も前に答弁されたように、全体で三〇%の削減になるという話と、単年度ベースで七%落とすという今の話、これはどんな関係になるのでしょうか、このあたり。

これは、地方財政の中でも特に大きなウエートを占めるのは公共事業でありますし、また、社会保障なり教育に関する経費といったもので、各地方公共団体でもそうでしょうけれども、おおむね七割近くのものがこういう分野で費やされておるわけですね。

○浦井政府委員 お答えいたします。今回、公共投資長期計画の中で、基本的に、十年度に新たに作成する部分については今回の財政構造改革会議の趣旨を踏まえて作成するということになりまして、その他の公共事業長期計画については基本的には改定する、要するに二年ないし四年延長するということになっております。その結果といたしましては、残事業量ベースの削減は、おおむね三割程度減るということになるわけ

基づいてもし物事が処理されていった場合に、自動的に、公共投資の抑制なり補助金の抑制なり、

そういうものにいろいろとキャブがかかってきておりますから、当然ながら地方の財政の問題にも影響してくるわけです。

そういうときに、これからの地方財政の健全化、自主性なり自立性を尊重するというような言い方にもなっておりますけれども、それに対して、必要な措置を講ずるという言い方で簡単に表示されておりますけれども、じゃ、具体的にどういような措置を考えていくこととしておられるのか、そのあたりをまずお尋ねしたいと思います。

○上杉國務大臣 お答えをいたします。

二点お尋ねでございますが、まず、現下の地方財政は非常に厳しいというの、もう御承知のとおりでございます。大幅な財源不足と高い公債依存度で地方財政がゆだねられておる。

通常収支不足で四兆六千五百四十四億円という極めて厳しい状況にございます。地方債の依存度は一三・九％でございます。さらに多額の借入金残高がございまして、平成九年度末で百四十七兆円に上るといふものでございます。これは対GDP比二八・五％という比率でもございます。また個別の地方団体の財政事情は極めて硬直化したしております。公債費の負担比率一五％以上というものが四五％の市町村に上っております。このように、非常に厳しい状況に地方財政があることを認識をいたしております。

また、地方分権の本格的な推進に伴いまして、御指摘のように、地方団体の担うべき役割が増大する、高齢化の進展に伴う総合的な地域福祉施策などの財政需要の増大が見込まれることから、地方財政はさらに極めて厳しい状況にあるというふうな考えをしております。

このようなかで、国及び地方の財政赤字の対GDP比三％以下という目標を達成するためには、交付税特別会計借入金や財源対策債の圧縮に努め、財源不足を補てんするための特例的な借入金に依存する財政構造の改革を進めていく必要がございます。このため、国、地方双方の歳出抑制につながる施策の見直し、地方単独政策の抑制など

により、平成十年度の地方財政計画の地方一般歳出について対前年度比マイナスを目指すこととしております。

また、地方公共団体に對しましては、厳しい財政事情を十分踏まえまして、徹底した行政改革に取り組みとともに、厳しく歳出の抑制を図り、財政体質の健全化に努めるよう要請するなど、地方財政の構造改革の推進に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、もう一つのお尋ねでございますが、地方歳出額が抑制されたものとなるような必要な措置を講ずる、具体的にはどのように考えておるか、こういうことでございます。

地方財政の健全化を進めるためには、地方財政計画の規模の抑制に努めることが必要でございます。ご指摘のとおり、地方財政は、国の施策や予算と密接に関連する公共投資、社会保障、教育で一般歳出の約七割を占めておるわけでございまして、これらについての制度の検討や、予算の抑制等の国の取り組みが必要でございます。

こうしたことから、公共投資予算や社会保障制度につきましても、国、地方双方の歳出抑制につながる施策の見直しを進めるとともに、あわせて、地方単独施策の抑制などにも、先ほど申し上げましたように、これらによりまして、平成十年度地方財政計画の地方一般歳出について対前年度比マイナスを目指していく、地方一般歳出が抑制されたものとなるようにいたしてまいりたいと考えております。

○一川委員 地方公共団体にとっては、この法律の行く末というのについて大変関心を持っております。これは間違いないというふうに私は思います。集中改革期間三カ年間、補助金ベースの話もこの法律に盛り込まれておりますけれども、まあ補助金制度的な補助金とその他補助金というふうに一応区分けされておりますけれども、その他補助金については一〇％ずつ削減するというような表示になっております。

これは、来年度以降、もしこういうことでなさ

れていった場合に、各地方公共団体は継続的な仕事をたくさん抱えておるわけですね。そうやってまいりますと、国の補助金ベースで削減されていったといったときに、そうかといってその事業を途中で打ち切ることができないということになれば、県はある程度単独事業で対応せざるを得ないというケースが当然出てくるわけです。そういった場合、特にそれが人件費にかかったような経費があった場合、特に人件費なんというのは、簡単に削減するといったってなかなかできないというの、もう御案内のとおりだと思っております。

そういうことをいろいろ考えますと、今回のこの法案に基づいての処理がなされていった場合に、地方公共団体の財政の健全化とは言われているわけですが、何か具体的な方向性が見出せないかと、それぞれの地域も、いろいろな特色を生かしながら地方の競争の時代を今乗り切ろうとしているわけですから、そういう面について、どうも地方に負担を転嫁していくような流れが出てくるのではないかなという感じを一方で受けるわけですが、そのあたり、いかがですか。

これは、大蔵大臣になるのですか、自治大臣になるのですか、何かお答え願いたいと思うので

○上杉國務大臣 御心配の点は、御指摘の点は、私もそのように、地方団体の心配がなくなるようにしなければならぬと思っておりますが、言うなれば、そのような一つの目標を達成していくためには、これはもう自治省だけではどうにもならないわけでございます。

事業を持つ各省市との協力体制というものが極めて重要でございます。国、地方双方の歳出抑制につながる施策の見直しが重要であります。また、国から地方への負担の軽減のようなことは行われるべきでないことはもう申し上げるまでもないことではございまして、この点についても、関係各省市に對しまして、自治省として強く要請し

てまいりたいと考えております。

○一川委員 また、地方公共団体の財源として、従来から地方交付税を中心とした制度があるわけですね。これは、地方にとっては一種の固有財源といったような性格を持っておりますし、財政力の弱いそういった市町村においては、もう地方税以上の意味合いを持っているのは地方交付税であつたりするわけです。

そういうことをいろいろ考えますと、じゃ、こういう財政構造改革といった施策をこれから強力に展開するということになれば、今現在動いている地方交付税制度なり地方債の制度、こういったようなものも含めて見直しをかけながら、新しい考え方で取り組むというふうな理解してよろしいわけですか。

○上杉國務大臣 財政構造改革の推進に当たりましては、地方交付税、地方債については、当面、まず一つは、国の公共事業や地方単独事業に係る地方財政計画計上額の抑制と、これに對応した地方債計画額、地方交付税算入額の抑制、それから二つ目は、地方債抑制のための地方債充当率の見直しなどを考えているところでございます。具体的な内容については、平成十年度の国の予算編成の動向を踏まえつつ、平成十年度の地方財政計画の策定過程において決めてまいりたいと考えております。

また、地方交付税の算定に当たりましては、自主的な再建努力や行革努力を促す観点からの財政需要を反映することは必要と考えており、今後、地方分権推進委員会の勧告を踏まえつつ、幅広く検討してまいりたいと考えております。

なお、現に存在している地方公共団体の財政需要や財政収入と関係なく地方交付税の制限を行ったりあるいは加算したりすることは、地方公共団体に一定の行政水準を義務づけ、それとの関連で必要な財源を保障することとしての現行の地方交付税制度のもとでは想定していないことであり、とるべきではないと考えております。

○一川委員 それでは、ちょっと厚生大臣にお伺

いしたいと思うのですけれども、今までの地方の財政の中でも社会保障というものが相当大きなウェイトを占めているのは現実でございまして、今回のこの委員会の中でも、社会保障制度に関連しているいろいろな質疑があるわけです。厚生大臣の方からは、まずキャップをはめることが大事だ、制度の中身はそれからだというような御答弁もあつたように私は聞いております。

しかし、こういった社会保障制度のあり方というところは、これまた非常に国民の関心の強いところでございまして、このたびこういった財政構造改革という大きな施策を展開しようとするときに、大変大きなウェイトを占める社会保障について、その中身、基本的な考え方の方向づけが見えてこないというのは非常に残念なんですけれども、特に今後の社会保障制度のあり方なり、また地方財政の健全化を図っていくという観点から、厚生大臣の基本的な考え方を聞かせ願いたいと思います。

○小泉國務大臣 社会保障制度の構造的な改革を図るために、まず、今後は年金にしても医療にしても、給付と負担の公平をいかに図っていくか。そして、特に社会保障サービスというのは、地方の住民に密着した活動といえますか、市町村が一番、身近な住民サービスをどうすべきかということについては一番知っているはずであります。介護等におきまして、今後は市町村が大きな役割を果たす。そういう中で、今中央から地方へといういわゆる地方分権の流れを踏まえて、できるだけ住民サービスは一番よく知っている市町村に大きな役割を担っていただく。

そういう中で、お互い給付と負担の公平化、特に地方には、住民には高齢者も若い世代も両方住んでおられるわけでありまして、こういう点に關しまして、若い世代の過重な負担にならないような社会保障制度のサービスをどうやって地方が提供していくか、その際の財源問題につきましても、できるだけ地方の実情に沿って、厚生省としても支援体制をとっていききたいというふうに考

えております。

○一川委員 では、厚生大臣にもう一点、せっかくの機会なので一つお尋ねしたいのは、今現在いろいろな制度見直しの一環として、今郵便貯金関係のことも含めてありますけれども、厚生省の年金の運用の問題ということが、財投のいろいろな制度にもかかわつてきますけれども、そういうことについて、今厚生省が所管されているという資金の運用の今後のあり方ということについて、大臣の基本的な考え方を聞かせ願いたいと思います。

○小泉國務大臣 私も、率直に言つて、この時代の流れの速さに内心びくつきする点があるので、

昨年の十一月厚生大臣に就任してから、年金の自主運用を指示してきました。特殊法人の整理統廃合、財政投融資制度の改革を考へるのだったならば、今の年金と郵貯と簡保の財投に対する預託制度はおかしいじゃないか。年金資金と郵便貯金を一緒に、性質の違うものを財投に預託している。だから就任直後、年金の方の自主運用を事務当局に指示しました。こっちの方から財投の改革を促そうと思つて、まず年金自主運用の検討会を厚生省内に設置しました。厚生省の大臣の諮問機関を、専門家によりまして。

当時、こんなことをやつたつて、できっこないよというふうな雰囲気でありました。しかし、今、むしろ郵政省の方も預託廃止を考へている。むしろ、困難と思われたのが、もう預託の廃止は当然だという雰囲気になっていました。これはまさに、今大きな時代の転換期にあるんだなと思いました。

今後とも、年金自主運用を考へる場合は、安全で有利な運用を考へなきゃいかぬ。どういう方法がいいかということ、年金自主運用検討会の御審議をいただきましたので、今後とも、その安全、有利をどうやって担保しながら自主運用をしていくかということも鋭意検討していきたい。そして、財政改革につなげ、特殊法人の整理統廃合

につなげ、抜本的な行財政改革が本格的に動き出すために、年金の側からもこの改革を促進していきたいと思つております。

○一川委員 以上で、質問を終わります。

○中山(成)委員長代理 これにて一川君の質疑は終了いたしました。

次に、山本孝史君。

○山本(孝)委員 新進党の山本孝史でございます。きょうは、この財政改革法案について質問をさせていただきますと思ひます。

この法案をいただきました、読んでみても、あるいはこの委員会の審議の御答弁等あるいは質問者の内容を聞いておりましたも、関西弁で言えれば、ほんまにけつたないな法律やなという感じがしません。

こしはらくといひますか、この委員会の審議の中でも何回も指摘がされておりますけれども、歳出増につながる補正予算について全く触れられていない。国鉄債務等についてもやはり触れられていない。私はずっと厚生委員会に所属をさせていたいただいておりましたけれども、例えば厚生年金への国庫負担の繰り延べあるいは政管健保の部分、これも触れられておりません。自賠責から借りておられる部分、これもどうするのか、いわゆる隠れ借金の部分は全く触れられていない。

これは多分、資料を見まして、今回の法律はアメリカの包括財政調整法をお手本にしておつくりになつてゐるんだろうと思ひますけれども、アメリカの法律は歳入も歳出も両方ともに触れているのに、歳入について全く触れていないという、日本型のこういう法律をおつくりになつてゐるという部分もよくわかりません。増税と減税について一体どうするのかというところが、全然これは書いていない。こういう部分において、何でこういう法律を今つくらなければいけないのかというものが、やはりよくわからない、正直なところ。

何でかということ一つだけ思ひつくとすれば、多分、各省庁の抵抗があつて、縦割りの予算編成をしてゐる中で、調整をするのが非常に難し

い。あるいは、族議員と言われている皆さんの歳出圧力が随分あつて、そこを抑え込むのがどうも難しい。ここの質問を聞いておりましたも、申しわけないですけれども、いわゆる道路特定財源についても、どう使ふんだという話にしても、私の地方の方に早く高速道路を引けというふうなお話が公然として出てくるという中において、そういうのが非常に難しいので、これはもう予算の立て方というものについて、いわば内閣が手を縛つてくれと。

この間も、予算編成権を縛るものですという内閣法制局長官の御答弁がありましたけれども、そういう形で縛つてもらつて、方法としては余り望ましいことではないけれども、こういう方法でしか財政再建はできないんだということを、まあ言つてみれば、内閣も国会ともに無力であります、非力でありますということを国民に言つてゐるような法律をつくつてゐるのかなというふうに私は思ひます。

まあ、与党の皆さんがここの年末の予算をきつちりおつくりになれば、こんな法律は要らないんじゃないかというぐらひに私は思ひます。が、これから年末の予算編成になつて、皆さん方のつくられる数字を見たいというふうには思つております。

きょうは特に、お忙しい中ですが、厚生大臣にも来ていただいております。今回の法律の中に特に詳しく書き込まれてゐます社会保障関係費についての御質問をさせていただきますと思ひます。この法律の中にいろいろ書いてありますけれども、一番よく細かく書いてあるのは、結局は、社会保障のところしか書いていないのです。言つてみれば、これは財政構造改革の推進に関する特別措置法という名前を持っていますけれども、実際のところは、社会保障費削減法律だというような感じが私はするわけです。

それで、三千億円の増にしましたというふうになつていて、各部門は全部減らされてゐる中で、厚生関係特に社会保障関係費は三千億ふやしても

らったのですよ、うちは特別扱いをしていただいたのだというふうに厚生大臣はお話しになるのですが、自然増で八千五百億円ふえるところを、五千五百億円削って三千億というふうにしたわけですから、やはり削っているわけですね。非常に大きく削っているわけですね。

それで、何でこの三千億の増にとどまるということにされたのですかという御説明を求めましたら、高齢者関係の社会保障費用が八兆二千億円ある、それで、高齢者数の増加率で減らすと書いてありますので、高齢者の増加率三・五％を掛け合わせれば約三千億になるのだという御説明なのです。

厚生大臣にお尋ねをしたいのですけれども、こういうふうな改革の方針を決められました財政構造改革会議、与党と政府でおつくりになりましたけれども、この財政構造改革会議には厚生大臣はメンバーではありませんでした。今この中におられる閣僚の方で、この改革会議のメンバーは三塚大蔵大臣だけかというふうに思いますけれども、この社会保障関係費の削減の方策、あるいは三千億円、大臣に言わせてみれば、ふやしてもらったというふうにおつしやいますか、三千億円という数字、これは厚生省が改革会議の方にお示しになった数字なのか、あるいは、どこか別のところで決められてきてこの数字になったのか。この数字が決めたらいきさつをぜひ教えていただきたいと思っています。

○小泉國務大臣 日には忘れましたけれども、財政構造改革会議に出ていという会議がありまして、厚生大臣としてその財政構造改革会議に出席しました。

そのときに、政府歳出を削減しない、しなさいというのをみんな賛成しているけれども、厚生省関係予算というのは大変なんです、みんな総論賛成だけれども、もし来年の予算を一般会計歳出マイナスにするということで各省庁マイナスにやるんだったら、一番反対が出るところは厚生省予算だと思う、本当にできるのですか、厚生省関

係予算を前年度マイナスすることは容易でないというか、ほとんど不可能ですと申し上げました。しかし、どうしてもやるんだというので皆さんが決めればやりますけれども、そう決めて一番反対するのは恐らく与党ではないのかなと言ったことがございます。そういう経過があります。

しかし、最終的に、恐らく私のそういう発言も一部取り入れてくれたのだでしょう。来年度予算は、九年度予算に比べて一般歳出はマイナスにするけれども、厚生省予算はマイナスにしない、三千億円増を認めるという結果が出ました。これでも、いいですね。いいというならやりますけれども、やって、後で驚かないでくださいといううことは申し上げておきました。

○山本(孝)委員 大臣としては、財政構造改革会議に呼ばれて、厚生省としてのお立場というのかお考えをおつしやったけれども、このメンバーの皆さん、あるいはその後閣議決定をされているわけですから、内閣あるいは閣僚その他の皆さんも、厚生予算は大変なことはよくわかるけれども、これでやるしかないんだ、したがって小泉厚生大臣、これをやりなさいという話になって、大臣としては今この数字を受けているんだという御説明かと思ひます。

そうしますと、三千億という数字、あるいは高齢者の増加率に抑えるという考え方、どちらも構造改革会議の中で決まってきたという話であって、そのキヤップの中に我々の厚生予算を抑えたいんだというお立場ということになれば、この数字そのものは、不本意ながら受けとめておられるというふうな理解でよろしいでしょうか。あるいは、反対したけれどもやはり抑え込まれたんだ、我々はこれじゃ無理だ。

あるいは、聞き方を変えれば、自然増として八千五百億円伸びていく中を五千五百億円削る、この削るという算段についてある程度の腹づもりといえますか、めどをお持ちになって、じゃ、この数字を厚生省としては受けましようというふうな厚生大臣は答えになつたのでしょうか。

○小泉國務大臣 今後日本の経済発展を維持するために、国民負担率を五〇％以下に抑えるということに私は賛成であります。増税をできるだけ避ける、これも賛成であります。赤字国債を増発しない、賛成であります。総論の中で決めます。結論、賛成しました。この結論を実行するためにどういう方法があるかということで、各論も賛成していきたいと思っております。

○山本(孝)委員 閣僚の一員として、この数字の実現に努力するんだという一種決意表明かというふうにも思いますけれども、私、後でも触れますけれども、問題は、この構造改革会議が実は非公開なんですね。我々は、新聞でしか内容を漏れ承ることがない。

非常に激しい議論がその中でなされて、言ってみれば、そこでの議論を今回法律にされたわけですから、この財政構造改革会議の議論というものが、議事録があるのであれば、ぜひこれを出していただいて、そこで、一体閣僚の皆さんそれぞれが、どういうふうな考え方での法案に、あるいは財政構造改革に、各省を代表して臨もうとおられるのかというところを、ぜひこれは国民の前に明らかにすべきだというふうに思ふんですね。

でないと、これは議論の前提が我々にはわからない。それで、こういう変な法律だというふうに私が言わなきゃいけない話になってしまうので、ぜひ議事録を出していただきたいというふうに思ひますので、委員長、取り計らいをお願いいたします。(発言する者あり) 官房長官、来られましたか。済みません、官房長官、官房長官もそのときのメンバーでないのであれですけれども、ぜひ構造改革会議の、非公開になっておりますので、このときの議事録をぜひこの委員会なり国会にお出しをいただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願いします。

○村岡國務大臣 今来たばかりで、御質問ありましたが、私、参画をしておりますし、何か議事録をつくらない、こういうことでございませ

て、いろいろな話し合いが行われたことは事実だろうと思いますが、これを出すとしようということはない、こう思っております。

○山本(孝)委員 国会審議を深めるために、あるいはこの法律を通すことで国民の皆さんに理解をさせていただくために、この法案の作成の前提になっている部分を、ぜひその会議の内容といふものを、まあ議事録といふものがないのであつても、メモはとっておられるはずですし、担当の方たちがそのところの議事要旨といふものか議事の概要は必ず残しておられると思うので、ぜひこの点は、議事録がないとおつしやるのであれば、その議事要旨をお願いしたいと思ひます。

○中山(成)委員長代理 委員長より申し上げますが、議事録についてはないということで報告を受けておりますが、要求資料につきましては、後で理事会でまた諮らせていただきます。

質疑を続けてください。山本孝史君。

○山本(孝)委員 情報の公開をしていくということが、国民に対しての理解を求めていく一番の近道であるというふうに思ひますので、まあ業書エイズの資料とまでは言いませんけれども、あるものをないというふうな言い方はぜひやめていただきたいというふうに思ひます。

それから、質問を続けていただきます。自然増として五千五百億円を削るということになったわけですけれども、御答弁を聞いていますと、これからどういうふうな削るかは考えるんだという御答弁ですけれども、この自然増五千五百億円を、どの分野で幾らずつ削るというふうにお考えなんでしょうか。

○小泉國務大臣 五千五百億円の分のうち、約四千二百億円程度を医療関係費で削ります。これは、年末の予算編成までに具体的に決めていかなきゃならないところであります。

○山本(孝)委員 五千五百で四千二百、残りが千三百億、千三百億はどういう形で削るということなんでしょうか。

○田中(孝)政府委員 お答え申し上げます。

医療費の四千二百億のほか、年金の関係で三百億、それから、その他一千億の自然増がございまして、社会保険事務費、国立病院繰り入れ等縮減方策を講じまして、一千億の削減を講じたということでございます。

以上でございます。

○山本孝委員 厚生大臣、お尋ねします。

四千二百億を削る。医療費ベースでいけば恐らく一兆五千億ぐらいの金額になるかというふうな思ふのですけれども、この一兆五千億、薬価、診療報酬あるいは患者の自己負担等々考へておられると思いますが、それぞれの領域でどの程度ずつ削り合わせて、四千二百億という数字を出すというおつもりでしょうか。

○小泉國務大臣 今後すべての項目を洗い直して、その中で年末までに結論を出したいと思ひます。

○山本孝委員 最終的に五千五百億削り合わせる。年金の三百億は既に制度改正として決まっている部分ですからそれはそれとして、福祉の部分で事務費だとかいろいろな部分を削り合わせて千億ぐらい削れるだろう。すると、どうしても残ってしまうのが、この医療費の四千二百億というお金が残る。

ということとは、五千五百という数字を聞かれたときに、あるいは計算されたときにわかる話だということに思ふのですが、医療費で四千二百億削るという段取りにならざるを得ない。そういうふうな気がつかれたというか、判断された時点で、これはできるというふうなお考えだったのでしょうか。

○小泉國務大臣 できるできないではなくて、やらなきゃならないと思ひました。

○山本孝委員 我々普通の考え方でいけば、積み上げてきて、これぐらい必要なのでどうしてもこれだけ必要だと、大体むだはなしにつくってきたはずですから、それを前提に考へていったときに、削るところなんてないのになという話。しかし、それをあえて削らざるを得ない、も

うやるしかないんだということをおっしゃるわけですか。

ということとは、四千二百億という数字が残ったときに、その削り方というのか、どこで、診療報酬を削るのか、あるいは薬価でばさつと削るのか、診療報酬のパーセントをばつと変えるのか、あるいは患者負担をもつと、ここでもいろいろ議論になっていきますけれども、給食費であるとかあるいは高額医療費の見直しであるとかといったようなところ考へるのか。そんなことはとにかく後回しにして、とにかく金額だけが先に行っているんだという感じなんですよ。

それで、そういう考へ方も一つはあるのだろうと思ひます。この間、フランスの医療改革等を聞いておりました。あるいはヨーロッパの医療改革、結局は給付算制をして、この病院の予算はこれだけですよという形に頭を抑えてしまつて、後は、なくなつてしまえば、どうぞ手術は来年にとか、お薬はこれだけしか出ませんよというような形の、非常に激しいやり方かと思ひますけれども、そういう方向もやり方としてはあるのだろう。

そういうやり方が、社会保障という領域の中において望ましいと思つておられるのか、仕方がないと思つておられるのか、そこは、大臣としての受けとめ方はどうなんでしょうか。

○小泉國務大臣 財源が豊かであれば、望ましいことは全部するというのが一番いいと思ひます。給付と負担を考へながらやるしかないのではないのでしょうか。病院でも給付算制をとっているヨーロッパの制度もあります。この額しかも見ませんよというなら、やらざるを得ない。

この点は、できれば必要なのは全部やつて、お金に相談することなくやれたら一番いいのだと思ひますけれども、現実的にはそういうことはできないのならば、それぐらいいろいろな状況考へながら、いろいろ知恵を出さなければいけないのかと思つています。

○山本孝委員 もう一度違う形で聞きますけれども、今回は来年度の予算案について、こういうキヤップ制をして、全部抑えるという形をとろうとしている。同じ手法でもって、厚生省が所管しているいろいろな予算の中で、こういうふうなキヤップ制をして、あれば何でもできるけれども、お金がないんだから、こういう形で抑えていくという考へをもつて厚生省の全体の予算の編成に臨むというおつもりがあるんですか。

○小泉國務大臣 それはケース・バイ・ケースという場合が多いと思ひますけれども、全体として予算というものは、例えば公益法人の補助金は前年度に比べて大幅に減らせという指示をしないと減らしません。全部必要で、増額要求です。しかし、だめだ。個別に全部、例えば半分減らせとか三分の一減らせとは言いませんけれども、総額全体で三分の一なり半分なり減らせという指示を出さないと、なかなか減らせないという実情は現実的にあると思ひます。

○山本孝委員 この予算の中で、どういふふうな形で、どの領域をどういふふうにして切り込んでいけるのか、もう少しこの組み立て方を見てから、また質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

申し上げてますように、年金改革あるいは医療改革について、随分細かくこの中に書き込みがしてあります。それで、年金改革についてお尋ねをしたいというふうに思つておられるのです。

社会保障関係費については、増加額をできるだけ抑制するという表現がしてあります。公共事業予算や農林水産省関係の予算は、重点化及び効率化を図るといふ書き方がしてあります。抑制という言葉はこの中にはありません。中小企業対策費は、すべての歳出を見直すというふうになされておられて、各分野ごとにその基本方針の書き方が少しづつ違います。

分野によつて、多分これはやり方が違うというか、取り組み方が違うんだな。長期計画は、年数を延ばすだけで総額は減らしてないんだから、それは抑制にはなっていないから抑制という言葉は使

えないんで、抑制とはしてないんだというふうな考へ方も思ひましたけれども。

この社会保障改革の中の年金部門で、きのうも同僚の岡田議員が質問をさせていただきましたが、高所得の高齢者に対する医療あるいは年金の給付を制限するという条項があります。

第九条で医療保険制度の改革、あるいは第十条で年金制度の改革について検討するということがありますけれども、それぞれの条項の第二項めのとこに、わざわざ別建てにして、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、一定額以上の収入等を有する高齢者に対する医療、年金給付等のあり方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるということ、わざわざ別書きをしておられます。

これは、新聞報道では、橋本総理が高所得者の給付についてはやるんだということを構造改革会議の中でおっしゃつて、こういう形で盛り込みがされているという新聞報道もありましたけれども、まず、年金についてお尋ねします。

第十条の第一項で改革の検討項目を細かくお書きになった上に、第二項で別建てで高所得者への給付制限を明文化しておられる。これだけはやる、これはやらなきゃいけないことなんだという強い意思のあらわれとしてこういうふうにお書きになっておられるのか。その気持ちは、お考えを、厚生大臣、お述べいただきたいと思ひます。

○小泉國務大臣 この高所得者に対する年金給付なんです。一部に、御承知のとおり、たくさん収入があるのに年金要らないじゃないかという声が出ているのは事実であります。そういう議論がなされたけれども、年金というのは長年培ってきた約束事ですから、すぐにはできませんと私の方からは主張してきたわけでありまして。

しかしながら、高所得者は要らないのではないかとという声もあることを考へながら、そういう点も含めて検討してみましよう。しかし、年金制度の趣旨からいって、これはいろいろ問題が多いのではないですかということから、検討材料とし

て今後議論していかなきやならないということでありました。

○山本(孝)委員 大臣、恐れ入ります。検討材料として出すということであれば、私が申し上げているのは、そうであれば第十條の一項の一つとしてお書きになればいいことであって、第十條の第二項にわざわざ別建てでお書きになっておられるというのは、この項目はほかの第一項に書かれている項目とは違う意味があるんです、これは同じように検討するについても、必要な措置を講ずるといふことはちよつと意味合いが違うんですよということをおっしゃっている。

この法律は、そういうふうに出てあるんじゃないんですか。大臣、済みません、こういうふうな法律を出したくなったという、そのところをはつきりしていただきたいのです。

○小泉國務大臣 法的な、事務的なことは事務局から答弁させます。

○矢野(朝)政府委員 お答えいたします。

これは確かに条文を分けて書いてございます。これはいろいろ経緯があったわけですが、私どもは、これは条文の整理の問題だ、立法的な、法律のつくり、立て方の問題だという理解をしております。この問題というのは、実は、年金だけでなく医療につきましても、高額所得者は医療給付をカットしていいんじゃないか、こういう議論もございまして、そういう共通の問題なんですね。それで、どこに書くかということで、最終的には別建ての書き方になった。

しかし、これは先ほど大臣も申し上げましたとおり、年金制度の非常に根幹に触れる問題でございまして、これは年金の信用にかかわる問題ですね。したがって、いろいろな御議論がございまして、これは、次期改正の中ではかの問題とあわせてこの問題も検討する、こういうことになっておりまして、現に年金審議会におきまして、ほかの問題とあわせて、この問題についても既に御議論をいただいております、こういう状況でございます。

○山本(孝)委員 であれば、単にこれは法文の整

理でこういうふうに分けて書いたというのではなくて、第一項の中に入れてしまえばいいわけですね。こういう形で第二項を別建てされるということは、そこに一定の強い意思があつて、第二項の別建てをしておられるというふうには、これは私には理解ができません。

それで、きのうの岡田委員の質問に対して、確かにこの高額所得者の年金カットという部分について支持する声が多いんだというふうにおっしゃいました。これも新聞報道でしか見ておりませんでした。財政構造改革会議では、平成十年度から実施しろ、つまり十二年じゃなくて平成十年度、もう来年度からこの話は実施したらいんじゃないかという議論が構造改革会議の中であつたというふうに出ておられるのですけれども、そういう議論があつたのでしょうか。出ておられないのでわからないかもしれません。

○三塚國務大臣 毎週二回……(山本(孝)委員「済みません、ちよつと待つてくだされ」と呼ぶ)御指名がありましたから出たのですよ。

○山本(孝)委員 財政構造改革会議の座長は総理であるので、官房長官にお願いします。(発言する者あり)

○中山(成)委員長代理 もう一回質問してください。よくわかりません。

山本君。

○山本(孝)委員 財政構造改革会議の中で、高額所得者に対する年金給付のカットというものを平成十年度からやつたらいいじゃないかという議論があつたというふうに出てくるのですけれども、これは総理が座長でいらつしやるので、きょう総理はおられませんか。聞けませんので、官房長官に、かわりにお答えをしていただきたい。

○小泉國務大臣 それは、私が出ていた会議の範囲しか知りません。その私が出ていた会議で、どなたが言ったのかわかりませんが、そういう問題があるかどうかという質問を受けたことがあります。私に対して、そういう世間の声があるかと。私は、それは来年度からは無理だということ

を主張しておきました。

○山本(孝)委員 厚生大臣、済みません、私が出ていた会議というのはどの会議なんですか。

○小泉國務大臣 日には忘れましてけれども、私呼ばれて、厚生省予算を前年度マイナスイ算組むのは大変ですよ、皆さん総論で賛成と言っているけれども、いざ具体的にやったら厚生省予算をマイナスというのはほとんど不可能だ、どうしても、やつて一番びっくりするのは恐らく与党でしようというふうな発言をした会議だと思ひます。

その中でいろんな議論が出てきて、こういう意見があるかどうか、厚生大臣どう思うかと言われた中で、たしか、高額所得者に対する年金給付を削減するのがあるけれども、来年できるかどうかというの、質問があつたと思います。そのときに私は、来年はそれは無理ですと言つた覚えがあります。

○山本(孝)委員 財政構造改革会議に出られたときにそういう話を聞いた。どの会議ということがおわかりませんでしたのでお聞きをしました。

財政構造改革会議でそういう議論があつたけれども、そういうふうには大臣はおっしゃつたということですね。最終的に、一種反対はされたんだけれども、こういう形で、法律の中には検討項目として別建てで書き込みがされているということである。

問題は、きのうも議論になっていましたけれども、要は、一生懸命働いて、その働いている間に苦勞して保険料を払つて、例えば事業がうまく成功して将来非常に所得が多くなつたという高額の所得になつたとすると、あなた、そのときに年金はもらえませんか、保険はもらえませんかという話になる。言つてみれば、一生懸命働いた者が将来は一種ペナルティーを受けてしまふという形になるようなものは保険の中には全くなじみませんし、そういうものならば、一生懸命やっている人あるいは将来に向かって高額の所得が期待される

人というのは、年金も保険も払いたくないという話になってしまう。

当然そんなことは御理解した上で、こういうふうなものをお書きになっておられる。政府はこれから検討を加えるというふうに出ておられるので、どうかというふうに思ひますが、大蔵大臣、恐れ入ります。大蔵大臣、ずっとこの改革会議にも出ておられて、そういう議論も直接耳にしておられるというふうには思ひますが、大蔵大臣として、この高額所得者の年金のカットということについての御所見をお伺いしたいと思ひます。

○三塚國務大臣 小泉大臣、招請を受けて、社会保障全般について議論がございました。財政構造改革会議であります。そして、三党与党政策責任者だけではなく、党の責任者、党首、そして内閣総理大臣経験者、大蔵大臣経験者の参加の会議でございまして、小泉大臣言われるようなやりとりがございました。その後も、社会保障全般について、受給と、受益と負担という基本的な命題の議論が行われております。

そういう中で、この負担の問題いかんということでありまして、私は、政府を代表する大蔵大臣として出席をいたしておりますものから、本件の議論を見ながらこれに対応してきたことは事実であります。大論議が白熱をいたしておる中で、法制上の問題、それと国民感情、高額所得者は辞退をして、権利があるわけですから、権利のある中でなおかつ辞退をして、年金会計がよくなるようにすべきではないか、自発的にこれに臨んでいただくことを期待するという声もありました。しかし、これは、国民議論の動向を聞いてまいることも大事ではないのかということ、これが取束され、このような形になつたものと思ひます。

○山本(孝)委員 大臣、恐れ入ります。私の質問に答えていただいていないのです。高額所得者の年金を、給付をカットするということについて、大蔵大臣あるいは三塚先生としてのお考えをお尋ねしています。

○三塚國務大臣 大藏大臣であらうと衆議院議員であらうと同感、同じでありますから、私はそういう政治信念を持っております。

國務大臣という立場がもう一つあります。國務大臣とすれば、何が公正、公平なのか、バランスをとることも大事、高所得者の自発的な辞退によりこれに御参加をいただくことはよいことではないかと考えております。

○山本(孝)委員 先ほどの御答弁では、こういう声もありましたというふうにおっしゃったので、大臣のお声が聞こえませんでしたけれども、今、実はその意見は御自身の御意見だったということですね。

伊吹先生、恐れ入ります。自民党の社会部会長であられ、あるいは厚生の問題に非常にお詳しい先生にお尋ねをしたいと思います。

同じ質問でございますが、年金、医療等の高所得者に対する保険制度の中での給付のカットとすることについて、伊吹労働大臣はどのようにお考えでしょうか。

○伊吹國務大臣 労働大臣としての御質問ではないという前提でお答えをしたいと思います。年金というのとは一種の保険計算によって掛けられているわけでありまして、これは、長寿、少子化それからもう一つはバブル崩壊に伴う運用利回りの低下、そういうことを踏まえて、年金財政というものが将来的には極めて難しいという状況になつていくわけですから、できる限り約束事を守つていくためにどこで修正をしていかなければならないかという問題だと思ひます。

したがって、今大藏大臣の、あるいは政治家としての三塚先生の御発言として、自発的にという御発言がございました。そのところが非常に難しい問題だらうと私は思ひますが、自発的にそういうことをやりながらシステムを守つていくという方が出てきてくださるということは、何ら否定すべきことではないと私は思ひます。

ただ、これを強制的に、幾ら以上の所得についてやるかどうかということについては、これはや

はり民主主義の世の中でありまして、多くの受給者の権利を守つていくために、高所得の方が遠慮をするということを法定していくかどうかというところについては、これは今後の課題だと私は思つております。

○山本(孝)委員 大藏大臣のところで反論をさせていただければよかったのですが、あり方について検討を加え、自発的に返上していただくというのとは、一種寄附ですね、あるいは辞退ですね。そういうことを法制化するのとは難しいという、個人のお立場として今伊吹先生お答えになつたのだというふうに思ひますけれども、これは制度として仕組むわけですね。年金をカットするということをおっしゃっているわけですね。ですから、大藏大臣は巧みに質問の答えをそらしておられるというふうには私は思ひます。

それで、官房長官、恐れ入ります。これから年末に向かつて、各省庁が予算の調整をする中で、この問題はどうしても残つてくるんですね。高所得者に対する社会保険のあり方。給付をカットする、あなたは所得が多いから、保険制度ではありますけれども、たくさん保険料を払つていただきましたけれども、たくさん所得をお持ちですから給付をカットさせていただきますよという、今議論になつておりますこの考え方について、官房長官あるいは村岡先生としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○村岡國務大臣 山本先生、先ほどから総理の代理、こう言われておりますが、実は、私は代理ではございません。官房長官として男女共同参画担当、沖縄担当それから阪神・淡路担当、こういうことでございまして、代理であれば私もうれしのでございまして。しかし、代理になるときは、何か総理が行けないときに、何か大会へ総理の代理と、これはその都度言われるわけでございますし、官房長官で来ているので、誤解のないようにお願ひします。

個人的に今のお話を聞いておまして、いろいろ年金の給付、大変厳しいな、これから払えるか

どうかと。この財政の状況でそうなっているんじゃないかと。したがって、先生のおっしゃるのには、今まで掛けた人を今度は制限したためじゃないか、こういう論もありまして、片一方、年間三千万も四千万も取っている人を全部月二十万とかなんかというのはいまうまいな。全部まるつきりなくするか、あるいは途中で程度制限するか、こういうのがこれから検討されるものだ、こゝう私は思つております。

財政構造会議にも、私、メンバーとして参画させてくれませんか、内容はわかりませんが、これらはもう検討してもいいんじゃないか。これはだめだと決めつけないで、いろいろな、それは国民の理解も得なきゃならぬ問題だけれども、そういうふうには、私は、今こゝでどうだこうだという意見は、知識が乏しいので申し上げません。

以上でございます。

○山本(孝)委員 法案を提出されておられる政府の一員として、政府は必要な措置を講ずるというふうに書いてありますこの法案を提出する中において、当然これはどういふふうな受けとめればいんだということはお考えをいただいているだろうという、国民の一人として、あるいは国会議員の一人として御質問をさせていただいていります。

恐れ入ります。官房長官としての記者会見がありになるということですので、あとの質問は、聞きたいですけれども、官房長官には御遠慮をさせていただいて、どうぞ、御退席いただいて結構です。

今、いみじくもおっしゃいましたように、これからの議論だということをおっしゃっておられますが、実は、片一方で、年金審議会が今議論が進んでおります。平成十一年度の財政再計算に向けて、平成十年六月、来年度六月までに年金審議会としては一定の方向性を出すということで、実は公式の審議会がこの議論がされている。ありがたいことに、年金審議会は議事録が公開されております。インターネット上でも見ることが出来ます。

残念なのは、若干遅くて、最近の議論を見ることができません。しかしながら、議論は一応公開をされております。

その議事録を読ませていただきますと、こゝういう声がいよいよ出てまいります。年金審議会というところから議論をしようという中で、国民負担率を五〇％以下に抑えろとか、あるいは基礎年金の国庫負担の額については増額を見送るとか、あるいは今申し上げているような高所得者への給付カットとかという議論がいろいろ出てきています。これは年金審議会の審議の手足を縛るものじゃないですかというふうな年金審議会の委員の皆さんがおっしゃつておられる。それが、この議事録の中では読み取れます。同じように、国会の自由な審議をどうも縛つてしまふんじゃないかというふうにも思つておられるわけです。

もう少し端的に申し上げれば、今、それぞれ大臣の受けとめ方は少し違ひますけれども、年金審議会の委員の先生方の中には、こゝういう高所得者への給付カットというものは政府の財政の側からつまずき食ひであつて、そういう形で議論をするべきではない、あるいは、社会保険方式との整合性だとかあるいは税制との関係もあつて、安易に議論するべきものではないとせんというところが年金審議会の中に出ていります。

そういう意味では、こゝはしっかりと、年金審議会という従来の審議会の中で、あるいは国会審議の中で、もつときつちりとした議論をしてから、この中からこゝういふ形で盛り込みをされた方がよかつたんじゃないか。非常に安易な形で、しかも非公開の密室でお決めになつて、今こゝにお座りになつておられる皆さん方も、私はそのときのメンバーじゃなかつたのでこゝういふ議論があつたかわからないけれどもこゝういふ形でできてきているこの法律の中で、今申し上げているような年金だとか医療だとかというものをこんな安易な形で取り扱うべきではないというふうには私は思ひます。

こゝまでやるのであれば、これは、年金法改正案とか、しっかりとした年金に対する考え方をお

持ちになった上でこれを出しにしなければいけません。今お聞きしていても、大蔵大臣と小泉厚生大臣と伊吹労働大臣と、大臣の立場あるいは個人の立場とおっしゃいましたけれども、それぞれおっしゃっていることがやはり違うのです。これは国民の側からすると、この議論は私は非常に危ないというふうに思います。

支給年齢をさらにおくらせようという議論もこの中についています。きのうの岡田先生からの質問で、加藤幹事長が七十歳というふうにおっしゃったそのことについては、厚生省としては検討していませんというふうに厚生大臣は答えになりました。七十歳はないけれども、六十七歳だったあるのかなという感じが、何となくアメリカの動き等も感じて、いたします。

厚生大臣にもう一度このところも確認をしておきたいと思っておりますけれども、年金支給年齢の引き上げという部分も、これは、保険制度の中では私は政府の約束違反だというふうに思います。

私が働き始めたときは、年金は六十からもらえるものというふうに思っていました。私の年から実は年金は六十五歳からしか出ない。これは一部、部分年金とかいろいろな議論がありますけれども、基本的には六十五歳からしか出ないという年回りに私は当たっております。いまだ、その前回の改正の中で、六十一に下げたということもまだやっていない、六十二までも動いていない。まだ一歳も動いていない状況の中で、今度はもう六十五から後ろに下げてしまふんだという話をするのは、二重の約束違反じゃないかというふうに思うわけです。

私は、厚生大臣にも委員会のときに同じ質問をさせていただいて、支給金額を減らすとするのであれば、年齢は動かさないで年金の支給額を下げる方が、年金を受給しようと思っている側からすればまだ生活設計がしやすいんじゃないかというのを、この前も申し上げました。

う部分を考えても、保険料を納めなくなる。特に高額の所得者の皆さんに保険料を納めていただかないと困るんですね、保険制度としては。そういう方たちにも納めていただけるような年金の仕組みというものをつくっていくかという点について、そこを、安易な形で出すんじゃないかと、しっかりと議論をしていただかないと、国民が迷惑をする。これは、財政構造改革法案の中にこういう形でそこに潜り込ませる話ではないというふうに私は思います。

先ほどの一川先生の年金の自主運用の件について、これは、大蔵大臣にぜひ先ほどの質問の続きとして伺いをさせていただきたいのです。

厚生省としては、年金の自主運用というのをかねてから言っております。年金福祉事業団で一部自主運用をしております中で、今一兆五千億程度でしようか、赤字を出しておられます。平成八年度末の残高が、厚生年金、国民年金で、財政投融資の中で百二十六兆円、平成九年度の財政投融資原資の状況では、五十六兆円の中で、厚生年金、国民年金が七兆三千億円という大変大きな金額になっております。これを自主運用したいんだというのが小泉大臣あるいは厚生省の御意向だというふうに出ておられますけれども、申し上げましたように、年福の中で大変に大きな赤字を出している部分もあります。

大蔵省としては、厚生省の意向どおりに、年金の自主運用というのを任せても大丈夫だというふうには、大蔵大臣としてはお考えでしょうか。

○三塚國務大臣 今、行政改革会議、これは総理大臣を議長として、民間十三人の見識者の中で行われております。また、与党は、中間取りまとめを受けて議論をいたしております。いつも本府で申し上げておりますとおり、預託はこれを廃止する、廃止する方向で検討しろ、こういうことになって、廃止を前提に大蔵省とすれば指示をいたしております。

こういう中で、今後、その自主運用のあり方については、党の審議、改革会議の審議、有識者に

おいていわゆる預託に関する懇談会、資金運用に関する審議会に預託のあり方、自主運用についてのあり方の懇談会、こういうのがありまして、今真剣な議論が行われておりますので、その議論の結果を踏まえて取り組んでまいりたい。

○山本(孝)委員 議論のあり方を踏まえてということですが、長年といえますか、こしはばくずつと、小泉厚生大臣が問題提起をされて以来、財政のあり方あるいは融資の貸付先の問題、いかにして預けている側に損を出さないでうまく運用していくのかということは大変大きな問題になってきている。それはもう重々御認識の上、今専門的なところで議論をしているのでその議論の結果を待つというのは、少し預け過ぎているのではないでしようか。

大蔵大臣として反対をする立場でおられたのかとも思いますが、おりましたけれども、国民の側からすると、今申し上げているように、年福、年金福祉事業団に預けている金額の中で一兆五千億円という赤字を出してしまっている。なぜこんなに赤字が出るんですかという内容については、なかなか御説明はいただけない。どういふポイントフォロイオになっているんですかと言っていると、それは秘密です。今どういふ状況ですかと言っていると、それはなかなか、証券市場に与える影響もありますので発表するわけにはいきません。非常に秘密の中で巨額のお金が運用されている。

それで、国民の側は、損をしてくれなければいいですよというぐらゐの実は気持ちがあるのかもしれない。実際損をしてしまふ、赤字になっている、だめじゃないか。いや、一兆五千億ぐらゐの赤字は将来うまく運用していけばすぐ取り戻せるんですよというふうには厚生省の皆さんはおっしゃるんだけれども、大変にそういう意味では大切な、将来の生活を支えてくれる年金というお金を政府が運用しておられて、その中で、まだまだかなというふうに思っている。それを全部、厚生省が自主運用させてくださいというふうにおっしゃっておられる。

その点について、危険だと危惧の念は大蔵大臣としてはお持ちになつていないのですかということと。

○三塚國務大臣 その話はいろいろと聞きます。よって、自主運用の場合のあり方について、専門審議会の懇談会、有識者の御意見を聞いていくということとは極めて重要と。

前段、基本的な分野については、預託制度廃止になるということになりますと、入りの分の大改革でありますから、出の分でこれがどうなりましかということになりますと、民間移管、長期政策、必要性という観点だけではなく、有利、償還、民業の補完という哲学の中で行革が進んでまいる、こういうことになります。

よって、前段申し上げましたとおり、自主運用で心配はないか、心配があるのではないかという趣旨のように聞こえましたが、それに対して、私がただいまの段階で心配であるとも安全であるともいふことを申し上げません理由は、審議会が専門家を集めて真剣な議論を進めておりますので、それを見て是非を決定するのが、そのとき最終的な意見を申し上げるのが政府という立場じゃないでしようか。主管大臣はかくあらねばならないと思っております。

○山本(孝)委員 審議会が審議をしていてその結果を待つてから、そこに任せているんだ、預けているんだという理屈でおっしゃるのであれば、年金審議会がやっているんだからこんな話はやりなさんなという話にもなるし、大蔵大臣として、それはどこかで決めてくれたらそれに従うよというのではなくて、私は、大蔵大臣として、これだけの巨額のお金をこの財政投融資の中で動かしている中で、どういふふうにお考えなのかなというふうに思ったので、お伺いをさせていただいているわけです。

いずれにしても、負担のあり方というものについて、皆さんにお伺いをさせていただかないといけなないのでありますが、伊吹労働大臣、恐れ入ります。

ことしの七月二十四日に、朝日新聞で「どうなる社会保障 とうする社会保障」というインタビュー記事がありました。その中で、大臣の、これはコメントといいますが、インタビュートとして書かれておりますので、どういふ発言をされたのか、私はわかりませんけれども、

皆年金、皆老人医療、皆介護なら、負担も皆負担でやってもらわなくては社会の活力は低下する。一部の人や企業が納める所得税や法人税だけでみるのは、保守主義の基本である自己責任、市場原理に反します。国民すべてが払う消費税で賄うべきです。

構造改革の一番大きな部分は、ここ十年の間に税体系を抜本的に変えられるかどうかです。というふうにお答えになっておられます。

介護保険の議論の折も、これは議事録に残っておりませんけれども、介護目的の消費税で高齢者介護をやるのが本当はいんだけれどもなという御自身の御意見を述べたというふうにも思っております。

構造改革の一番大きな部分は、ここ十年の間に税体系を抜本的に変えなければいけないんだというこの点についての大臣のお考えは、今も変わっていないのでしょうか。

○伊吹内閣大臣 どうも労働大臣として答弁の機会がないのはことに残念でございますが、私は、私が申し上げた信念は今も変わりますが、しかし同時に、橋本内閣、橋本総理が考えておられることは、そのような税体系に持っていく前に、まず現在の財政の中で、民にお願いできること、地方にお願いできることを、財政構造改革という形でまず押取ろうという作業を今やっておられると思います。したがって、橋本総理は、自分の任中では税負担率というの消費税率は上げないという趣旨の御発言があったように、私、確認しておりますが、伺っているのもそういうことだと思いませんか、これは、ここ十年という期間と私は個人的には発言をしておりますが、橋本総理の御方針とは別段変わったことはいないと

思っております。

○山本(孝)委員 次の質問は、労働大臣としてお伺いをさせていただきたいと思ひます。あわせて堀内通産大臣にもお伺いを、同じ質問としてさせていただきますかと思ひますので、お聞きおきいたしたいと思います。

きょうは、この法案の中に盛り込まれている社会保障の点についての御質問をさせていただきます。要は、こういう法律をつくるということもありまうけれども、例えば年金でいいますと、労働大臣でありますれば、将来、高齢者、特に六十歳から六十五歳という年齢層ですけれども、皆さんの就労状況、あるいは働きたいと思ひているお気持ち、あるいは多分早期退職したいののではないかと、いろいろあると思ひます。どの程度に社会が高齢者に対して仕事を、シルバーサービスというふうな仕事じゃなくて、ちゃんとした仕事を提供できるのかというイメージがあると思うのです。労働大臣としては、どういふふうな、例えば二〇一五年、二〇二〇年という二一世紀初頭の時代における高齢者の就労状況というものを、どういふふうにお受けとめになつておられるのか、ぜひお伺いしたい。

あわせて、時間があるまいので、通産大臣にもお伺いをしたいと思ひますが、こういう法律を通すことによつて、将来の高齢者を取り巻く産業状況あるいは日本の産業社会というものがどういふふうになるか、先生の頭の中で、通産大臣の頭の中、二一世紀の初頭の日本の産業社会というのはどういふ形になつていくというイメージをお持ちになつておられるのか、それぞれ個人的なことでございますが、お伺いさせていただきますかと思ひます。

○伊吹内閣大臣 やつと労働大臣としての答弁の番が回つてまいりましたが、一九八五年、これは昭和六十一年ですが、このときは大体六人に一人、現在は四人に一人、そして二〇二〇年には二人に一人が六十五歳以上になると言われております。したがって、もはや、平均寿命が六十歳に達して

いなかた終戦以前あるいは終戦直後に比べて、いわゆる六十五歳、七十歳の方というのは、私は、社会的に極めてマイナリティーのグループであるとか、特別なグループの方だという意識は、もうなくしなければならぬと思ひます。

この方々が、やはり生きていくという生きがいを持たれるということは、もちろん健康や生活保障のこともありますが、自分がやはり社会に参加をして、社会で何らかの役割を果たしているということが大切だと思ひます。

したがって、一方で、先ほど来お話があるように、年金財政は大変悪化をいたしております。したがって、二〇一三年までに六十五歳という支給年齢、それまでは段階的に、そして既に権利の発生している人は何ら変わりませんし、そして老齢年金という制度もありますから、そのあたりは誤解のないようにしていただきたいと思ひますが、さて六十五歳以上の方をどうするかという議論は必ず出てくるでしょう。

そのときに、私は、我々は統制社会や統制経済や社会主義、共産主義社会に生きているわけではあります。市場経済と自由社会に生きているわけですから、企業も雇用に耐えられる経済体制の中でやらせてもらわねばならない。それから同時に、いろいろ、ボランティアとは言いませんが、セミボランティア的なお仕事が高齢者の方々にもふえてくると私は思ひます。例えば、図書館の司書だとか、あるいはまた介護に御自分も御参加になるとか、こういうお仕事はふえてくると思ひます。

したがって、まず根本的には、この橋本内閣の言っている六つの構造改革を実現させていただいて、雇用の創出ができる経済体制というものをまずつくり上げなければならぬ。その中で年金の財政的なことを考えれば、これは厚生大臣のお仕事ですが、少し後ろにずらすとか減額するだとかという話が、先ほど来先生との間にあったように、あるかも知れません。

しかし、私は、その検討が行われる際には、必ず、六十五歳以降においても働き続けたいという方は、放棄をされた年金の予想受給額ですね、これを、自分が働かなくなったときに、その半分で結構ですし、何らかの形で将来やはり上乗せをするような年金の形であつてもらいたい。それを私は、この検討の詰めが入ったときには、御年配の方が働き続けられるような明るい社会になるためには、ぜひ厚生大臣に私はお願いしたい、労働大臣としてお願いしたいと思ひます。

それから、もっと大切な問題は、将来的には働く人がいなくなる可能性があるのです。そのときに、今高齢者と言つていらっしゃる方をよく当り前の社会のパートナートとしてやっていたらどうか、それとも外から労働力を持ってくるのか。これは、単に経済という問題を超えて、国家や社会というあり方、日本の文化を考える上で非常に重要な問題を含んでいると私は認識をいたしております。

○中山(成委員長代理 堀内通産大臣。時間がありませんので、手短にお願ひいたします。

○堀内通産大臣 お答え申し上げます。

最初の部分は労働大臣のお答えと似通つたものになるかも知れませんが、豊かな高齢化社会と経済活力を維持していくということを両立させるためには、高齢者を、単に扶養される者から、支える側の立場に立つてもらふことも必要ではないかというふうにお思ひます。

通産省としては、今後、高齢者の高齢化の進展に伴つて労働人口の減少というものが見込まれる中で、我が国の経済力が安定的に成長を実現するためには、高齢者の能力を活用する、發揮できる環境を整備していくことが重要だというふうにお思ひます。そのために、高齢者の就業機会というものを拡大する必要があります。高齢者がみずからの能力や、いろいろの経営能力や技術や、そういうものを含めて雇用の可能性を増大させることに對して、いろいろな情報の提供ができるようにする、そういうことが重要だろうというふうにお思ひます。

そういう面と、もう一面、将来二一世紀にお

これはお役人の考え方よりも、むしろ政治家か
そういう判断をすべきではないだろうかと思いま
すので、大蔵大臣のお考えをお聞かせいただきた
いというところでございます。

○三塚国務大臣 言わんとする意味はわからない
わけではございません。既に内容は御披露のと
おりの問題で、また額が、上限が押さえられている
点、御指摘のとおりであります。

国債の借換債の前倒し発行は、御案内のと
おり、国債の大量の償還、借りがえに円滑に対応
する、すなわち、前年度に前倒

るため、借換債を年度を超えて、前年度に前倒しをしていたし発行することにより、発行の平準化を図るという目的があります。一時の大量償還に備えるとの趣旨により、昭和六十年度制度改正によつて導入されたものでございます。

現在、国債の借換債の前倒し発行につきまして、金融環境が良好で翌年度分の国債を有利な条件で前倒しして発行する環境が整つておる場合、そして二点目として、翌年度初的大量償還に対応するために、市場の消化能力から見て借換債を

前倒して平準発行することが必要か、適當であると判断される場合等でございます。

国会で議決を経た金額は、御説のとおり、九年度予算では四・五兆円を限度として行っておるとなっておりますが、また限度額については、これまで増額を国会にお認めをいただいているところでもございます。

今後、国債の借換債の前倒し発行につきましては、本制度の趣旨を十分に踏まえながら、適切に対処してまいりたいと思ひます。

〔中山成〕委員長代理退席、委員長着席

○海江田委員　今のお話で、これまでも増額をし

たことかあるということでございますから、そういう意味ではこれからも増額をする可能性はあるというふうに理解をしてよろしゅうございませうか。

（三）三城國税目　この点半圓の残るといふ
ります。
もう既に御案内のように、借換債を発行すると

いえども、国債の発行でありますことには間違いがありませぬ。ある程度の歯止めは必要であります。状況を判断して対応していかなければならぬ。

この程度にさせていただきます。

○海江田委員 今のお話はちよつと違うと思うんです。

国債の発行でありますけれども、今度発行します国債はまさに条件がいわけです。国の財政の立場からすれば、だから、そこでは禁欲的な必要は全くありませんで、むしろ市中の消化能力でありますとか、そういうこととの関連の中から、やはりタイミングが今だと思つたら積極的にやるのが財政の再建につながっていくということでございます。もし、全くそういう借りかえないものを新規に発行するということになれば今おっしゃったようなお話になりますけれども、そうではあります。

私はむしろ、ここはまさに政治が、特に去年なんかはもう目いっぱい、今までは使つてないんですよ、限度の枠の方を大分大きくして、実績はその五割でありますとか六割でありますとか、去年なんかは、四兆五千億の枠を使つていて四兆四千九百九十三億ですから、びたつと使つてい

だから、本当だったら、ことしの年初のときの予算でこの限度枠をもう少し広げておけばよかったんですけれども、それがしてませんから、このままだったら恐らく一〇〇%全部実績として残ると思うんですけれども、ただ、せつかつのチャンスです。年初のときの枠だけじゃなくて、補正で手当てすれば枠が広がっていくわけですから、もう少し広げていいのではないですかという提案を申し上げているのですけれども、いかがでしょうか。

○三塚國務大臣 御提案は受けとめ、拝聴いたしました。

○海江田委員 すぐ、補正という土木工事をどこにつけるとか、そういう話ばかりでございます。

から、ぜひこういう前向きな補正といひますか、本当は、考えようによつては減税の財源だつてこをうまく使つていくことによつて出ないわけでもないわけですから、私は、やはりそういう方向で、減税にするかどうかということになります。いろいろな御議論があると思ひますけれども、これはむしろ大臣から、何とかそういう方向でできないかということ、大蔵当局にそういう指示を出すくらいは心構えてやつていただきたい、そういうふうにして思つております。大蔵当局の顔色を見るのではなくて、大臣の方から指示をするようなことをお願いしたいと思ひます。

それから、これは我が党の主張でもございませうけれども、建設国債と赤字国債の区別はもう要らないのではないだろうか。先ほど、我が党ではございませうけれども、大蔵省の先輩であります安倍委員からも同じような指摘がございましたけれども、私は、この建設国債と赤字国債の話では、一つは不思議に思つてゐる話があります。

これはむしろ自民党が、例えば景気対策をこれまで何度もやつてまいりましたけれども、その景気対策の中で、いわゆる情報インフラなどのような新社会資本の充実に建設国債を使つたらどうかというふうな議論をしたことが随分あるはずでございます。ところが、大変残念なことでありませうけれども、今現在まだそういういわゆる新社会資本、インフラの整備などにこの建設国債が使われていないという状況があるわけでございます。これは一体どうしてなのか、その理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○浦井政府委員 財政法第四條におきまして、公債発行の対象となるものについての規定がございませう。その規定の趣旨を踏まえまして、従来から、公債を発行するにふさわしい性格と、一定の耐用年数を有する資産を取得、形成する経費に限ると解してきてゐるところでございます。

○海江田委員 一定の耐用年数というお話が出ました。それから私、冒頭にお話をしましたけれども、いわゆる建設公債は六十年で償還をする、つまり毎年六十分の一ずつ償還をしていくわけですが、その根拠になつておりますのが、いわゆる国債整理基金の特別会計の中で、国債を発行するに当たつてその裏づけになります資産の耐用年数が大体六十年くらいあるのではないだろうかということをもとにして、それで計算をしてゐるというところなわけですね。

ところが、では赤字公債の場合、赤字公債の場合は裏づけが全くないわけですが、この赤字公債の償還というものは、これも一緒の会計にして六十年でやつてゐるのではないですか。どうですか、これは。

○浦井政府委員 先生御指摘のとおり、赤字国債につきましても、やむを得ざる事情により六十年といたしております。

本来、赤字国債については早期に償還しなければならぬわけですが、現在のようないざい財政事情のもとでございませうので、短い償還期限ルールを設定いたしますと、その償還の財源がまた要するというでございませうので、やむを得ず六十年償還というルールにしておるところでございませう。

○海江田委員 大蔵大臣、今のお話で明らかになつたと思ひますけれども、発行するときは、赤字公債と建設公債、これは大変区別がございませう。特に赤字公債に対しては、大変厳しい一つの制限を設けてゐる。そのたびに法律で決めなければいけない、国会の承認を得なければいけないというところでありますけれども、肝心の償還のところでは、実はもう二つちやになつてしまつていて、そしてしかも、国債の残高が今二百五十三兆円ありますけれども、そのうち赤字国債が八十一兆九千億円でありますから、実に三分の一がもう赤字公債になつてゐるわけですね。

そうすると償還のところでは、三分の二については、確かに今お話があつたように大体六十年ぐらゐの資産というものが裏づけとしてあるわけですが、残りの三分の一については、全くそういう資産の裏づけのないものをわざわざ六十年で償還をしてゐるんですね。これはやはりおかしいんじゃないですか。赤字公債の発行額がわずかつたときは、まあ大体全体で一つの会計に入れても、特別会計の中に入れてもこの六十年というものがあつて償還があつたわけですが、ここまでは来てしまつと、私はもう既に六十年そのものが根拠がなくなつてしまつたのではないだろうか。

これはやはり、先ほどお話をした国債整理基金の特別会計というものをもう一回考え直しをしてみる必要があると思ひますが、大臣、いかがでしょうか、私のお話を聞いて。

○三塚國務大臣 海江田委員の御指摘、私はここで全面的に反論するつもりはありませう。よつて、原点に戻るわけですが、財政構造改革推進に関する特別措置法の原案は、特例公債からの脱却であります。そして、本年発行いたしました七兆四千七百億円の赤字公債、六年度目にはゼロ発行。ゼロ発行ですから、公債依存度はそこで終止符を打つ、こういうことにさせていたたいで、十年度予算は一兆二千五百億円で、六分の一に該当する分でありませうが、減額に立てるといふことにはいたしております。これからはその減額が続いてまいらるわけございまして、増発は考えておりませう。それでありますと、赤字公債からの脱却、依存の体質からの脱却がなくなることになりませんので、ここは厳しく取り進めてまいりたいと思つております。

公共事業を中心とした建設国債、それ以外の行政費等々、政策費等々の特例公債をもつてということの仕分けがございませう。これは見合ひがあると主計局長が言つたとおりでございます。しかし、一点、政策減税という観点で物事をとらえてみても……（海江田委員「そんなこと聞いていません」と呼ぶ）聞いてないですね。ですから、この辺でとめておきます。

（委員長退席、甘利委員長代理着席）

○海江田委員 限られた時間でございませうので、聞いておりませうので、お人柄でございますね。

実は、この赤字公債と建設公債の区別の問題につきましても、我が党の生方議員からも一昨日でございませうか質問をしまして、ただ、そのとき橋本総理がお答えになったことと三塚大蔵大臣がお答えになったことが、私は若干違ふと思うのですね。

速記録、まだ未定稿でございませうけれども、取り寄せてみましたけれども、橋本総理は、生方議員が提起されました問題意識というものは極めて時宜に適したものだ、そのように思っておりますというところをお話しになっております。つまり、時宜に適したというのとは、そういう議論を今しなればいけないときに来ているのじゃないかなというふうな、これは理解でございませうけれども、それに対して三塚大蔵大臣は、やはり今の前段でお話をしたように、とにかく今回は赤字公債だけに国債の削減につながるものだというふうな発言をされております。

私は、やはり本当に、今回この委員会でもっとも議論を深めて、今のような、もう三分の一が裏づけがない国債を発行して、それをも六十年で償還をしているというのの意味合い。実は、何年で償還をするかというところは、当然、償還期間を短くすればそれだけ毎年毎年の国債費にも非常に大きな影響が出てくるわけですね。それから、長くすれば毎年毎年の国債費というものが圧縮されるわけですから、実はこれは財政再建のところとも非常に密接に関係のあるところですから、やはりもっとも、これまでどおりのお考えをお話しするんじやなくて、この問題についてかなり徹底した議論をしなければいけないではないだろうか、私はそういう考え方を持っております。

それからもう一つは、景気対策の観点からいっても、私はやはり、いつまでも裏づけがあるもの、しかもその裏づけというのが、耐用年数がある程度の長い期間でなければいけない。これは、まさに六十年に引つ張られちゃっているわけですね。

よ。六十年という決まりがあるからそちに引つ張られて、長いものでなければいけないというところ、やはり今これだけ世の中が変化をしてきて、しかも景気の回復に重要なのは新しい社会資本の整備だということに、この建設国債がある。赤字国債はもう手を封じられていまして、そうしたら建設国債で発行しなさいけないというときに、その建設国債が六十年という長さに引つ張られちゃうと、そっちの方の手当てもできなくなる。

これは結果的に、そういう新しい景気対策が全くできなくなるというふうになつていくんではないだろうかと思ふのですが、尾身長官、先ほどから聞いていただいておりますので、経済企画庁から一言お願いします。

○尾身国務大臣 建設国債と赤字国債につきましては、家計でいうならば、いわばマイホームを建てるお金か、その日その日のお米をかうお金かというところをございまして、マイホームを建てるために借金をして、長い間そこに快適に住むというのはそこそこ理由があると思ふますが、毎日のお米をかう金を借金をしていくというのは大変に問題があるというふうな考えをございまして、そういう意味で、建設国債と赤字国債は性格が異なるというふうな考えをございまして。

ただ、六十年の間にその償還をするかどうかというところにつきましては、私は、理由がないのではなくて、お金がないという理由があつてそういうことになつていっているんじゃないかというふうな思つております。

○海江田委員 今ローンの話が出ました。私は、余り国の財政を家計に置きかえるのはよろしくない、いろいろ誤解を生むという立場でございまして、あえて反論をさせていただきますと、ローンというのは最近では多様化をしまして、住宅とそれからその日のお米をかうローンだけじゃありませんで、車を買うローンでありますとか教育費のローンですとか、いろいろあるわけでございます。

むしろ、今まさに問題なのは、それだけローンがいろいろ多様化している、民間のローンは多様化しているわけですが、国の場合はその中間的なものが一切なくて、それこそ家を買うローンしかありませんよというお話になつてくるから、そこところが問題なんじゃないですか。ただ家があれればいいという問題じゃなくて、やはりテレビも欲しいだろうし、車も欲しいだろうしという、そこをやはりこれから考えていかなければいけないのではないかなということが私のお話でございまして。

まだまだ議論したいところですが、これはこの財特委でじっくり時間をかけて議論をさせていただきますので、時間もいっぱいあるようございまして、そちらに譲るとしまして、やらせていただくということにしまして、一つだけ、地方債の問題でございましてね。

この地方債の発行につきましては、現在、許可制度というところで、これはもう大蔵と自治との間で大変厳しい条件をつけて、そして許可がなければ発行できないということになつておりますが、これからの地方分権の大きな流れの中で、これは地方分権の推進委員会ですか、地方分権推進委員会の第二次勧告というものが出ております。ことの七月八日に第二次勧告が出ておりますけれども、これは、これからの地方分権の時代を考えると、この地方債の発行につきましては許可制度を廃止をして、原則として事前協議制度にしようではないかというふうな結論に達したということでございます。

ただ、せっかくそういう形で事前協議制度へ移行をするというのを言っておるわけでございますけれども、この後で、少なくとも財政構造改革期間中は許可制を維持するというのを一項目盛り込んでいられるわけですね。

そうしますと、今度の財政構造改革期間中というのとは二〇〇三年まででございまして、そういう意味では二〇〇三年まではこれまでどおりで許可制ということになつてしまふわけですね。そう

なると、この問題は二〇〇四年からでなければ協議制に移れないということ、このことは随分やはりいろいろな議論があるのではないですか。

自治大臣、できましたら、この地方分権推進委員会の会議等で出た意見なども踏まえていただいて、自治省としてどういうふうにお考えになるかということをお聞かせください。

○上杉国務大臣 お答えいたします。

地方分権推進委員会より、地方債制度については許可制度を廃止いたしまして、原則として事前協議制度に移行するという勧告をいただいたところでございまして。この勧告においても、財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字の縮小の目標を達成するため、地方債の抑制を図る必要があるとの観点から、許可制度を維持することとされているところでございまして。

自治省といたしましては、地方自治新時代に向かひまして、地方財政の健全化を早期に達成するとともに、勧告に基づく新しい制度の具体化に向かひまして努力してまいりたい、このように考えております。

○海江田委員 実は、今度のこの法案の大きな問題というのは、やはり地方財政、これにかなり大きな縛りがかかるということ、これはもう私が改めて指摘をするまでもなく、これまでの短い時間の質疑の中でもそういう意見のあつたところでございます。そして、私が聞いておりますこの地方分権推進委員会の議論の中でも、やはり随分、そのときはまだこういう形の財政再建というのが、もう既に会議自体は始まつておりましたけれども、もうこの形では法案化はされていなかつたわけですが、私は、やはりこういう地方分権推進委員会の例えば会長などにも来ていただいて、どういふ議論があつたのかということについて、いろいろ説明をいただきたいということで、これは後で委員長にお願いをしますが、理事会で、そういう参考人などの意見を聞くという機会もぜひつくつていただきたい、そういうふうに思ひます。

○甘利委員長代理 後ほど理事会で協議いたします。

す。

○海江田委員 それから、先ほど二川委員からも指摘がございませうけれども、やはり地方への負担の軽減というものが大変心配をされること。

この地方への負担の軽減ということでは、お話をしますと、地方財政法の第二条の第二項は、「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」とほつきり書いてあるわけでございますね。

地方財政法の第二条、一番初めのところに書いてあるわけでございますから、この法の精神と、このたびのこの財政構造改革の法案とが矛盾することになりはしないだろうか、地方財政法を侵すことになりはしないだろうかという点について、これは自治大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○上杉国務大臣 御指摘のとおり、国の責任を地方に転嫁することについては、そうなつてはならないと思ひます。

加えて、地方分権を推進いたしますと、仕事量がふえて人手が足りなくなるといふ心配が地方の団体にはあるわけでございます。私は、地方が困るようなことにはならないようにしなければならぬと思つております。

○海江田委員 困らないようにしなければいけないという決意のほどはよくわかつたわけでございますが、これは非常に明確に、「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いしくも」「いしくも」です。「いしくも」もその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない、というふうな条文があるわけでございますから、これをそのまま読みますと、やはりかなり今度の法律案というものはこの法律を損なうことになりはしないのだろうかという点で、大変私は危惧を持っております。

やはりこれから一つ一つ、まだまだゆっくり時

間をかけたとして、そしてその中でそういう危惧が本当にないものかどうかという点を、もし議論を通じてそういう疑念が晴ればこれはいいわけでございますが、ますます深まるようなことがあつてはならないと思ひますので、まだ質問もしたいところでございませうけれども、後の委員がございませうので、私はきょうはこの限りにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○甘利委員長代理 これにて海江田君の質疑は終了いたしました。

次に、生方幸夫君。

○生方委員 民主党の生方幸夫でございます。三十分質問をさせていただきます。

本日の新聞各紙を見ますと、昨日行革会議が開かれて、郵政三事業について政府の基本的な方向というのが、どうもその三事業についてはエージェンシー化ということで見通しがついたというふうな報道がなされております。私はここで郵政三事業をどうするかということについて論じるつもりはございませうが、まずそのエージェンシー化ということについてお伺いしたいと思つております。

行政改革は、言うまでもなく、中央の省庁をスリム化して、民間ができるものは民間に任せ、地方に任せられるものは地方に任せて、小さな行政府をつくっていくというのが目的でございます。今エージェンシー化という形で民間に事業の一部を移していくというときに、そのエージェンシー化された事業体に出ていく職員の仕事というものが一体どうなるのかというのが焦点になっております。

今の行革の議論の中で見ますと、国家公務員のままでいくというのがどうも大勢を占めていくようでございます。これが続いていきますと、エージェンシー化はしたけれども、実際に中にある方は国家公務員であるということになれば、スリム化というものはつながらないのではないかというふうな懸念を私は持っております。

また、この行革会議の中で出されました中間報

告について、いろいろな意見がさまざまなところから出されておられ、ある官庁などは、局とか部とかというものは一切減らすことはないのだというふうな意見も出されております。これですと、ある省とある省が結びついて名称だけ変えただけであつて、中身は全く変わらない。せっかくこれだけ議論をして、小さな行政府をつくらうというふうに努力していたにもかかわらず、終わつてみれば、一府十二省には確かならなかつたけれども、中身は全く変わらなかつたというふうなおそれもあるにしもあらずだと思つております。

郵政三事業についてだけではございませうが、エージェンシー化されたところに出ていく国家公務員の方々の身分について、私は、現在国家公務員として働いており、当然雇われたときも国家公務員であつたわけですから、その人たちにいつかはその国家公務員的な今までの保障あるいは退職金等の問題について同じようなことはなされなければいけない、これは当然そう思ひますが、エージェンシー化されて、次に新しく雇われる人たちについては、これはやはり国家公務員とは違つた形で採用なり退職金というのを考えていき、長いレンジで見て、何年かたつて今の公務員の方たちがおやめになつたとき、新しいエージェンシー化されたところの本当の意味の民間化ということが視野に入ってくるのではないかとこのように思ひます。

そのエージェンシー化された職員の身分について、まず小里総務庁長官の御意見を伺ひたいと思ひます。

○小里国務大臣 先生がただいまお尋ねの行政法人化の問題でございませうが、昨日の行革会議小委員会等におきましてその話が相当議論されましたことは、お話しのとおりでございます。

同時にまた、行政法人化の取り扱い、その制度を誘導いたしました、それに過分なる、相当な一つの誘導を既存の行政組織の中から持つていかなければならぬという本質的な重要性、これはお話しのとおりあるいは御期待どおりであると私も

思つておりますけれども、率直に申し上げまして、しからは現段階におきますその行政法人の人格あるいは規模あるいは性格、いんや身分等につきましては、目下鋭意検討中でございます。

ただ、この機会に私としての考え方を申し上げますと、この制度というものは可能な限り最大に活用することが、先ほど先生も基本でお話がございましたように、今次の行政改革を最も大幅に、有効に展開できる大きな手段である、これだけはきちんと申し上げておきたいと思ひます。

○生方委員 エージェンシー化することによって決まつたわけでもない時点で伺ひするのは大変早いとは思ひますが、エージェンシーというもののについて我々がイメージしていいものは、一つだけのエージェンシーであるのか、あるいはいろいろな性格があるエージェンシーというのをおつくりになるおつもりなのか、その点をお伺ひしたいのです。

○小里国務大臣 踏み込んで申し上げるわけでもありませんが、いろいろ業態がございまして、御案内のとおり大変メリツトのある、明確に営業収支等が見通されるものがある。しかしながら、それはこの際民間にゆだねたいけれども、民間にゆだねることによつて公共性というものが保持できるのか。そのような場合には、今おっしゃる行政法人に誘導することが効果的であらう。

あるいはその逆の場合もありまして、あるいはまた中間的なものと思料されるもの等がたぐさございまして、その分類いかんによつて、たぐさ御質問の行政法人の体系も、二つかあるいは三つかぐらい考えられるのではないかと議論されたいきさつはありますけれども、まだその辺を定めて御報告する状況に至つておりません。

○生方委員 もう一点だけ伺ひたいのです。いろいろなタイプがあるであらうということでございますが、職員の身分についてもいろいろなタイプがあるというふうな考えをよろしいのでしょうか。

○小里国務大臣 先ほど申し上げましたように、

同じ法人でも、その体系が若干というよりも基本的に違ふ側面もあるわけでございまして、したがって、公務員という一つの身分認定をまだ結論を出したわけではございません。

昨日の分が本日、活字等になって出てきておりますが、一つの有効なと申し上げようか、参考資料の一つとして出てきた、そういうふうにご認識をいただきたいと思ひます。

○生方委員 行政改革と、今ここで審議をしております財政構造改革というのは、橋本総理が掲げておられます六つの中でも特に重要な法案である、いわば二本柱というふうにも言つてもいいと思ひますが、これは先行きどうなるかわかりませんが、一府十二省という形に中央官庁が再編されるというふうにご考えますと、これが財政再建に与える、ないしは貢献する影響も非常に大きいと思ひます。

行政改革の推進ということ、財政構造改革の推進、その構造改革の部分に行政改革がどのように寄与するののかという点を長官にお伺ひしたいのですが。

○小里國務大臣 しばしば総理も申し上げておりますように、要するに、危機なりあるいは内外の急激な情勢変化等、御案内のとおりであります。これに弾力的に対応するために、いろいろなことを、創意工夫が尽くされておる。特にその中身を申し上げますと、まず簡素でなければならぬ、そして効率性が高くなければならぬ、それからまた透明性がなければならぬ、それからまた、たゞいまお話がございまいした財政構造改革に最も貢献すると思はれる経済構造改革、その一環を担わせるために規制緩和、しかも規制は、緩和どころでなくこれを徹底しなければいけません。この辺に大きな着目もありません、御承知のとおりであります。

したがいまして、財政運営の当面の方針として、国と地方、官と民の役割を徹底することではなからうか。いわゆる国と地方、そして官と民の役割分担というものを徹底してこの際メスを入

れ、かつまた、その歳出分野というものを対象として大きな改革を推進することが一番大事である、きょうの考え方に基きまして、あらゆる分野で集中的に相当議論されておると申し上げていいかと思ひます。

したがいまして、行政改革と財政構造改革はまさに一体である、そういう認識をございします。

○生方委員 一府十二省に再編するというところでございまして、先ほど私が指摘しましたように、これが名称の変遷だけになっては困るということにございしますから、一府十二省に変わるということによつて、具体的に、例えば人数がどれくらい減るのか、あるいは予算がどれくらい減るのかというこの見通しを、もし示していただければ示していただきたいというふうに思ひます。

この財政構造改革の推進方策の中では、集中改革期間中、適切な措置を講ずることにより総人件費を極力抑制する、定員については事務事業の見直しに関する議論を見きわめつつ、定員削減計画の見えるという文章だけございしますが、この具体的な中身、もちろん、何人減らすかという具体的な数字でなくとも結構なんですけれども、どの程度まで減らして、どの程度まで予算も減らすことを考えておられるのか、長官の御意見を伺ひたいと思ひます。

○小里國務大臣 要するに、一府十二省、一行政委員会、八府でございしますか、これを、ぐつと行政機構そのものも縮小してきますよ、それがまた人件、規模、予算、事業内容等はどういうように具体的に縮減されてくるのか、そういうお尋ねでございします、いわば、簡素効率の、そして透明な政府を実現するために、先ほどの答弁でも申し上げましたように、国の役割をこの際根本的に見直そう、このことが一つ主眼に置かれまして作業が進められております。

これは、率直に申し上げまして、もう御承知のとおり、私、大臣を拝命してからのごさいますんでして、もう既に一両年前から、行政改革委員会あるいは地方分権委員会等で相当議論が進んでおりますことも御承知のとおりでございまして、それらの、先ほど申し上げました問題等の条件整備、思い切ったメスを入れて、そしてその答えを進めるところに初めて組織、人員、予算の規模を縮減できるものである、かように思つております。

先ほど先生のお話の中でも、具体的に、物理的にこの数値を示されるものではなからうかという意味のお話でございしましたが、まさにそのとおりでございまして、これからこそ本当に、来月いっばいで最終目標、最終結果を報告しますが、そのときに、なるほど、これを具体的に実践ができるならば明らかに稜線が見えてきたな、そういう実感を、確実な期待を皆様方に与えられるようなことを目標にして、今、諸君、頑張つておるところでございします。

○生方委員 私は、こういうことを聞いたのは、行政改革、火だるまになつても総理はおやりになるというふうな決意は非常にかたかったわけですが、けれども、今度の組閣を経て、本当に行政改革をやられるのかということが国民の間に不安として高まってきたということがございします、具体的に、例えば、この行政改革をやることによって三分の二にするんだという数値が示されれば、国民も、いや、これは本当にまた本気になつてやる気になつたんだな、お茶を濁すことではないのであらうなというのを含めて長官にお伺ひしたわけで、特に数値を示さなくていいということではなくて、もし決意して示せるのであれば示していただきたいというふうに考えます。

○小里國務大臣 お話のとおりでございまして、私も実は、きょうはもう総理官邸に三回呼ばれました。そして、今お話がありました問題点だけでございませぬけれども、今お話しの問題などを中心にいたしまして、この辺で申し上げていいのではないでしようか、縮減目標というものを、国民にわかりやすい一つのテーマに基づいて、行革会議のトップであるすなわち総理大臣に近々明

らかにしていただく、こういうような話なども詰めたところでごさいます、もうしばらく気長にお待ちいただければ、きちんとした方向が明示できると思つております。

○生方委員 できれば思い切った数字を出していただいて、それは数字だけではなくて、実際にきちんとそれを達成するということをお示しいただきたい。いろいろ族議員さんの反論というか反発というのがあるでしようけれども、ぜひそこをはねのけて、国民の立場に立つて行政改革を断固として推進をしていただきたいというふうにご願ひを申し上げます。

本日は自治大臣においでいただいておりますので、次の質問に移らせていただきます。

九日に地方分権推進委員会から、いわば最終答申とも言える第四次答申が出されました。この答申を見ますと、国の機関委任事務廃止等を含んで非常に抜本的な地方分権というのを盛り込んでゐるのは、私はそれなりに評価できるといふふうに思つております。

行政改革を行つていくには、当然その前提として、国の事務を地方に移していくという大胆な地方分権が必要であるというところは言うまでもございませぬ。きょうは財政構造改革特別委員会でございますから、地方分権を推進することによつて、財政構造改革にどのような貢献があるのかという観点から御質問をさせていただきますと思ひます。

この地方分権推進委員会の答申を見ましても、分権については先ほど申し上げましたように触れておりますが、肝心の税財源について、具体的な方針というのはいまだ盛込まれておりません。国と地方自治体の関係で一番大きいミスマッチというのは、私は、地方が得ている税収が三分の一、つまり、国が三分の二税収を得ているにもかかわらず地方がやっている仕事は三分の二あるという、この三分の二仕事があるのに三分の一しか税収がないから、あとの三分の一を国から持つてこなければいけない。ここに補助金や地方交付税

の問題が出てきて、官僚が地方自治についてあれこれ口を出す余地が入ってしまうというふうな考えておられますので、最終的には、地方が仕事を三分の二の分は当然地方が税を徴収するといふ形にして、ミスマッチを解消するのが正しい姿だと思ひます。

ここに至るまでの経過的な措置として、この答申では、補助金、負担金を生活保護などの義務的な負担金と政策誘導のための奨励的な補助金に分け、負担金は十年ごとに見直し、補助金は五年後に廃止縮小し、自治体の自主財源とすることを提案をしておりますが、先ほど私が述べましたように、これは経過的な措置でございます。

最終的には、私が申し上げましたように、地方で使う分は、地方がその分の税収を確保できるだけ取れるようなシステムにするべきだといふふうな考えですが、自治大臣のお考えはいかがでございますでしょうか。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕

○上杉国務大臣 三つほどでございますが、お答えをいたします。

まず、国と地方の歳入と歳入の分でございますが、これは最後にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、補助金行政がござりますが、この件は、地方分権を推進しまして地方自治を確立するためには、国と地方団体との役割分担を明確にしなければなりません。そして、明確にした上で、地方団体の自主性を高めるよう国庫補助負担金の整理合理化を進めることが重要と考えております。

それから、国庫補助負担金の整理合理化は、地方分権の推進のために極めて重要な課題でございますので、地方分権推進委員会の勧告を踏まえまして、国庫補助負担金の整理合理化がなされるよう各省庁にも働きかけていく考えてございます。事業を持つていては各省庁の協力がなければなりませんので、協力要請は絶対必要なことと考えております。

それから、補助金の一割カットの問題がござい

ますが、この点については、御指摘のとおり地方団体において大変心配をしておるわけでございませう。財政構造改革における補助金等の削減合理化の具体的な内容、地方財政への影響につきましましては、今後の予算編成過程で検討していくことになると思ひます。

地方分権推進委員会の勧告にありますとおり、地方分権に資するよう、まず一つは、存在意義の薄れた事務事業に係る補助金等の廃止。それから二つ目には、地方財政として同化、定着しているものもございませうから、これらの一般財源化。三つ目には、公共事業の重点化等を進めていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、国、地方を通じる財政の健全化を図る観点から、国、地方双方の歳出抑制につながる施策の見直しが必要であり、国から地方への負担軽減のようないことは行われるべきではないと思ひております。この点についても各省庁に強く協力をお願いし、要請をしております。

それから、国と地方の歳出で、三分の二を地方が受け持ち、歳入も、そうであれば三分の二の配分を受ける必要があるんじゃないか、こういう意味の質問でございませうが、この点につきましまして、我が国の行政は法令等に基づきまして、地方が役割を分担しておるわけでございませう。その役割分担に基づきまして、最終的な支出では地方が約三分の二を受け持つておるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約三分の一となつておるわけでございませう。ここに地方財政の苦しさというかが、厳しさがございます。この地方における歳出規模と地方税収との乖離をできるだけ縮小する、こういう観点に立ちまして、地方税の充実確保を図る必要があることは御指摘のとおりでございます。

しかし、その一方で、地方税収は地域で格差というかが、地域間における偏在という問題がございまして、したがって、地方の財源は地方税と地方交付税で、この組み合わせた形におきまして確保する仕組みとなつておるといふことはもう御案内のとおりでございます。

今後、地方財政の自主性を高める見地から地方税の充実を図りますとともに、財源調整や財源保障の役割を有しております地方交付税の必要額の確保を図ることによりまして、地方税財源の充実に努めてまいりたいと考えております。

○生方委員 小里長官、もう結構でございますの。今申し上げました政策誘導のための奨励的な補助金についてなんですが、これは私の考えなんですけれども、たまたま、今私たちがおります衆議院の定数は五百で、小選挙区が三百になつております。三百の小選挙区が、一つ一つならしますと大体四十万人という数字になつておまして、四十掛ける三百で大体日本の国民の数になるというふうになつております。私の選挙区は三市にまたがっております。これが一市のところもあればいろいろな条件のところがあつておりますが、四十万人という単位は、一つの行政単位として見ると非常に適当な単位であるといふふうに私は考えております。

市町村合併、これから大胆に推し進めていかなければいけないといふとき、今の選挙区の線引きがいい、それを固定しろといふ意味ではございませうが、四十万人程度の単位といふところを一つ一つの市町村単位の合併の目的として、そうすると三百市といふことになるわけでございまして、地方分権もそうなるかと非常に効率的にやりやすくなるんではないかといふふうに私は考えております。

そこで、今のこの政策誘導のための奨励的な補助金、五年間で見直ししない廃止といふふうな言つておられますが、この奨励的な補助金といふのを三百選挙区に均等に割り振つたらどうであらうかといふのが私の考えでございます。

そうなりますと、その中でいろいろな市が、例えば三つ市があればその市が三つそれぞれアイデアを出し合つて、自分の市であればこういう使い方をしたいといふような形で、補助金の有効活用

について市町村同士での話し合いが始まる。こうしたことを実験的に通していく中から、市町村合併も無理やり上からやるのではなく、そういう実績を通して新しい形の自治体といふのができてくるんではないかといふふうに考えておるのです。

この私のアイデアについて、自治大臣、どうなうにお考えになっておりますでしょうか。

○上杉国務大臣 地方の行政体制の整備については、すなわち市町村合併でございますが、さまざまな議論があるところでございませう。おっしゃるように、最低十万人にすべきだ、十五万にすべきだ、あるいは三十万だ、今の御提言のような四十万にすべきじゃないか、こういう御意見、いろいろ議論のあるところでございませう。

ただ、地方の団体は、その構成、例えば市街地の地域がどうだ、あるいは農山村の地域がどうだ、あるいは人口がどうだ、その面積がどうだ、それぞれ違った個性的な条件もその中にはあるわけでございまして、一概に人口で割り振つた市町村体制といふか地方の行政体制を決めていくことについては、いささか問題を感じておるところでございます。しかし、御提言につきましましては、御提言として十分考えてまいりたいと考えております。

なお、これらの行政体制の整備は、分権推進と行政改革と一体的なものでございまして、自治省といたしましても積極的に、これらの問題については、地方団体の自主性あるいは自立性といふものを十分見きわめ、また行政的な指導助言も行いまして対応してまいりたいと考えております。

○生方委員 私がこういうことを言つたのは、地方財政白書に書いてあることを見てこういふことを思ひついたのであります。都道府県別の歳入決算額の比較資料によりますと、地方交付税も含めた歳入総額が最も多いのは鳥根県の七十四万五千二百五十四円であり、二位が高知県の七十二万五千四百四十四円である。いずれも全国平均の三十九万三千八百五十二円を大きく上回つておる。さらに、投資的支出を見ると、鳥根県は三十一万三千九百九十円、

高知では二十八万七千二百一円で、全国平均の十三万一千三百八十九円の二倍強、神奈川県は五万二千六百三十四円と比べれば何と六・五倍にもなるというふうな指摘をされております。

ひとしく税金を払っているわけですから、国民はひとしく税金のサービスを受ける権利があるというふうな思いがあります。これは過疎対策等もございしますから、一概に、一律にしろと私は言うつもりは毛頭ございせんが、少なくとも三百選挙区に同じ額の補助金を割り当てれば、人数は四十万でほとんど同じですから、それ全部じやございせんから、それぐらいの額を有効に活用することによって、こうした格差というのもなくしていくことができないのではないかと、この辺の趣旨をお酌みいただいて御検討をしていただければというふうに思います。

これで終わります。

○中川委員長 これにて生方君の質疑は終了いたしました。

次に、東中光雄君。

○東中委員 この法案は、六月三日の財政構造改革の推進についての閣議決定で書いてあるような、要するに、少子・高齢化社会の進展、冷戦構造の崩壊等々、我が国の財政を取り巻く環境は大きく変容しているが、その中で財政は、現在、主要先進国中最悪の危機的状況に陥っている。「財政構造を改革し財政の再建を果たすことが喫緊の課題であり、もはや一刻の猶予も許されな

い。」この前提に立っていると思うのです。私は、危機的な財政状況を招いている原因の一つに、防衛関係費、軍事費の異常な増強があるというふうな思っています。

それで、我が国の防衛関係費、いわゆる軍事費についていえば、社会保障、公共投資、それから文教及び科学技術振興費に次いで、予算上第四番目の項目になっております。国際的に見ますと、この軍事費は、世界第三位という有数の軍事費になっておる。最近の「ミリタリー・バランス」九

六年から九七年版の「国防支出と兵力の国際比較」を見てみますと、抜群の第一位は米国ですが、次いでロシア、それから日本。フランスもドイツもイギリスも中国も、日本の軍事費よりずっと少ないということが出ております。いわばアメリカに次ぐ軍事費大国と言ってもいいと思うのです。

まず、大蔵大臣、財政の面から見まして世界有数の規模になっておるというところ、これは事実だと思ふのですが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、佐田委員長代理着席〕

○久間閣務大臣 後ほど大蔵大臣からもお答えしていただくかもしれませんが、日本の軍事費が世界第三位だということはおっしゃられました。この第三位の規模とはいかなる方法により比較されましたのか承知いたしておりますけれども、各国の国防費の定義とか範囲等が明らかでありませんし、また、為替レートによる換算であれば、その変動が実態以上に大きなものとなる場合があるというので、我が国の防衛関係費と各国の国防費をそのまま数字で比較するというわけにはいかぬわけでございます。

ちなみに、実態の比較に当たりより適当と思われる購買力平価を用いて欧米主要国とあわせて比較してみますれば、一九九五年度の我が国の防衛関係費は米国、英国、フランスに次ぐものであり、また、国際比較を行うことが極めて困難でありますけれども、ロシアの国防費を勘案しますれば、当該年度の我が国の防衛関係費の規模は米国、英国、フランス、ロシアを下回るものと考えられます。

いずれにしても、我が国の防衛関係費も国際的にはある一定の規模に達しているということは考えられるわけでありますけれども、これは一つには、人件費について諸外国との比較をしてみますれば、我が国の人件費が割高になっておるものと一つであります。二番目には、装備品の価格について、一概には比較はできませんけれども、我が国は武器輸出を行うことができないために調

達数量が非常に限られております。それが価格押し上げ要因になっていると一般的には推測されるわけでありまして、それともう一つは、基地対策費につきましても、やはり手厚いものとならざるを得ない状況にありますために、防衛関係費に占める割合が高いというふうになるわけでございます。このように考えますと、我が国の防衛関係費は、国際的に比較すると一定の水準に達しているとは言えますけれども、我が国の防衛にとって必要最小限の経費を計上したものであることを御承知願いたいと思ひます。

○東中委員 結局、「ミリタリー・バランス」は一つの権威のある国際比較ですから、そこが三位と言っているよというところを言っているの、えらい弁解せぬでもないです。大きくならぬ理由なんて聞かぬでもないです。どっちにしても、軍事費は大きくなっているんですから。

そして、去年の十二月十二日の財政審の財政構造改革特別部会最終報告を見ると、「国際的にみても、近年では韓国の国防費の約三ないし四倍にのぼる世界では有数の予算規模となっている」と言っているじゃないですか。そんなに一生懸命に弁解せぬでもないです。大きくならぬことは事実なんだから。

そういうことで、なぜそんなに世界有数になったのか。日本国憲法では陸海空軍その他の戦力を有しないというようになっておるのに、ほとんどふえていったのはなぜなのかということでありまして、八〇年代からの軍拡がずっと積み上げられてきたということだと思ふのです。八〇年代に、中曽根内閣、臨調行事でゼロシーリングということとでずっと抑えてきたはずなんです、軍事費は聖域で、五%、六%という突出した伸び率が保障されてきました。

八六年度から五年間で十八兆四千億円というあの中期防が決まりました。そこでは実質平均伸び率五・四%、まさに軍拡であります。そして、続いて九一年度から中期防は二十二兆一千七百億円……（発言する者あり）このころはソ連は崩壊し

ておるわけですね。ソ連の脅威によってと言いましたけれども、なくなっておるときに、今度は二十二兆一千七百億円にふえておるわけでありまして、さらに、九六年度からの二十五兆一千五百億と、この十数年の間に実に六十六兆円です。

そういうことでどんどん大きくなってきたのであって、七九年度の防衛費は二兆円、八五年度は三兆円を超した。そして九七年度は四兆九千四百十四億円、物すごいカーブであります。こういうふうになって、先進国の中でも有数の軍事大国になってきたわけでありまして、この十二年間で、日本は実に一・五倍の軍事費の増強です。

ここに私、各国のものを防衛白書に基づいて計算してみたいんですが、伸び率を見ますと、八五年を一〇〇として、日本は九七年で一五七・七です。それから、ドイツの場合は八五年を一〇〇として九四・四です、減っているんですね。それから、アメリカでも八五年と比べて一〇三・七であります。特に九〇年、九一年、あのソ連崩壊の後には各国とも軍事費が減っていますね。マイナスになっておる。日本だけはどんどん上がって、この十二年間で五割を超す、こういう事態になっております。世界の大勢と違つた軍事費拡大の経過だと思ふのですが、それは間違いないと思います。

○久間閣務大臣 先ほどもお答えいたしましたとおり、各国との比較というのにも一律になかなかできない点もございします。そしてまた、ヨーロッパ各国と比べますと、いわゆるソ連邦が解体しました後の国際情勢がかなりヨーロッパ等では変わっているかも知れませんが、我が国の周辺の場合は、御承知のとおり東西冷戦の時代からそうございまして不透明、不確実なそういう状況が続いておりまして、従来の状況をやはり維持していくということになっておるわけでございます。

そのときに、やはり年数がたちますと古い装備を新しいものにかななければなりません。かえまして、やはりそれが割高なものになっておる

のは確かに事実でございまして、これは先ほど言いましたように、我が国はどうしても大量につくって大量にそれを諸外国に売るといふことはできませんで、自衛隊だけがそれを購入する形になりますから、どうしても新しいものを開発しましたときの開発経費等を数少ないいわゆる装備品の中に含めることになりまして、それが割高になつておる、こういう事実もございまして。

ただ、私も少しもして、これから先、このように厳しい財政状況の中で、どうすれば維持管理費も含めまして取得経費を抑えることができるか、そういう研究はしておるわけでございまして、けれども、決して軍拡、軍拡という形でふえてきたわけじゃございまして、その間には人件費もずっと逐年上がつておるのもお知りおき願ひたいと思つてございまして。

そういうような状況で、決して私どもの装備の内容が、いわゆる台数にしましても機数にしましても隻数にしましても、従来のものを基準としながら、決してふやしてゐるわけじゃない。その中の装備の内容は、確かに充実はしてきております。これは専守防衛に徹する我が国としてはやむを得ないものでございまして、やはりできるだけ新しいもの、一たん急あるときには十分に対応できるようなものにしたというふうなことでやつてきてゐるわけでございまして。

○東中委員 私には軍事費のことについて聞いてゐるのです。軍事費がふえる理由を、人件費であるとか、つまたぬものを買つてゐるとか、例えばP3Cというような非常に高い、一機百億もするようなものを百機体制なんというふうなことをつくる、そういうばかげたことをやつてきたということとを今言つてゐるのじゃない。

今言つてゐるのは、八五年から見ても今までの間に、五八%近く日本の軍事費が、日本の円で、日本の予算で、五割以上、六割近くふえてゐるよ。ほかは、米国は、ドルで八五年と現在と比べればわずか三%しかふえてゐない、むしろ途中ではずっと減つてきてゐるということを指摘したの

ですよ。それは事実、防衛白書に載つておる数字でやつてゐるわけですから。あなたの、そういうことを聞いているのじゃないのだ。趣旨を、問題をそらしたらいかぬのです。防衛論争をしてゐるんじゃない、今、財政論争をしてゐるのですから。そういう点で、非常に伸びてゐる。

こういう状態について、こう言つてゐるじゃないですか。財政審の財政構造改革特別部会の最終報告、去年の十二月十二日は、「防衛」の項で諸外国で行われてゐる改革に触れて、「米国を始めとして、欧州各国とも東西冷戦構造の崩壊後、防衛費を大幅に削減してきてゐる」「その中で各国とも数万人から十数万人規模での人員の削減、装備品の調達抑制(米国では戦闘機等の開発のキャンセル、英国では旧ソ連の新型潜水艦に対抗して建造された潜水艦の退役等)を行つてゐる」と指摘してゐますね。だからそれは、それぞれそう

とところが、日本はどうか。逆にふえておる。このことを僕は言つてゐるので、日本は今度の財政改革で軍事費について、こういう……(発言する者あり)余計なことと言ふな。国際的には軍事費と言つてゐるんだ。

○佐田委員長代理 静肅にお願いします。静肅に。

○東中委員 だから、私の言うのは、非常に高くなつてゐる軍事費、日本では防衛費と言つけれども国際的には軍事費、それを切り込むのか。イギリスでもアメリカでもやつておる。今度の財政改革で切り込むのか切り込まないのかと聞いているんです。

○久間國務大臣 先ほどからも申し上げておりますように、我が国の置かれてゐる状況、これはその冷戦によつて変わりましたけれども、しかしそれはいいながらもヨーロッパ周辺における内容と比べますと……(発言する者あり)ちよつと聞いてください、答える間。

○佐田委員長代理 静肅にお願いします。
○久間國務大臣 そういふような状況で、状況が

変わつてゐないものですから、そういう中でなぜ防衛関係費がふえてゐるのかといふと、先ほど言ひましたように人件費は着実に伸びておりまして、そしてまた、我が国は必要最小限の防衛力を整備しておるわけがございまして、今言つたように、その人数を減らすとか機数を減らすとか隻数を減らすとか、そういうようなことはできないわけがございまして。やはり我が国は、従来から我が国の防衛のために必要最小限の防衛力を整備しておるわけがございまして、そんなに急激に変わるわけではございません。

そういう意味で、要するに規模が変わらないとするならば、今言ひましたように人件費の問題、あるいは基地対策費の問題、あるいはまた先ほど言ひましたように取得に要する経費等がふえてきておるといふようなことの中で、防衛関係費が割高になつてきておるといふのは事実でござい

ます。そういうことで、今回の財政構造改革に当たりまして、この防衛関係費につきましては、本法案の第十九条において規定されておりますように、「我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し」「節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するもの」とされてゐるところでございまして、このため、我が国防衛関係費の国際比較の観点から先ほどおしやられましたので、そのような答弁をしたわけでござい

ますけれども、我が国、国内の問題として、これから先そういうような観点を総合的に勘案しながら、抑制的に配慮していかねければならないと思つておるところでござい

ます。○東中委員 冷戦構造の崩壊等によつて財政状況は大きく変わつてゐるといふように政府が言つてゐるわけですか。それで、軍事費はどうかといへば、これは国内予算でいへば四番目になつてゐる、国際的には非常に高くなつてゐる。それについてどういふメスを入れるのかといふことを聞

いてゐるのであつて、そこであなたの言つたのは、

基本方針で抑制する、量的目標としては前年度を上回らないようにする、そう言つてゐるだけで、実際にはまともにやろうとしないやないやないや答弁をされたように私は思ひます。

それで、これは大蔵大臣、今申し上げたように、軍事費は客観的に上がつてゐるでしよう。上がつてゐるんです。そして、その点を下げるについで、今度財政危機、一刻も許せないと言つてゐるのだから、財政再建の立場からいふならば、それをやるのかやらないのか、防衛庁の言つてゐるだけではないのかどうか。

○三塚國務大臣 本件につきましては、既に財政法においても明示をいたしておるところでござい

ます。専守防衛という我が国の立場、同時に、平和国家を国是としつつ、日米安保条約によつて我が国の独立と安全をキープをしてまゐるという問題がござい

ます。そういう中でありまして、財政構造改革は、この国の安定成長、持続的な成長、そして国民の安心、こういうことに視点を置きまして、赤字公債からの脱却を目指し、三%といふことになりました。

そういう環境の中におきまして、我が国防衛関係費につきましては、財政が危機的な状況にあるわけがござい

ますから、安全保障上の観点と経済財政事情を考慮して、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえ、現在の危機的状況のもと、あらゆる経費の節減努力を行い、厳しく抑制をしていく必要があると考えておるところであり、聖域を設けず厳しく査定をしてまゐる。もちろんこの法律をお通しただけならば、法律の条項に基づいて専心をいたします、こういうこと

に、我が国の国内の基地周辺対策費が非常に抑えられてきたのも事実でございます。

しかしながら、一応最高の水準といえますが、いわゆる少しづつ上がってきて頭打ちのところまで参りましたので、これから先はそういう基地周辺対策にも回せるなと思っておりますが、今度はまたさらに厳しい財政事情になりましたので、その中で抑制を図っていくことになりました。そういうことで、この特別協定に基づきまして分につきましても、義務的経費でございますけれども、その枠内で何か配慮の余地がないかということでもいろいろ検討しているところでございます。

○東中委員 社会保障は、当然増が義務的経費として法律で決まっています。しかし、それは思い切って削減するんだ、法律も変えるんだと言っているんです。アメリカに対するこの思いやりというのは、ドイツと比べれば二けた違うようなべらぼうなことをやっておいて、それは特別協定でやったんだからその範囲内で当たり前なんだというこの根性は、私はもう本当に、この日本の財政危機を何と思っているんだというふうに言いたいわけでありまして。

この思いやり負担について米側はどういうふうに言っているかということですが、九五年の十月二十五日、当時のロード国務次官補が下院の国際関係委員会アジア太平洋小委員会の証言でこう言っています。米軍に対する日本の直接財政支援は年間五十億ドルに上る、これは駐留経費のほぼ七〇％である、これは他のどの同盟国が提供している額よりも多い。実際、それは他のすべての同盟国が提供しているものを合わせた額よりも多い。米国内よりも日本で米軍を維持する方が我々にとって少ない費用で済むのである、こういう証言をしているんですよ。それが思いやりの結果なんです。私は、これこそ本当に削らなければおかしいというふうに思います。アメリカ側の姿勢は、一貫した姿勢がそうなんですから。

九月二十三日、2プラス2で新ガイドラインを

最終合意したときの会談で、米側は思いやり予算を問題にしたというふうに言われています。コーエン長官は、日本の思いやり予算に関連して、日本がホスト国支援は日米関係に必要不可欠のものであって、どうしても続けられなければならない、これは単に金銭的な問題でなく、戦略関係の中核にある大事な問題であると指摘して、今までの支援を続けることを希望すると言ったというふうに報道されていますね。これは、日本に置いておく方が米国におおるよりも安くつくから今までもどおりやっていけ、こう言うておるわけですよ。

この2プラス2に出席されました外務大臣及び防衛庁長官、向こう側の話とこちら側の言い分と、ちよつと明らかにしてほしい。

○久間国務大臣 コーエン長官との会談のときに、思いやり予算と今おっしゃられますけれども、最近では我々は思いやり予算と言っておりましたけれども、この予算のことについて言及があったのは事実でございます。

しかし、今おっしゃられましたように、米軍をアメリカに置いておくよりも日本に置いた方が我々にとって有利だとか、そういうような観点ではございまして、現在駐留している米軍に対する日本のホスト・ネーション・サポートとして、これは非常に戦略上意義があるという言い方をしたわけでございます。こちらよりもこちらが安いとか高いとか、そんな話ではございません。

我が国に駐留するのは、あくまでも我が国の平和と安定のために必要だということで、日米安保条約に基づく安保体制の一環として我が国に駐留しているわけでございます。その経費についてどちらがどういふふうな持つべきか、それはやはり双方が決めるべき問題でございます。それを、アメリカと我が国が特別協定を結んで、地位協定及び特別協定に基づいてやっていると、ございまして、政府としてはその協定に基づいてこの予算を執行しているわけでございます。したがって、相手国のあることでございませ

すから、これを一概に我が国が一方向的に切るとか、そういうようなことはできないので、その枠内でできるだけ努力をして、向こうにも理解を得ながらやっているとございまして、そのような事情等を御察察いただきたいと思います。

○東中委員 外務大臣にもお聞きしておきたいんですが、向こうはそういうふうな言ったというところは、今私も言ったとおりなんです。だから、こっちはどう言うたんですかと。ホスト・ネーション・サポートについてどう言ったのか。何も触れぬで、向こうの言うとおりに黙って聞いておった、こういうことなんです。

○小淵国務大臣 先般の日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2でありましたが、在日米軍のケースにつきましましては、我が方より国内の厳しい財政状況を説明いたしました。これに對しまして米側から、我が国の経費分担が日米安保体制のため中核的役割を果たしているというこの説明がございました。

○東中委員 そうすると、ドイツと比べればこんなに高い、そこまで言わぬでもいいかも知れぬけれども、思いやり分担はこの二十年で四十四倍にふえておるんだ、そういう状況で一言も言わぬ。向こう側は非常に重要だと言っておる、それでこっちは何も言わなかったら、結局それを認めたということになりますね。これはもうだめですよ、そういう考え方は。

ここに、財政構造改革会議企画委員会ヒアリング資料という、防衛庁が平成九年四月に出したのがあります。これによりまして、在日米軍駐留経費について書いています。在日米軍駐留保障体制の円滑かつ効果的な運用を確保するためのものであるが、米側にも、合理化、効率化努力を求めていくと書いてあるんです。それを求めていくのかどうか知らぬけれども、求めていくと書いてある。さらにそれを越えて削減するとなれば、特別協定の円滑な遂行にも支障を生ずるおそれがあり、その結果、日本政府のHNS、ホスト・ネーション・サポートに対する姿勢の後退と

とられ、日米関係に悪影響を与えるおそれがある。だから一切言わぬで、おくん、こういう姿勢になつておるんです。

私はこれはもう、こんなむちゃくちゃな、もうそれこそ人をばかにしたようなものでしょう。アメリカで米兵を維持するよりも日本へ持つていったら安くつくんですよ、そこまで言うておるんでしょ、公式に。それで、日本の財政はほとんど切り詰めておるんですよ。しかし、それについて、やめてくれということもよう言わぬいので、何ということですか。

○久間国務大臣 何も言わぬわけではございませんで、九八年度の概算要求については予算上いろいろな問題があるからそういうふうに努力をしてもらうことになりましたという、そういう現在の概算要求で出している内容については説明しているわけでございます。それについては理解を示してくれているわけでございます。

ただ、今委員が言われましたように、向こうが、ここでやった方が安いんだ、そんな話が出ていないわけではございまして、こちらは九八年度の概算要求については一応言っているわけでございます。そして、それについて向こうは理解を示してくれておりまして、御承知のとおり我が国の自衛隊と同じように、あるいはそれ以上に、今度の概算要求において、見ていただければわかりますとおり切り込みをしているところでございます。

ただ、特別協定がありますから、特別協定にさわるというわけにはまいりませんので、その枠内でできるだけのことをするのと、それ以外のいろいろ、いわゆるベス・スタウンを回しておることでございます。

○東中委員 大蔵大臣にお伺いします。この法案は、財政構造改革について一切の聖域なし、こうなっているわけですか。この在日米軍駐留経費負担については、私先ほど申し上げましたように、国際的に見たら本当に異常にたくさんなっているという状態ですね。提供施設の整備、労務費、光熱水料等、それから訓練移動費等々と

なっているのです。これに対してこの法案では、それについてどういふようにメスを入れるかというふうなことは一切触れていないわけですから、社会保障の場合は金額まで挙げて、これこれ要る、何は減らすんだ、必要な法制を要するとなつてはいるのですが、いわゆる駐留経費についてはこの法案ではどうなっているんですか、もう一切手を触れずじまいですか、お伺いします。

○久間國務大臣 とにかく防衛関係費についてはキャップをきつと押さえられているわけでごさいますから、その中でやれというふうに言われているわけでごさいますから、我々としてもできる限りの努力はいたしていきます。

○三塚國務大臣 今防衛庁長官、大蔵大臣の分も答えてくれました。

二十条では「当該各年度の前年度の当初予算における防衛関係費の額を上回らないようにするものとする。」と、対前年度より減らすということをや、縮減目標を掲げておるところでございます。段々の御指摘、拝聴いたしました。日米安保条約の基本、日米信頼、同盟国としてのきずな、このことがアジア諸国に安心と安定を与えておるわけでごさいます。特に、故国を離れて有事に備えるということでありまして、よりよき環境を米軍が、米軍がつくるのが基本でありますけれども、まさに思いやりということでもやり得ることを取り進めていく、歴代内閣がそのことでまいりましたことは御承知のとおりでございます。

今後は、日米安保条約上の体制を守りながら効果的運用を確保していくという極めて重要な観点から、財政的見地を踏まえながら我が国として必要な負担を行ってきたところであります。そういう点で、予算編成上に当たりましては、財政法に盛り込まれた基本方針を踏まえながら、財政事情と安保条約の観点から適切に対処をしております。

適切に対処は、必要な経費は経費として認めつつも、削減の努力を防衛庁にお願いを申し上げておるところでございまして、この点は縮減目標を明示しておるところで御理解をいただきたいと思います。

と思ひます。

○東中委員 異常な状態になっておる在日米軍駐留経費負担については、具体的にこの法案は何のメスも入れない。「上回らないようにする」というのですから、それ以下にするというだけで、現状維持というところに結局なると思ひます。

もう時間がありませんが、最後にお伺いしたいのですが、この法案は、しかし、この軍事費についてはSACO経費を除くというふうになっております。だから、財政構造改革法の抑制、縮減の枠外に置くということでありまして、六月三日の閣議決定では「沖縄振興策及びSACO関連事業については、着実に実施することとする。」と書いています。だから、減らすどころか着実に実施をするというところですか。

そこでお聞きしたいのですが、SACOの関連事業というのは、普天間飛行場返還のための海上ヘリポート基地建設の問題、それから楚辺通信所返還のためのキャンプ・ハンセンに新しい象のおり、アンテナを建設する問題、それからキャンプ・瑞慶覧と桑江の米軍住宅、千八百戸の住宅統合、高層住宅をつくると言われている。そういうたくさんさんの事業がございます。そういう事業は着実に実施をしていく、こういうわけですね。

そこでお伺いしたいのですが、経費という点からいいますと、海上ヘリポート基地建設、それからハンセンの象のおり、アンテナ建設、それから住宅千八百戸の統合建設、着実に実施する内容はどれくらいあるのですか。

○久間國務大臣 SACOの経費については、今度の財政法で関係経費を除くことになっておりますけれども、これは先般の閣議決定で、SACO関連事業が重要な政策課題であることを明らかにする趣旨で、これを着実に実施するということ、そういうふうにご記載されておりますからやめたわけでごさいますけれども、それと同時に、平成十年度以降のSACO関連事業については、現時点でその内容とか所要額等がはっきりしない、不分明であることも踏まえてこういう扱いをしてもらって

いるところでごさいます。

したがって、具体的に幾らになるのか、どうなるのかと言われるわけでごさいますけれども、これらはとにかく今一生懸命努力しているところでごさいます。その全貌がなかなかまだ見えてこないというところでごさいます。

○東中委員 財政が危機的状態にあつてそれを再建していくんだというときに、ヘリポートをつくらんと。海上ヘリポート、どのくらい要るのか。数億から一兆円という言葉も言われている。千八百戸の高層住宅を建てる。何百億で済みませんか、何千億になるでしょう。そういう規模のものじゃありませんか。

そういうことについて、全然何もわからぬけれども着実に実施するんだ、こういうのは、財政削減どころか、アメリカのためにつくってやるわけでしょう、新しい基地を。そういうものについて一切内容にも触れないということなんで、私はそれはもうそのまま進めていくと、内容的に言えは思いやり予算と同じような内容を持っていまして、住宅建設とか基地の整備費とか。そういうことなので、これを枠外に置いたというのは、むしろ縮小じゃなくて拡大していく方向がこの法案の中には含まれておることを指摘します。

もう時間がありませんので、最後に、せっかく官房長官に来ていただいたので、一言はお伺いしたいと申しわけないんで、一言申し上げますが……

○中川委員長 東中君に申します。時間が参りました。

○東中委員 はい。

海上ヘリポートですね。この間、住民投票の条

例ができました。それで、住民投票の結果、住民が反対だと言った場合はヘリポート建設はやめるといふことに……

○中川委員長 再度申し上げます。時間が参りました。

お願いをしたい。

○中川委員長 これにて東中君の質疑は終了いたしました。

次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 先日の質問で十分カバーできなかった点か、引き続き伺いたいと思ひます。

建設それから運輸、お二人の大臣に来ていただいておられますので、最初に、もう大分遅いですが、最初は一つだけですので、その質問を伺った後、後はゆつくりと、農水の問題についてはゆつくりとお願ひしたいと思ひます。

一つですが、今回の財政改革のさまざまな問題がありますが、その中の一つ、特別会計、この点についてもやはり大きな焦点になっております。しかしながら、十分なその具体的な措置が盛り込まれていないというところがちょっと心配なんですけれども、その一つが、例えば国鉄清算事業団の持つ二十八兆円の債務について、これをどうするかといった方向性が出ておりません。やはり非常に大事な問題でありますし、それから、先日総理に何おうと思つていたんですけれども、時間がありませんでしたので、この点について一体どういふふうにしていったらいいのか、与党内でもさまざまな議論をしておりますけれども、その観点が一つ。

それからもう一つは、環境の面。財政の面だけではなくて環境の面も含めると、交通行政というのがやはりこれから非常に重要になってくる。その中で一つ考えられることは、現在ばらばらに行われている道路それから空あるいは船といった、陸海空ばらばらに行われているいはば特別会計のシステムを改めて、交通という観点から総合交通会計といったようなものをつくる、そういうことで総合的な交通政策を練っていくということ、かなりの経費の削減ができるのではないかと。もちろん、それ以前に交通政策というところで非常に重要な貢献ができるのではないかと。非常に思ひますけれども、それそれ立場が違ふんだと思ひます。

例えば道路の場合には、建設省、そろそろ第十一次の五カ年計画、七十六兆円ですけれども、これが九五%もう既に終わっている。この時期に改めて建設省としては、新たな計画が始まる以前の段階で、一本化した交通会計といったような中で総合的なシステムを考えていくおつもりがあるかどうか、まず建設大臣に伺いたいと思います。

それから、国鉄清算事業団の二十八兆円の債務について、これもこの一本化された特別会計の中で考えていくことになるれば、運輸省としてもそれなりの意味を見出していただけるんじゃないかと思えます。運輸大臣、それから特別会計とこの扱いも含めて大蔵大臣にも、それぞれ交通会計を一本化するということについてどうお考えか、伺いたいと思います。

○瓦岡務大臣 秋葉委員のお尋ねは、総合的な交通整備が必要ではなからうか、また道路五計が新たに出発するが、この際、特別会計、こういったものを考えてはどうか、こういう御質問であらうと思うわけでありませう。

御案内の、総合的な交通体系を実現する、こういう上で重要なことは、交通機関が相互の連携を確保、改善することであらうと思うわけでありまして、このために、道路整備に当たりましては、空港、港湾等へのアクセス道路の整備、加えて鉄道の高架化事業、さらには各種交通機関全般の利便性の向上を建設省としては今図っておるところであります。

それぞれの施設の特性を踏まえて、利用者負担を前提として、それぞれの利用者の自由な選択を反映してまいり、こういうことで形成されていくものと考えているわけでありまして、道路特定財源は、御案内のとおり、我が国の道路整備はおくれているわけでありまして、緊急かつ計画的に進めるためには、受益者負担の考え方というものに基きまして、自動車利用者にとりからも負担を求めてまいりたい、こういうぐあいに考えておるわけでありませう。

道路財源が他の目的に使われる、こういうこと

であれば、今度は受益者と負担の関係を崩すことになるわけでありまして、納税者の理解も得がたい、こういうぐあいに考えるわけでございます。

なお、道路整備につきましても、私も、就任いたしましたので、全国知事会、加えて今各地域からお話を伺っておるわけでありまして、非常に強いニーズがございます。これは地方にありまして、それぞれ交通体系をどう組み立てて我が国の基盤を整えていくか、このことには極めて熱心な声を聞くわけでありませう。

自動車重量税、揮発油税等につきましても、これをその整備に充てる、こういうことで、暫定税率を課して財源確保を図ってまいりたい。加えて、一般財源及び道路特定財源に加えて、借入金まで利用しながら緊急に道路整備を行って、おるわけでございます。道路特定財源制度をしっかりと支えまして、これらのニーズにこたえながら道路整備費に充当してまいりたい、建設省としてはこう考えておるわけでありませう。

○藤井国務大臣 お答えいたします。

先生の質問は二点だろうと思えます。一つは、国鉄の長期債務に今後どういうふうにならうかという点、それから、特別会計の創設という観点の二つがあると思えます。

国鉄長期債務問題につきましては、委員御承知のとおり、これはもはや先送りできない問題であります。昨年の十二月に、国鉄長期債務の処理につきましましては、平成十年度から本格的な処理を実施するという決定がなされまして、それを受けまして、現在、これは政府・与党一体となった財政構造改革会議の企画委員会というところで、この具体的処理についての検討が行われているところでございます。

その中で、いろいろな項目について幅広く議論をされているところでございますし、何といいましても、国民の皆さん方の理解も得ながら、本年中にこの具体的な処理を出すべく、今運輸省といまして最大限の努力をしている最中でございます。

そうした中で、秋葉委員のお話は、この国鉄長期債務の返済に、財源の一部として、道路財源等々も含めた中で総合交通特別会計というのを創設して、それに充てたらどうかというようなことを念頭に置かれての御質問かと思えますが、たゞいま建設大臣の方からもお話がありましたように、委員のおっしゃられる総合交通特別会計の創設につきましましては、特定財源制度というものをどう考えるかというの、お話がありましたように、やはり受益者負担という中でこの制度がつくられてきた経緯がございます。

ですから、委員のおっしゃられることも一つの考え方として拝聴いたしましたけれども、ある施設の利用者の負担で別の施設を整備するという考え方が、実際、国民の、いわゆる受益者、利用者の理解が得られるかどうか、この辺はやはり慎重に検討をしなければならぬのではないかな、このように考えております。

いずれにいたしましても、あらゆる角度からの議論を踏まえて、本年中に国鉄長期債務の返済の具体的な処理を出していきたい、このように考えております。

○三塚国務大臣 特別会計を一本化し、交通関係特別会計ですね、一本化して新たな特別会計の財源を捻出し、長期債務解消に努力する決意いかん、こういうことであります。

運輸大臣からも説明がありました。今、財政構造改革会議におきまして真剣な議論を進めております。ありとあらゆる選択肢を検討しながら、次の世代に先送りすることなく取り組まなければならぬということで取り組んでおります。今年中に結論を得なければなりません。今後とも、この目標に向けて、あらゆる選択肢の検討を進めていく必要があると考え、努力をしております。

○秋葉委員 ありがとうございます。

従来のやり方を余り変えるおつもりはないようなんですから、やはり、非常に大きな問題があるときには、視点を変えて考えることが大事なんではないかと思えます。そういう意味で一つ提

案をさせていただきましていただいても、同じような視点から、食糧それから農業問題について伺いたいと思えます。

江戸時代はお金のかかりにお米が使われていたわけですから、お金を何とか節約しようという話は米を節約しようという話とある意味で同じになるわけですが、日本では余剰米が非常に多くなっている、そういう現状があるというふうに理解しております。ところが、皮肉なことに、世界的に見ると、飢饉の問題が地球的な規模の非常に大きな問題の一つになっているという現実がございます。

まず最初に伺いたいですけれども、世界的に見て、本当に食糧は余っているのか。今は余っているのか余っていないのかその判断はいろいろありまして、今後どうなるのか。それと、人口等の関係もありますけれども、島村大臣は、そのあたりの世界の食糧事情、それから日本の食糧事情、どういうふうな認識をいらっしゃるのか。まず、そのところから伺いたいと思えます。

○島村国務大臣 世界の人口は、私の記憶に間違いがなければ、一九五〇年、昭和二十五年当時二十五億、現在が約六十億を少し欠けるぐらいでしょうか。それで、二〇五〇年、ちょうどこの百年間で約四倍、百億近くになるであらう、こう言われています。このペースで世界人口がふえたとすれば、当然、世界的な規模では飢饉の問題が起きてくると思えます。

また、国内の人口につきましましては、御高承のとおり、少子化でございます。昨年が一・四二、ことしが一・四三というところで、大体この程度のレベルでいきますと、約四十四年で一億人を割り、そして百二十五年で五千万人を割り、二百三十二年で一千万人を割り、四百七十七年では何と百万人を割る、まさにこの国は減ってしまうという恐ろしい数値が出ています。

こういうことを考えますと、国内の食糧事情というのは、現在時点が食糧自給率四二%、穀

物三〇％でございすけれども、これらをいろいろ考えまして、実は私は今、非常にこのことに関心が深いものですから、専門に、先行きの食糧の自給率について検討を依頼しているところでございす。

○秋葉委員 これから何おうと思つていたことをたくさんお答えいただいたてしまひまして、ちょっと困つてゐるのですが、一つには、確かに世界の人口が非常に多くなる。それで、現在、飢餓の状態とは言えないまでも、栄養不足の人口が非常にある。

実は、プラス、マイナスをしますと、現在の時点では、世界の食糧生産は、世界のすべての人を飢えさせないだけの食糧は生産されている、しかしながら、同時に、その食糧が手に入らない人たちがいるというのが現状だというふうに認識をしております。

その中でも、栄養不足という、マルニエトリシオンですね、昔の言葉で言えば栄養失調、栄養失調というとても深刻に聞こえますけれども、栄養不足というのとちょっとやせているぐらいかな。栄養失調といえ、それで死んだ人がたくさんいたというような戦後の記憶がありますけれども、そういう状態の人が世界で現在八億人、十億近くの人があるという状態に在ることなのです。

その人たちと、それから現在の日本の、米の自給率は一〇〇％ですけれども、米余りの状態、一方では食べ物がある、もう一方では食べ物がない、手に入らない人がいる。これは、それだつたら、余つてゐる食べ物、食べ物が入らない、飢餓の状態にある人、あるいは栄養失調の人、栄養不足の人のところに届けばいいじゃないかというのがごく単純な発想なんですけれども、そのことなぜそういう状況がなかなか生まれないのか。そのあたりの認識をどういうふうにお持ちになつてゐるか、お願いします。

○島村国務大臣 確かに、素人考えで言えば、お米が余つてゐるなら飢餓に苦しむ人たちにお米を

送ればいいのではないかと云えば、農村もそれなりに活性化するのはないかという御意見があるところですが、それだけでも、やはりお米をつくつてゐるのは日本だけでございせん、例えばタイにしてもアメリカにしてもつくつておつて、そしてそれぞれ海外に市場を求めているという現実もあるわけですから、日本の国にお米に余裕があるからにわかに海外に持ち出すということ、なかなか許されない面があります。

また同時に、日本の国内では、トン約三十万円ぐらいで買つてゐるものが、これが海外援助ということになる、これが本当に数分の一に落ち込んでしまふわけですから、それによつて生じる財政上の負担もまた大きくかさむわけだと思ひます。そういうことも含めまして、余つたらすぐ海外へ出せばいいということにはつながらないというところは、秋葉委員は十分御存じと思ひます。

なお、先ほど米の、ああ、後にしましようか。○秋葉委員 御配慮ありがとうございます。

そうすると、難しい問題があるということばかりですけれども、現在三百七十万トンある日本の余剰米がこれから減るのか減るのか、それと、三百七十万トンあるものがいけば使い道がないわけですから、その三百七十万トンの行方はどういうふうになるのか、お教えいただきたいと思ひます。

○島村国務大臣 これは、私も農林水産省が一方的に考え、あるいはこれを主張していることだけでなくて、JAの方でも極めて最近では物の考え方が前向きでございまして、将来に向かって米の生産はいかにあるべきか、相ともどもよく勉強していきたい、向こうからもそういう積極的なお申し込みがあるところだと思ひます。

また同時に、今農林水産省の所管の中での公共事業で批判を受けました土地改良事業でございすが、この土地改良事業、御承知のように、圃場の整備とかかんがい排水とか農道の整備等をやり、農業をより効率化しようという動きがある一方

で、用排水路とか暗渠排水路の整備を行うなど、いろいろな事業を行います。

これをした結果、水田を、今まで稲作以外何もできなかったというような農地が今では野菜栽培とか畑作ができるようになった、こういうような結果につながつてきてゐるわけでありす。具体的には、この二十年間で、排水条件が悪くて稲作しかできなかった水田が半分減少いたしました、約百万ヘクタールの水田が、農地の要件としては、新しく野菜栽培や畑作等にも利用が可能になったという結果につながつております。

○秋葉委員 ありがとうございます。土地改良によつて米以外のものができるようになった、ということ、だから米の生産量が減るということ、結構なんですけれども、これから米の余つてゐるものはふえるという予測の方が常識的ですね。例えば、これから豊作が続けば三百七十万トンが五百万ぐらいになるだろうという予測もあるのです。

長期的な問題としては、今おっしゃつたような、JAと相談をしながらいい知恵を出していくということ、その具体的な内容も伺いたいのですが、短期的な問題として、五百万トンに余剰米がふえたときに、現在のままでは、その五百万トンというのは海外に援助にも出せない、食用以外のものにもなかなか転用できない。これは、備蓄米の場合ですけれども。

ということ、どうなるんですか。これは腐つて、さつきおっしゃつた暗渠の中に捨ててしまふようなことになるんですか。それとも、ほかにどういう行末をたどるのかというのが、実は一般の消費者にはわからない。そのところをちょっとわかりやすく御説明いただきたい。

○島村国務大臣 私からお答えしたいと思ふのですが、専門に長年汗を流してきてゐる食糧庁長官、農産園芸局長等がおります。少しく専門的に御返事をいたしたいと思ひます。

○高木(豊)政府委員 お答え申し上げます。

今、備蓄の問題、御指摘ありましたけれども、五百万トンになるかならないかはこれからの作柄が来年度以降どうなるかということでありまして、現在のところは、先生御指摘のような水準であります。

ただ、備蓄というのは、御案内のとおり、平成五年の未曾有の大不作の中で緊急輸入を約二百六十万トンせざるを得ないという中で、大変な国民的な議論の中で出された。それで、食糧法に政府の責任として備蓄制度が位置づけられたものでございす。そういうことで、不測の事態に備えるためのものでありまして、百五十万トン、プラスマイナス五十万トンということで運営をしてゐるわけだと思ひます。

御指摘のとおり、三年連続の豊作ということ、需給緩和が続いておる。備蓄の水準も、今申し上げた水準を超えてゐるということだと思ひますが、基本的には、やはり生産調整によつてこれをだんだんと減らしていくということでありす。ただ、生産調整についていろいろな問題が指摘されておるもので、私ども、米政策全般の再構築を、大臣の御指示も受けまして、鋭意進めておるところであります。

備蓄については、今の水準をどうするかということについては、生産調整の規模、期間をどうするかということによつて対応をしていくというのが基本であります。

○秋葉委員 何度聞いても、その余つた米、結局米の主要目的は食べることなんです、我々の口に入らない米がどうなるのかというのにはお答えいただけないんですが、やはりこれは秘密にしておかなくちゃいけない何か理由があるんですか。何か錬金術みたいなのがあつて、どこかで金に変わつてゐるか、それは秘密にしなくちゃいけないみたいな話があるんだつたらわかるんですが、どうも、どこかでやはり捨ててしまふんではないかという感じがする。

やはり、そうはならないしろ、価値が落ちる。その部分はだれかがどこかで負担をすること

になるわけですから、そうなる以前に、物々交換の時代に返るといのが最近世界ではやっておりますから、例えば非常に食糧不足で困っている北朝鮮、これも長期的な問題ではありませんが、一、二年の問題で、本間に緊急時だから緊急な方法で、我々が例えば三百七十万トンたまました、これからは生産調整で減ってくる、しかし今はあるんだからということで、一時的にそういう緊急的な方策をとることも十分考えなくてはならないと思うのです。

これまで日本が援助として米をどのくらい海外に送っているのか、最近の実績で結構ですから、御説明いただきたいと思ひます。これは、外務省に伺ったらいんでしょうか。

○高木(男)政府委員 お答え申し上げます。

最近ということになりますと、まず一番の最近では、八年度は十万吨を現在実施中でございまして、九年度においても、一定の数量を援助としてやっていくことで今考えておるところでございまして、

そのほか、最近では、北朝鮮に対しては、人道的な見地から、例外的な措置として五十万トン、緊急輸入米を活用して援助したということがございます。また、北朝鮮に対しては、先般、六万七千トンWFPに提出することによりまして、政府米を活用して支援をするということが決定を見たところであります。

以上であります。

○秋葉委員 米の援助の場合には、これは最近勉強した結果であったのだけれども、米を直接送るといふことではなくて、米の金額に相当するお金を出して、例えばFAOがそのお金を使ってお米を買って、それで被援助国に渡すというようにことが行われているらしいんですけども、それだと日本に備蓄されている米の消費にはつながらないということで、直接米を、物としての米を援助するような方法はないのかということをごだれで考えるわけですか。

直接米を援助として外国に出すということに

ういう障害が、そういうことができない、あるいはそういった方法をとるのが難しい理由というのはどの辺にあるんでしょうか。外交的な問題もあると思ひますから外務省、それから食糧庁に最初にお答えいただいて、もし外交的な問題があれば外務省にお願いしたいと思ひます。

○高木(男)政府委員 お答え申し上げます。

今、先生おっしゃられた直接お米を出す、これは、WFPなりODAなり、また食糧が負担して出すということと、基本的には、余り実質的に変わらないうこと、基本的には、余り実質的に変わらないうこと、先ほど大臣が申し上げましたとおり、例えばODA予算と食糧特会で負担をする場合には、国産米の場合はト当たり三十万円かかる、こういうことであります。

そのことは、仮に、先生がどういう形をお考えになっているのかあれでございしますが、直接物を、日本の国産米を出しても同じような問題は生ずる。また、国際ルールもございまして、その整合性をとるという問題は同じようにございします。当然、今行っていることも、すべて国際的なルールにのっとってやっているということであり

○大島(實)政府委員 米の援助利用につきまして、は幾つかの国際的なルール、約束事がございますので、この辺も勘案しながら実行していく必要があると思ひます。

例えば、食糧援助規約というのがございますけれども、価格上の問題につきましては、特定の買入れ先国から買入れることによる価格上の利点に対しては特別の考慮を払わなければならないといったような趣旨の規定がございますので、規定の趣旨に反することは控えないでいかなければ

さらに、農業協定を含みます世界貿易協定、WTOの協定の関係からも、最小限のアクセスの機会を認める、いわゆるミニマムアクセス米が市場に出回る場合にそういう最小限のアクセス機会を提供しなければならぬ、それから、具体的な生産制限措置がとられている必要があるといったよ

うな、WTO協定上の関係もございします。

それから、世界食糧農業機関、FAOにおきまして、余剰処理の原則といったようなこともございまして、余剰農産物を特別な条件によつて処理する場合に、受益国の農業生産及び通常の国際貿易に支障を与えることなく行わなければならないとか、あるいは関係国に通報して必要な協議を行わなければならない、こういった一連のルールがございします。

○秋葉委員 備蓄と余剰米についてもう少し議論をしたいたんですが、ちよつとはかの問題もありまして、時間がありませんので、とりあえずこの問題についてはこのくらいにして。

ただ、備蓄政策は、生産調整で全部うまくいくほど簡単ではないと思ひます。それは識者が既に言っていることでございまして、それは生産調整がうまくいったとしても、それは時間がかかることですから、短期的な問題、中期的な問題は解決されません。そのことを伺っていたつもりなんです、全然答えが出てきませんので、それはまた別のところで議論をしたいと思ひます。

もう一つ問題なんです、実は、先ほど申し上げた世界の飢饉の現状を見ると、食糧不足で一番苦しんでいるのは、これはアジア、アフリカ。その中でも、驚くべきことなんです、アジアが圧倒的に多い。三分の二は大体アジアの人口であるということになっております。

このアジアの人たちを日本が何らかの形で助ける。これは、援助というものは短期的な解決策だけれども、長期的には、やはり自分たちで食糧をつくり出すだけの能力をアジアの国々の人たちが身につけるというのが一番大事だと思ひます。そのために、日本は積極的な役割を果たせるのではないかと今思ひます。

そのための幾つかの方法というのは、当然、環境のこともお考えになっている、アジアのことも心配している農水省の皆さん、特に大臣はお考えになっていると思ひますけれども、どういう方法で、これから日本がそういったアジアの食糧問題

に、特に日本の米づくりの技術が世界的な水準にあることはだれでも認めていることですので、そういった技術をどういうふうに生かせるのか、そのあたりの方針を伺いたいと思ひます。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、基本的に、世界の食糧需給の安定のために開発途上国の食糧増産、特にアジアですと稲作の増産というのが大変重要だということでございます。

そこで、私も、日本の稲作技術、あるいは稲作を含めまして、畑作、畜産、技術としては大変高度な専門家が豊富にいます。そうした専門家を、開発途上国の要請に応じて派遣しているわけでございますが、ちなみに一九九六年度で申し上げますと、稲作関係だけでも百三十四人の専門家が海外に派遣をされまして、研究、指導を行っております。畜産、畑作その他を含めると、千五百人ほど専門家を派遣しているということでございます。

また、開発途上国の要請にこたえまして、日本の高度な農業技術を研修していただくということで、千三百名ほどの研修生を受け入れておりますし、また、それ以外にも、研究者としては千五百名程度を八年度においても受け入れて、そうした技術の指導を行っているという状況でございます。こうした日本の農業技術の活用につきましては、今後とも力を入れてまいりたいというふうに存じております。

○秋葉委員 積極的ないろいろなことをお考えになつて実行されていること、大変うれしく思ひます。

せっかくですので、特に今の日本の農業の姿というのは、やはり農家の高齢化ということが進んで、後継者がいない。そういう状況で、後継者づくりに役立つとは思ひませんけれども、少なくとも若い働き手がいない。そのためにも海外、特にアジアからの若者たちに、もっとたくさんの方々に、日本の農村、特に中山間地あたりでそういった人たちに来てもらつて、働きながら日本の

米つぐりの技術を身につけてもらう。

同時に、日本文化も十分に味わってもらふ。日本ファンになつてもらふというようなことは、ただ単に食糧という問題だけではなくて、アジアと日本のこれからの関係を考える上でも、非常に重要なことになるのではないかと思います。できれば人数は、十倍ぐらゐにしてもまだまだ余裕があると思いますから、そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。

もう一つ重要な問題で、先ほど土地改良の話をされたので、諫早の問題に移りたいと思います。私は、現在日本で行われている幾つかの干拓事業、進行中の干拓事業、それから、まあ一時ストップしているものもありますけれども、こういった干拓事業を抜本的に見直すべきだと思ひますし、規模の縮小あるいは中止といったことを根本的に考えなくては行けないというふうに思ひます。

その理由は、たくさんあるのですが、例えば諫早の場合には、環境を守る、あるいは国際的なラムサール条約というものがある。そういうことも大事なのですけれども、もう一つ、これはお金の面から考えても、余りペイする話ではないのではないか。干拓事業をやめることによって、結局財政状況をよくすることができないのではないかと、この観点から、この問題をきょうは何いたいと思つてゐるのです。

農水省の計算では、投資対効果ですね、どのくらいのお金を投資してどのくらいの効果がある、その投資係数といいますが、投資効果の係数が幾らぐらいになっているのか、伺いたいと思います。

この投資係数が一以上、つまり投資したお金以上のものが得られなければ、これは土地改良ということにはならないわけです。しかも土地改良法という法律もありますから、法律違反ということもかかわってくる。この係数が一より多いのことも少ないのかというところが非常に大きな問題ですが、農水省はどういうふうにお考えになつてい

るのが、この点を伺いたいと思います。

○山本(徳)政府委員 諫早湾の干拓事業の投資効果でございますけれども、これは事業実施開始の昭和六十一年に費用便益分析という形で行っておりまして、妥当投資額が千三百八十五億円、総事業費千三百五十億円、投資効率一・〇三という形となっておりますので、一以上であれば投資が適当であるということでございますが、こういった結果、及び地元の関係者から優良な農地造成と防災効果に対する大変強い期待を受けて、この事業を開始したわけでございます。

○秋葉委員　六月に、私たち五人の国会議員で質問主意書を提出いたしました。

その中に、この諫早の工事費についての詳細を教えてもらいたいという項目があります。一つ、一つ、例えば堤防をつくるのに幾らかかったか、あるいは地元対策費というのもありますけれども、項目を挙げて大体十項目ぐらいについてそれぞれ費用を示してほしいということを伺いましたけれども、残念ながら、これはあれですか、農水省の方、老眼が進んでいて細かい字が見えないのか、かつたのかもしれないのですが、なぜか、そここのところは答えていただけなくて、総額が出てまいりました。

総額を足すと、今の数字の千三百五十億じゃないのですよ。大体二千七百億ぐらいになるのです。ですから、これは投資額が約半分ぐらいになつてゐるわけですから、今の話で、千三百五十億投資して出てきた効果というのが、大体とんとんだというのが一近くですから、一・〇二というのはそのくらの話ですが、投資額がこの質問主意書によると倍になつちやつてゐる。ということ、は、この係数が〇・五ぐらいになつてゐるということなんです。

当初の計画では確かに千三百五十億なんです
が、実際にかかっているお金が、質問主意書の答
えによると、倍になっているわけです。それ
はやはりそのお金でちゃんと計算をしなくちゃい
けないのじゃないでしょうか、そういうふうに當

識には思えるのですけれども、いかがでしょう
か。

○山本(徹政府委員) 先ほど御説明申し上げました費用対効果につきましては、昭和六十一年の事業開始時に、その当時の価格体系で計算したものでございます。

それ以降、地元の強い御要望に沿つて事業を進めておりまして、現在までに約七割の事業が完了しておりますけれども、平成七年度の単価では総事業費につきまして二千三百七十億円を一応見込んでおりますが、本年四月に潮受け堤防の締め切り以後、ことしは特に雨が多い年でございまして、たけれども、この雨に対する地元の防災効果、及び地元の農業団体等から優良な農地造成に対する期待が大変強く、事業を計画どおり促進するよう、という強い要望をいただいております。

○秋葉委員 地元の要望があるかどうかというのは全然伺っていないのですけれども、それから雨の話も全然していないのですが、先に言っていたいただきましたからお見せします。これは、ちよつと済みません、上田議員のようにもうちよつと士きなバネルにすればよかったのですが、諒早で雨が降ったときの写真です。島原鉄道というのが写っているのですが、土地の人の話によりますと、この島原鉄道が冠水したのは、四十年前の諒早大水害以来ということです。

ほかにもいろいろデータがございますけれども、この堤防ができて、ことし雨が降って、それで防災効果があった。もともと、畑あるいは田んぼの冠水、これが災害だというふうに考えること自体が私はおかしいと思います。

そもそこは干拓地ですから、干拓地は大抵海より低いところにある。ゼロメートル地帯にある。それを農地として使えということであれば、その干拓を行った責任者がきちんと排水の措置も講じなくては行けない。冠水が起らないようにするために、それからそれを売らなくては行けないというのだから常識だと思えますけれども、欠陥商品を売つておいて、それで、今度は新しく堤防をつくつたから

冠水がなくなりました。しかも、実際にはなくなっていないものをなくなったというふうに強弁を使って、しかも、過去の自分たちの欠陥商品がそれであたかも隠せるようなことを言うというのは、本当にふらちな話だと思いますが、済みません、ちよつと感情的になりました。

実は今のお答えの中では全く出てきておりませんけれども、かつての計算であるということですけれども、かつての計算で、ですから、何十年前の計算であつと、それがそのまま通つてしまふというのは、現実問題としておかしいわけですか。しかも、今地元のいろいろな要望があるという話でしたけれども、その声も、それではこれが農地として実際に使われた場合にどのくらいの収入があるのか、現在の時点できちんとした計算を行つて、それで、その責任ある数値をきちんとして出して議論するのが最低限農水省の責任だと思ひますけれども、大臣、それはどうお考えになりますか。

○島村国務大臣　前々から御説明がなされておりますように、この諫早の干拓事業というのは、大きく言つて二つの目的を持ってあります。一つは、御承知の、平たんかつ大規模な農地を造成し、意欲のある農家による生産性の高い野菜や畜産の農業を実現するための事業、いま一つは、高潮、洪水の常襲地帯である諫早湾地域の防災対策も目的としているわけです。

そこで、論より証拠、地元がどう受けとめているかの例を私申し上げますが、実は七月十七日に藤本元農林水産大臣あてに感謝状が来た旨は前に御報告したところですが、実は十月六日、まだ何の仕事もしていない私あてにまた同じようなお手紙をいただいております。ちよつと読みます。

本年諫早灣沿岸地域は、五月から八月にかけて、年間総雨量に匹敵する豪雨に見舞われ、しかし、潮受け堤防の締め切り効果により、外潮位の影響を受けることなく調整池の水位が低く保たれていたため、湛水時間が短く被害が最小限度に抑えられました。このことや

ら、諫早湾干拓事業の防災効果を実感し、改めて感謝申し上げる次第でございます。

諫早湾干拓事業は、地形的に平坦な農地に乏しく、優良農地の維持確保が困難な長崎県において、平坦でかんがい用水が確保された生産性の高い農地を造成して、農業振興による地域の活性化を図るものであり、併せて、諫早湾地域において過去幾度となく発生してきた高潮・洪水などの災害を防止するという面からも緊急不可欠な事業であり、云々。

それで、結びに、

何百年も前から先人達が渾と闘いながら干拓を続けてきた歴史を知る私たちは、将来に向けて安心してこの地に暮らすため、国営諫早湾干拓事業の促進と早期完成を強く要望します。

これは、潮受け堤防内一市四町……

○中川委員長 農水大臣、質疑時間が過ぎましたので、簡単に御答弁願います。

○島村国務大臣 はい。一市四町のいわば代表者の感謝状であります。

○中川委員長 秋葉君、時間が参りました。

○秋葉委員 済みません、一言だけ言わせてください。

今、手紙をお読みになりました。私は、ここに写真を持ってきております。それぞれ言っていることが違います。こういうふうには、それも第三者、島村大臣と私ではなくて第三者が、片方はいいと言ひ、片方は悪いと言っている。そういうときにどういうふうにするか。これは、人類の文明史の中で、例えばガリレオという偉い人がいましたけれども、何をやるかという、実際に事実をもって確かめるということと決着を図るというのが我々の知恵だと思います。

ですから、先日は諫早には行かないとおっしゃいましたけれども、大臣が直接行って、やっぱり自分の目で確かめていただくことが一番大事だと思います。その証明を、図らずも今手紙を読んでいただいて、されたわけですから、ぜひ諫早に

行っていただけ、そのことをお願いして、私の質問を終わります。

○中川委員長 これにて秋葉君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十四日金曜日午前十時委員会、午前九時理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十三分散会

平成九年十月三十日印刷

平成九年十月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局